

松本歯科大学
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成20年6月
松本歯科大学

目次

・ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
・ 松本歯科大学の沿革と現況	4
・ 「基準」ごとの自己評価	6
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6
基準 2 教育研究組織	10
基準 3 教育課程	20
基準 4 学生	33
基準 5 教員	47
基準 6 職員	60
基準 7 管理運営	66
基準 8 財務	73
基準 9 教育研究環境	79
基準 10 社会連携	89
基準 11 社会的責務	95
・ 特記事項	101

・ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 松本歯科大学の建学の理念

松本歯科大学は、矢ヶ崎康先生（現理事長）によって 1972 年に設立され、今年で創立 36 周年を迎え、歯学部、大学院歯学独立研究科（2003 年開校）、総合歯科医学研究所、附属病院から成り立っている。また、歯科衛生士を養成する専修学校として松本歯科大学衛生学院を併設している。これらの組織設立の基盤は、下記の建学の理念に基づいている。

建学の理念

佐久間象山、福沢諭吉両先生の学訓に従い
国手的精神に立脚し
教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究め
近代民主主義の本源的価値観と世界観を確立し
人間の尊厳を認識せしめつつ民主主義的人格を陶冶し
深遠な真理を追求しつつ科学思想昂揚の完璧を期するにある
過去より未来を通じての現代の世界史的位置を認識せしめ
偉大な人類の業績を讃えると共に
未来への方法と科学的展望を確立せしめる
教学一致の不断の研鑽と遠大な理想に基づき
輝ける高雅な環境の醸成につとめ
自治の尊厳を守り
芸術を尊び高度の情操を育成せしめる

創立者 矢ヶ崎 康

この建学の理念は、本学で学ぶ者が佐久間象山や福沢諭吉に見られるような、修学による独立自尊の精神を涵養し、すべての人の平等な権利を認め、他の人格を尊重する民主的な世界観を尊重し、身に着けることを目指す。さらに研究を通じた真理の探究と科学的な精神を養うとともに、良き歯科医師となるために情操豊かな人間性の涵養と社会性・国際性を身につけた優れた個人となることを教育の基本とする。このような精神に基づいて、地域医療の向上と人々の口腔の健康増進に寄与することこそが人命を貴ぶ歯科医師のあり方であり、本学の目指す教育の基本理念である。

このような目的を達成するために、各学年のカリキュラムに記した教養科目、専門基礎科目、専門臨床科目、臨床実習を通して専門の学問と技術の修得を図るとともに、Campus Inn（学生寮）を建設して、2006 年度より第 1 学年は全員、2～6 学年は任意の入寮を認

め、良き学習態度、生活態度の養成を図るべく多大な努力をしている。特に、1学年の全寮制は本学の教育方針である「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」の一步として、初年時の段階で、人間として、歯科医師として規律ある健全な生活習慣と学習習慣を身につけることを目指している。そのために、快適な寮生活がおくれるように家具、電気製品などの調度を備えた個室と多目的に利用できるセミナー室やグループ学習ができるチューター室があり、快適な居住環境と学習環境を整えている。寮費は1年間無料である。「寮生活は楽しく、入って良かった」と思える寮運営の確立を学生とともに築きあげて行きたい。

このように、単なる歯科医療の技術上のスペシャリストではなく、人間性豊かな歯科医師を養成することが、建学の理念に基づく教育目的である。

また、研究を通じた真理の探究と科学的な精神を養うために、2003年に大学院歯学独立研究科を設立した。大学院研究科の目的は、松本歯科大学大学院学則第1条に「松本歯科大学大学院は、口腔生命科学の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、さらに同学則第5条に「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする」と定めている。すなわち、新世紀にふさわしい先進的研究を展開し、科学的真理追究の先端に立つとともに、その結果を歯科医学教育に反映させて教学一致を図り、歯科医療の質の向上に努めることが大学院の目的である。

2. 松本歯科大学の特性・特色

わが国の人口の少子化、高等教育水準の低下などが問題となる中、歯科医師需給問題、卒後研修の必修化など歯科医学教育を取り巻く環境も厳しくなっている。松本歯科大学は、学生の学習・生活態度の習慣づけ、コミュニケーション能力の向上、医療の向上、地域歯科医療への貢献、歯科医学研究の発展をめざしてさまざまな努力を行ってきた。その結果として現れている本学の特徴・特色を以下に要約する。

(1) 快適な教育環境

良き学習・生活態度を習慣づけるための Campus Inn (セミナー室・チューター室などの学習環境と快適な居住環境を備え、学習と生活をサポートする学生寮) の設立、教育学習支援センターの設立による教育課程の総合的な検討、学生相談室および保健室の設置による学生の心理カウンセリングおよび健康相談の実施、低料金(500円)での一日三食の提供の他、学生の健康保持のための体育館の施設拡充(計画中)、美しいキャンパス自然環境の維持、学生イントラネットを利用した、e-Learning、インタラクティブスタディ、Web シラバス・データベース、学生証(ICカード)を利用した出欠管理やイントラネット上で学生と教員がテスト結果の確認や個々の問題の理解度の分析もできるシステム等の IT 環境の整備などがある。

(2) 大学全入時代に対応した歯科医学教育方針

初年次における歯科医学入門教育の実施、少人数教育の充実、Early Exposure(早期体験学習)実施、各科目を統合する総合講義の実施、PBL教育による自己学習能力

の開発、 6年一貫制の「医療人行動学」科目によるコミュニケーション能力の向上、
6年次診療参加型実習の拡充、 総合的に評価する進級試験の導入などがある。

(3) 活発な研究活動

本学は、「建学の理念」の具現化として、松本歯科大学全体の研究活動の中核となる総合歯科医学研究所を1989年に設置した。その後、研究活動をより一層推進するため、2002年に学際的・横断的な研究組織からなる3部門に改組し、様々な研究実績をあげている。

この研究所は附属施設としてハイテクセンターを擁し、先進的な研究所として高度な研究機器・設備を整えている。その特徴として、

個人研究費と推進研究費の分配による独創的・個性的研究の促進を図るとともに、大型研究機器購入予算を重点的に配分しプロジェクト研究の育成も図る、 私立歯科大学ではトップクラスの文部科学省科学研究費補助金の獲得状況、 国際的に評価される研究業績および国内外の大学、研究機関、企業との共同研究などの促進を図る。

(4) 特色ある研究・教育を行う大学院歯学独立研究科

本学大学院は、「競争的環境の中で個性輝く大学院」を目指し、活発な研究活動を行う総合歯科医学研究所を基盤として、硬組織疾患制御再建学講座、顎口腔機能制御学講座、健康増進口腔科学講座の3大講座からなる独立研究科として2003年に設立された。

私立歯科大学としては初めての試みとして昼夜開講制による社会人選抜を導入し、「開かれた大学院」として大学院学生の高い充足率を誇る 博士(歯学)に加え、博士(学術)博士(臨床歯学)の専攻区分を創設し、学際的研究の発展とともに専門医・認定医とも直結できる高度専門職業人の育成など特色ある研究・教育を行っている。

(5) 21世紀医療を目指した附属病院

2008年4月に開院した新病院により、地域歯科医療への貢献をさらに拡充する。内容的には 総合歯科の開設、新診療科(口腔インプラント科、お口の健康科)・特別専門外来・医歯連携外来の開設、一般医科の併設(内科、眼科の新設)、病院業務の電子化への対応、学生臨床実習システムの改善、OSCE教育、バリアフリー設計などがあげられる。

・松本歯科大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

1972年1月29日	学校法人松本歯科大学設置認可
1972年1月29日	松本歯科大学設置認可
1972年2月18日	本館竣工
1972年4月1日	松本歯科大学開学
1972年4月28日	桔梗ヶ原学生ハイツ(男子)竣工
1972年6月24日	松本歯科大学病院開設許可
1972年6月26日	松本歯科大学病院開設
1973年3月31日	桔梗ヶ原学生ハイツ(女子1~3)竣工
1974年4月28日	体育館竣工
1975年8月30日	実習館竣工
1976年2月4日	歯科衛生士養成所指定
1976年7月31日	講義館竣工
1977年3月9日	専修学校松本歯科大学衛生学院設置認可
1977年4月1日	専修学校松本歯科大学衛生学院開校
1977年4月9日	歯科技工士養成所指定、専修学校松本歯科大学衛生学院に 歯科技工士科を開設
1977年12月1日	本部館竣工
1989年11月1日	総合歯科医学研究所・生体材料開発部門を開設
1991年10月1日	総合歯科医学研究所に顎・口腔形態機能研究部門を併設
2002年4月1日	総合歯科医学研究所を3部門(硬組織疾患制御再建学部門、 顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門)に改組
2002年12月10日	創立30年記念棟竣工
2002年12月19日	松本歯科大学大学院設置認可
2003年4月1日	松本歯科大学大学院歯学独立研究科開校
2003年4月15日	ハイテクセンター竣工
2006年3月31日	専修学校松本歯科大学衛生学院歯科技工士科閉科
2006年4月6日	Campus Inn(学生寮)第1期工事竣工
2007年4月6日	Campus Inn(学生寮)第2期工事竣工
2008年4月15日	松本歯科大学新病院開院

2. 本学の現況

大 学 名：松本歯科大学
所 在 地：長野県塩尻市広丘郷原 1780 番地

学部等の構成：松本歯科大学 歯学部歯学科
 大学院歯学独立研究科 口腔疾患制御再建学専攻
 併設する専修学校：松本歯科大学衛生学院 衛生士科

学生数

(2008年5月1日現在)

学部・学科	開設年度	入学定員	収容定員	学生数
歯学部歯学科	1972年	120	720	628
大学院歯学独立研究科	2003年	18	72	81

職員数

(2008年5月1日現在)

教育職員	220
医療職員	153
事務職員等	156

・「基準」ごとの自己評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1 - 1 . 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1 - 1の視点》

1 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1 - 1の事実の説明(現状)

1 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の理念は、学生および教職員に毎年度配付する手帳に掲載しており、本学の公式ホームページ、大学パンフレット「MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY」、シラバス等にも掲載し、学内外への周知を図っている。また、これらに加えて、職員が日常的に利用する「職員イントラネット」への掲載(2006年度)および学生が日常的に利用する「学生イントラネット」への掲載(2007年度)を実施した。そのほか、本部館正面玄関には、建学の理念を記した石碑を設置しており、さらに、毎月発行され、学内全員に配布される広報紙「Campus Today」では、創立者矢ヶ崎康先生の時局に対する考え方が毎号に連載され、建学の精神に基づいて現代社会を如何に考えるかについて見解が説かれている。

以上、建学の精神を伝える対象と手段の関係をまとめると表1-1に示すとおりとなる。

表1-1 「建学の理念」の周知・公表手段

対象		手段
学内	全体	大学手帳
	職員	職員イントラネット
	学生	学生イントラネット
シラバス		
学外		公式ホームページ
		大学パンフレット

(2) 1 - 1の自己評価

建学の理念は公式ホームページにおいて日本語および英語で紹介されているほか、大学案内に類する多くの印刷物に記載されており、学内外に周知・公表を図っている。建学の理念を周知させる方法に関しては十分であると考えます。

ただ、建学の理念は、大学創設時の創立者の強い意気込みを示す格調高い文で綴られているが、時代の経過に伴って漢字や漢語を使い慣れない世代の学生にとってはその理解度が課題である。

(3) 1 - 1の改善・向上方策(将来計画)

本学で教育を受けようと志す者および本学で教職員として働く者のために、また本学に

関心を持つ人に本学の建学の理念を広く、詳しく公表することが責務であるとする。また、建学の理念の内容的な理解を深める必要がある。そのため、学生に対しては入学時のオリエンテーションおよび「入門歯科医学」の授業において、職員に対しては新入職員の研修時に建学の理念、建学の歴史を解説している。今後もこの方針を堅持する。

1 - 2 . 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1 - 2 の視点》

- 1 - 2 - 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1 - 2 の事実の説明(現状)

- 1 - 2 - 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学は、法人の目的として「学校法人松本歯科大学寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、歯科医学に関する私立学校を設置し学校教育を行い、建学の理念に基づき、有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。

さらに、大学の目的として「松本歯科大学学則」第1条において、「松本歯科大学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする」と定めている。この目的を達成するために「松本歯科大学学則」第4条において表1-2に示す5項目の教育目標を掲げ、教育の方向性を提示している。

表1-2「教育目標」(「松本歯科大学学則」第4条)

<p>本学は第1条に基づき、建学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように、次の5項目を達成することを目標として定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科医師としての倫理に基づいて行動できる人間を育成する。 (2) 生涯にわたって発展させるべき歯科医師として必要な基本的態度、習慣を身につけさせる。 (3) 歯科医師となるために必要な基礎的知識と基本的技能を修得させる。 (4) 歯科医学の問題を正しくとらえ、自然科学のみならず、社会科学的、人文科学的方法を総合して解決するための基本的な能力を修得させる。 (5) 知識・技能・態度を自ら評価し、かつ自発的学習と修練によって、それらを向上し続ける習慣を身につけさせる。
--

これらの目標を達成するために、2007年度に「教育学習支援センター」を設立し、専任教員を4人配置している。このセンターでは、教育の長期的な計画を立案すること、共用試験・歯科医師国家試験対策を考慮した教育課程を計画することなど、教育関係の企画立案に当たる。「教育学習支援センター」の目的と業務については、「松本歯科大学教育学習支援センター規程」に定めている。

さらに、毎年多くの教育FD研修会を行っているほか、若手教員を対象としたワークショップを開催し、絶えず教育方法の改善に努力を払っている。

大学院の目的については、「松本歯科大学大学院学則」第1条において「松本歯科大学大学院は、口腔生命科学の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。さらに「松本歯科大学大学院学則」第5条においては、研究科の目的として「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と定めている。

1 - 2 - 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。

「松本歯科大学学則」および「松本歯科大学大学院学則」は学生および教職員に毎年配付する手帳に掲載しており学内に周知を図っている。本学の使命・目的を具体的に示す「教育目標」（「松本歯科大学学則」第4条）は、手帳はもとより、学生に配付するシラバスに掲載しているほか、「学生イントラネット」および「職員イントラネット」にも掲載して周知を図っている。

1 - 2 - 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学公式ホームページおよび大学パンフレット「MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY」には、建学の理念に基づき、本学の使命・目的を具体的に示す「教育目標」（「松本歯科大学学則」第4条）を掲載している。

大学院の目的については、「松本歯科大学大学院学則」第1条に定められ、公式ホームページに掲載している。また、大学院学生募集要項には、「松本歯科大学大学院学則」第5条に定める研究科の目的を記載している。

まとめると、大学の使命・目的は、表1-3のように学内へ周知し、学外に公表している。

表1-3 大学の使命・目的の周知・公表手段

対象		手段
学内	全体	大学手帳
	職員	職員イントラネット
	学生	シラバス
学生イントラネット		
学外		公式ホームページ
		大学パンフレット
		学生募集要項

(2) 1 - 2の自己評価

建学の精神に基づく本学の使命・目的および教育目標は本学の公式ホームページ、パンフレットに掲載し、学生および職員への周知を行っているため、誰でも知ることができる状態である。

大学院の使命・目的については、大学の使命・目的および教育目標と比べ周知度が低いと考えられる。

(3) 1 - 2の改善・向上方策(将来計画)

シラバス、学生イントラネットなどを利用して周知を図っているほか、入学時のオリエンテーションや第1学年講義「入門歯科医学」において解説を行っているが、これらは日常的に目に触れる場所に掲示されていない。今後は学生ラウンジの電子掲示板への掲載など容易に見ることができる方法を考える。

大学院の使命・目的をより確実に周知するためには、大学院学生に対する入学時のオリエンテーションのみならず、学内外に対して大学院の広報活動をより一層活性化する。

[基準1の自己評価]

建学の理念をはじめとして教育目標などは、上に記したように本学の多くの印刷物、ホームページに示されている。本学に対する理解と共感を得るために、今後より一層、様々な媒体を介して周知徹底を図る必要がある。

[基準1の改善・向上方策(将来計画)]

建学の理念は、大学創立者の教育研究に対する強い意気込みを示すと同時に、松本歯科大学の教育、研究の基本的精神を表わしているが、時代の経過に伴って漢字や漢語を使い慣れない世代の人たちに十分理解されない恐れがある。内容的な理解を図るために、学生においてはオリエンテーション時に、また、職員においては採用時に十分な解説を行うほか、全職員、全学生に改めて解説を行う。

基準 2 . 教育研究組織

2 - 1 . 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2 - 1の視点》

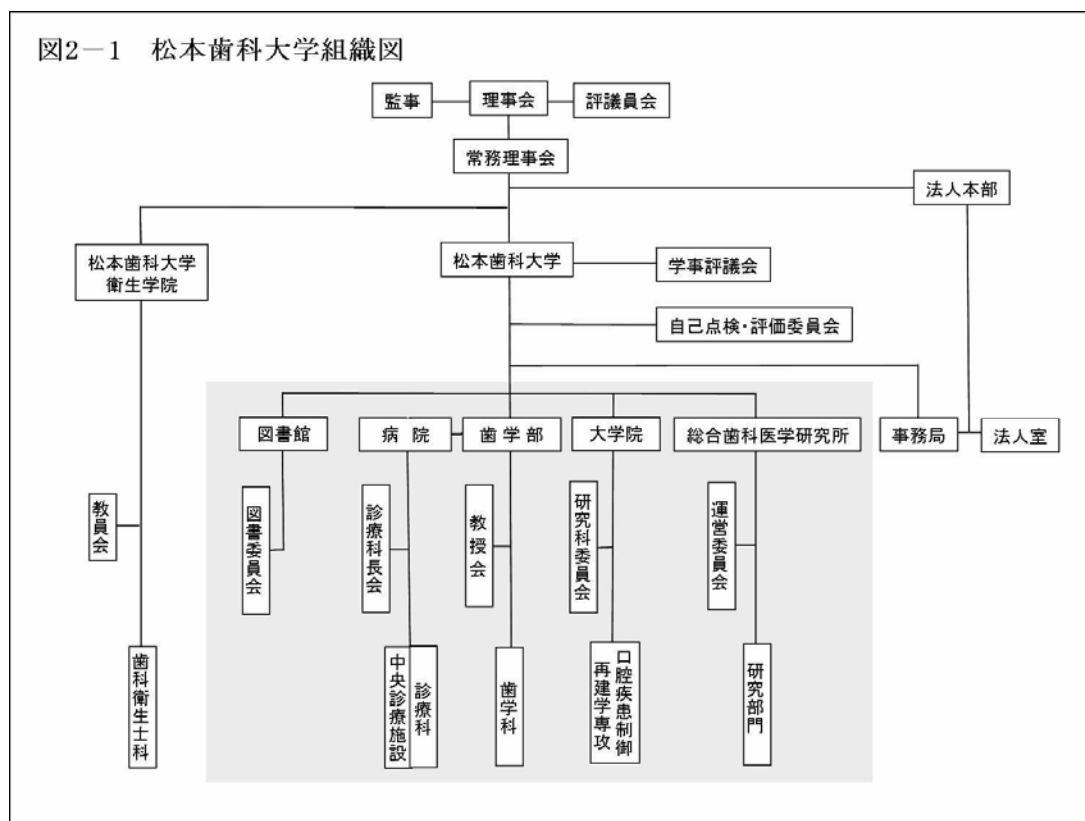
2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が適切な規模、構成を有しているか。

2 - 1 - 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2 - 1の事実の説明（現状）

2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が適切な規模、構成を有しているか。

本学は、「松本歯科大学学則」第1条の目的を達成するため、歯学部（学則第3条）附属病院（学則第65条）図書館（学則第66条）総合歯科医学研究所（学則第67条）お



よび大学院歯学独立研究科（学則第68条）を設置している（図2-1）。また、各教育研究組織の概要は表2-1に示したとおりである。歯学部は、20講座（基礎10講座・臨床10講座）・10科目からなる教育組織で構成されている（表2-2）。また、2007年から歯学部に「教育学習支援センター」を新たに組織した。

表2-1 教育研究組織の規模と構成

	(規 模)	(人 員)
(1) 歯学部歯学科	収容定員	720人
	基礎講座	10講座
	臨床講座	10講座
	教養科目 センター	10科目
(2) 附属病院	診療科	歯科 11科 医科 4科
	病 床 チェアー	31床 108台
(3) 図書館	蔵 書 閲覧室	16万冊 198席
(4) 総合歯科医学研究所	部 門	3部門
	附属施設	ハイテクセンター
(5) 大学院歯学独立研究科	収容定員	72人
	講 座	3
		専任(助教以上) 103人 兼担(助教以上) 35人 兼任(助教以上) 139人 専任(助教以上) 4人 兼担(助教以上) 1人 司書 7人 専任(助教以上) 17人 兼担(助教以上) 21人 専任(助教以上) 21人 兼担(助教以上) 58人

教育学習支援センターでは、歯学部教育の中長期計画の立案、教員の授業改善や学生の学習支援に関する事項、初年次教育の在り方、共用試験の円滑な実施、国家試験対策、学生による授業評価や教育評価の企画立案などを取り扱う(松本歯科大学教育学習支援センター規程第3条)。このセンターはセンター長などの兼任教員以外に専任教授3人と臨床心理士1人、計4人の専任教員からなる組織である。

表2-2 松本歯科大学歯学部講座および科目構成

教養科目	基礎講座	臨床講座
倫理学	口腔解剖学第1講座	歯科保存学第1講座
経済学	口腔解剖学第2講座	歯科保存学第2講座
社会思想	口腔生理学講座	歯科補綴学第1講座
物理学	口腔生化学講座	歯科補綴学第2講座
化学	口腔細菌学講座	口腔顎顔面外科学講座
生物学	口腔病理学講座	歯科矯正学講座
英語	歯科薬理学講座	歯科放射線学講座
ドイツ語	歯科理工学講座	小児歯科学講座
言語表現	口腔衛生学講座	障害者歯科学講座
体育	社会歯科学講座	歯科麻酔学講座

附属病院である松本歯科大学病院は、2008年4月、総合診療科や専門外来に加え、新たに内科と眼科を併設した新病院としてリニューアルした。本学の図書館は、1,760㎡の施設内に198席を備え、図書約16万冊に加え多数の定期刊行物や電子ジャーナルなどの資料を有している。

総合歯科医学研究所は、助教以上の専任教員は17人で、硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門および健康増進口腔科学部門の3研究部門から成る。各部門は、教授、准教授、講師、助教および助手の研究スタッフから構成され、大学院歯学独立研究科の基盤組織となっている。大学院歯学独立研究科は、総合歯科医学研究所を基盤とした1

研究科1専攻の博士課程である。研究所の3部門を中核とした3つの大講座に12のユニットを置き79人の大学院担当教員で構成されている。

2-1-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は、図2-1と表2-1に示したように、学部(1学部1学科)総合歯科医学研究所、大学院(1研究科1専攻)に図書館と附属病院を備えた教育研究組織である。歯学部に教授会(松本歯科大学教授会規程)総合歯科医学研究所に運営委員会(松本歯科大学総合歯科医学研究所規程)大学院に研究科委員会(松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程)病院に診療科長会(松本歯科大学病院診療科長会規程)および図書館に図書委員会(松本歯科大学図書館規程・同図書委員会内規)が設けられている。

歯学部教授会は、「松本歯科大学教授会規程」第2条に従って歯学部、総合歯科医学研究所、大学院に所属する全ての専任教授によって構成されている。さらに、各組織の円滑な運営に必要な連絡、調整および協議を行うため、学長以下各組織の責任者である、歯学部長、大学院歯学独立研究科長、総合歯科医学研究所長、図書館長、病院長、衛生学院長、事務局長を委員とする学事評議会が設置されている(松本歯科大学学事評議会規程第1、2条)委員会は、月1回開催され、組織間の連絡調整、教育研究における全学的重要事項、理事会又は常務理事会からの付託事項等について協議を行っている。

(2)2-1の自己評価

本学は、歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科で構成されている。歯学部は20講座・10科目からなり、新設された教育学習支援センターには専任教員4人が配置され、適切な規模と構成である。特に、図書館の規模や蔵書数は、単科大学としては充実している。附属病院はこれまでの形態を改変した診療科や専門外来に加え、内科と眼科を併設した新病院であり、歯科医学教育や研究を遂行するための組織として十分な規模を有している。3部門からなる総合歯科医学研究所は、大学院歯学独立研究科の基盤組織でもあり、本学の研究組織の特徴的な組織と言える。学部講座の縦型の研究組織の壁を撤廃することで、各研究領域がゆるやかに結合し、学際的な研究の推進を可能にしている。さらに研究科の目的である創造性豊かな優れた研究者の養成、社会環境に柔軟に対応できる学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人の養成を図るための優れた組織形態である。

本学を構成する組織である歯学部、総合歯科医学研究所、大学院、図書館、附属病院は、各々に教授会、運営委員会、研究科委員会、診療科長会および図書委員会などの組織を具備しているので、各組織の独立性が担保された相互関連を保持している。一方、本学の歯学部の教授会は、すべての組織の専任教授から構成されているため、各組織間の相互連携が保たれている。さらに、学長以下各組織の責任者で構成された学事評議会が設置されているので、全学的な諸問題に関する協議や調整が容易であり、各組織が適切な関係を保持していると考えている。

(3)2-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科から成る組織は、目的達成に十分な規模と構成であり、今後ともこの組織を維持していくことが最も重要である。また、新設された教育学習支援センターや新病院については、先ず各々の基本的な役割を遂行し、年度末に実績評価を行う。さらに、各組織の独立性と強固な連携を担保するため、引き続き各委員会、教授会および学事評議会の適切な運営を継続する。

2 - 2 .人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2 - 2の視点》

2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2 - 2の事実の説明(現状)

2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

【歯学部】

教養教育の従来の概念は大きく変化しており、本学では広義の教養教育を1年次と2年次に実施している。これには従来の教養教育に加えて「大学教育への円滑な移行を促す補充教育」「専門教育・歯科医学への導入教育」「豊かな教養と高い人格を育む人間力教育」が含まれる。中でも専門教育に必要となる基礎的学力の向上と学習姿勢を育む教育に重点を置き、教養教育の強化を図っている。

これらの教育は、教養科目(10科目)教員以外に、歯学部の基礎系講座や臨床系講座の教員、総合歯科医学研究所あるいは大学院の教員も担当し、教養部長が統括している。教養教育全体の計画や運営は教務委員会で行っている。この委員会に教養科目の教員、1年と2年の学年主任および教養部長の計4人が出席し、さまざまな連携を図っている。さらに、上部組織である学務委員会には「松本歯科大学学務委員会規程」第2条第2項によって教養部長と教務部長が委員として出席している。

また、教育学習支援センターはその業務のひとつとして教養教育の充実を図るための企画や提言を行っている(松本歯科大学教育学習支援センター規程第3条)。さらに、2006年度から新入生の全人的学習支援を行うための全寮制度(宿舍名 Campus Inn)が導入され、常駐の教職員(教員3人、職員1人)を中心とした指導体制を組んでいる。

【大学院】

大学院では教養教育に関する科目として、1年次に導入科目を4科目(「口腔疾患制御再建学研究論」および「医療・科学倫理学概論」については必修、「口腔生命科学研究方法論」および「口腔生命科学臨床応用論」については選択必修)配置している。

特に、「医療・科学倫理学概論」では、博士課程特有の教養教育として論文指導および医療統計に関する内容を含み、大学院担当教員が講義にあたっている。また、同科目では、研究者、高度専門職業人に必要な倫理教育および国際社会への対応を目指した英語講義を行っており、授業担当者には、4人の歯学部教養科目担当教員を配置している。

2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

【歯学部】

教養教育のカリキュラム実施運営は各科目の統括責任者が担い、教養部長がこれらを統括している。教養部長は教務委員会の委員として教養教育の全般に関する事項の協議や調整に参画する立場にある。教務委員会は教務部長が委員長を務め、諸事項に対して責任を負う体制が取られている。機関決定を要する事項については、教養部長と教務部長が委員を務める学務委員会を経て教授会の審議に付されている。

【大学院】

導入科目を含めた博士課程における全てのカリキュラムを検討する委員会として、研究科カリキュラム委員会を置いている。研究科カリキュラム委員会では、現状の把握、問題点の整理等、博士課程におけるカリキュラムについて検討し、検討された事項は、研究科運営委員会に諮られた後に研究科委員会で審議、決定される。

(2) 2 - 2の自己評価

【歯学部】

本学の教養教育は、教養科目の専任教員に加えて歯学部、総合歯科医学研究所あるいは大学院の教員が担当している点はユニークで、幅広い教養教育の実施が可能な科目編成になっている。これらを統括するために教養部長が置かれ、さらに教養部長が出席する教務委員会、教養部長と教務部長が出席する学務委員会が運営組織として整備されているので、教養教育全般に関わる情報の共有化と対応については統一化が図られている。

また、教育学習支援センターによる企画や提言、寮に常駐する教職員による指導体制も、現状に合致した有益な体制である。教養教育が教養科目の専任教員以外の多様な教員組織で実施されている特殊な組織形態であるが、現場の運営を統括する教養部長、教務委員会を統括する教務部長、そして学務委員会を統括する学長など、各階層に応じた責任体制が適切に整備されている。

【大学院】

博士学位にふさわしい教養を修得させるため、導入科目では専攻分野以外の領域についても学ぶことができる科目が設定され、教養教育の充実が図られている。「医療・科学倫理学概論」では、論文作成や医療統計に関する講義については大学院担当教員を配置し、英語講義および倫理教育については、歯学部教養科目担当教員を配置することにより、大学が一体となって博士課程における教養教育に関する組織を整えている。

(3) 2 - 2の改善・向上方策(将来計画)

【歯学部】

本学の教養教育は全学的な教員組織で展開されており、引き続き教養部長を核とした組織の適切な運営に努める。教養教育は時代背景とともに変遷を余儀なくされている。本学における教養教育を検証するために、教育学習支援センターを中心に学生の成績などのデータを継続的に分析し、中長期的な計画を立案する。教養教育の責任体制も適切に取られているので、教養部長を中心とした体制を維持する。

【大学院】

博士課程にふさわしい教養教育について、現状のカリキュラムを精査し、今後も研究科カリキュラム委員会を中心に検討を重ねていく。外国語の授業については、国際社会に対応できる外国語の修得を目指していく上で、英語に加え中国語の授業も取り入れた具体的なカリキュラムの作成を行う。

2 - 3 . 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2 - 3の視点》

- 2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分機能しているか。

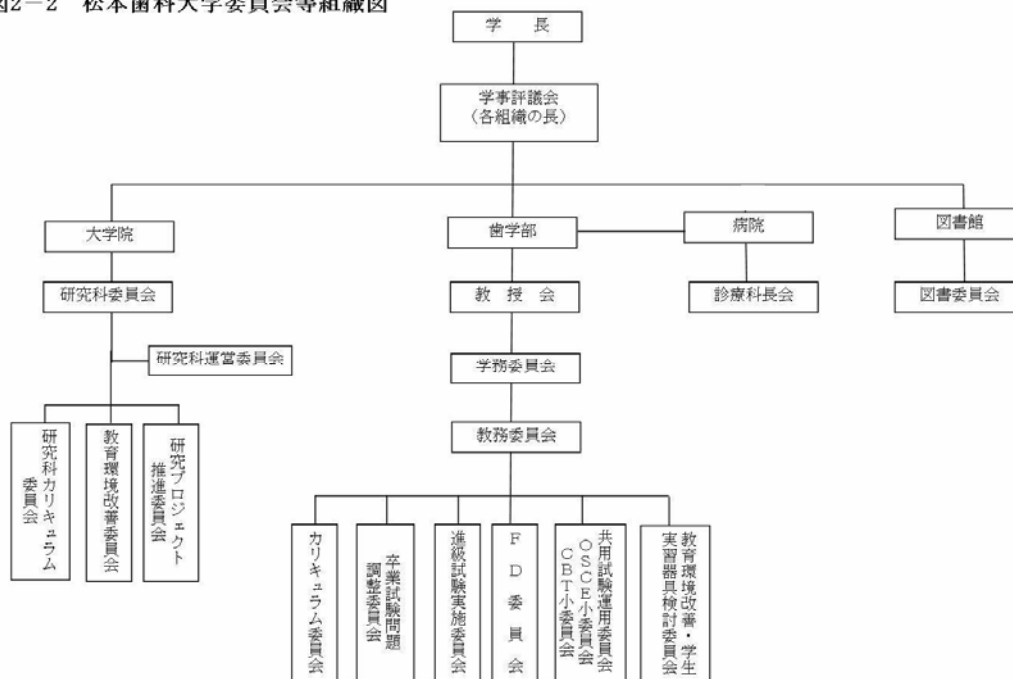
(1) 2 - 3の事実の説明(現状)

- 2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

【歯学部】

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、図 2 - 2 のとおりで、教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備されている。

図2-2 松本歯科大学委員会等組織図



教育、厚生補導に関する事項を協議、調整する組織として2006年4月に教務委員会が設置された（松本歯科大学教授会規程第7条）。「松本歯科大学歯学部教務委員会規程」第2条に従って、委員長は教務部長が務め、学生部長、教養部長、各学年の主任、各委員会の責任者、教育学習支援センター、学生相談室、Campus Innの担当で構成されている。本会の専門委員会として、「カリキュラム委員会」「FD委員会」「共用試験運用委員会」などが置かれている。本委員会で協議、調整された事項は、その上部組織である学務委員会に報告される。

学務委員会は、教授会の効率的な運営を進めるにあたり学長の諮問事項を協議、調整するために設けられている（教授会規程第7条）。委員は「松本歯科大学学務委員会規程」第2条によって学長、大学院歯学独立研究科長、歯学部長、病院長、事務局長および2項によって教務部長、学生部長、教養部長で構成されている。教育、研究、学生の厚生補導などに関するあらゆる事項の審議機関（学則第11条）として教授会が設置され、学長と専任教授で構成されている（学則第10条、松本歯科大学教授会規程第2条）。さらに本学の円滑な運営に必要な連絡、調整および協議を行う組織として学事評議会が設置され、学長以下各組織の責任者である歯学部長、大学院歯学独立研究科長、総合歯科医学研究所長、図書館長、病院長、衛生学院長、事務局長で構成されている。

【大学院】

博士課程の教育研究に関わる意思決定機関は、図2-2の一部に示されているとおりである。教育研究に係る管理運営組織として、大学院歯学独立研究科委員会が置かれている。研究科委員会の構成員は、大学院を担当する専任の教授である。通常の研究科委員会は、研究指導教員の資格を有する准教授も出席し、拡大委員会として開催している。

研究科委員会は、博士（歯学、臨床歯学、学術）の学位授与に係る事項など大学院歯学独立研究科固有の教育研究に関する事項を審議している。研究科委員会の運営を効率的に進めるにあたり、研究科運営委員会を設置し、研究科委員会の審議事項について、事前に協議している。研究科委員会の下には研究科運営委員会のほか、研究科カリキュラム委員会、教育環境改善委員会および研究プロジェクト推進委員会が置かれている。

2-3- 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分機能しているか。

【歯学部】

図2-2のとおり、教務委員会には専門委員会が設置され、教育目標を達成するためのカリキュラム編成を行うカリキュラム委員会、教育環境の整備や学生実習の円滑な遂行のための教育環境改善・学生実習器具検討委員会、共用試験、進級判定あるいは卒業判定を厳格に行うための委員会も置かれている。教務委員会には学年主任、クラス主任、教育学習支援センター教員のほか、学生相談室あるいはCampus Innの教員が委員を務め、学習者の要求に対応できるよう教育や厚生補導に関する諸問題を扱っている。

歯学部の教育研究に係わるあらゆる事項が毎月第1水曜日に教務委員会で協議、調整され、必要に応じて学務委員会に上程される。学務委員会は毎月第3水曜日に開催され、学長の諮問事項や教務委員会から提出された案件を協議、調整し、教授会議議を確認している。学務委員会で協議、調整された事項は、毎月第4水曜日に開催される教授会で審議さ

れる。学生の授業アンケートの結果も教務委員会で解析され、学務委員会の議を経て教授会に提示、アンケートに対する各教授からの回答を求めている。

なお、組織間の連絡調整、教育研究における全学的重要事項、理事会又は常務理事会からの付託事項については学事評議会にて連絡、調整および協議されている。

【大学院】

大学院学生の要求等に対応する方法として、学生相談室の設置やオフィスアワーを導入している。カリキュラム改善のため、大学院学生による授業評価を行い、研究科カリキュラム委員会および研究科運営委員会において検討し、研究科委員会で審議している。

大学院博士課程における授業、研究指導の内容および方法の改善を図るため、大学院としてFDをこれまで4回にわたり実施している。

(2) 2 - 3の自己評価

【歯学部】

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備されている。教務委員会には専門委員会が設置され、カリキュラム編成などの教育目標達成に必要な事項の協議や調整が行われている。また、教務委員は各学年を直接指導する学年主任などの教員が委員を務めているので、学習者の要求についても随時協議や調整を行っている。これらの諸事項は、必要に応じて学務委員会を経て教授会で審議され、適切な対応が図られる。

【大学院】

博士の学位授与に関する事項などの大学院歯学独立研究科の教育研究に関する事項は、大学院歯学独立研究科委員会の審議事項となっており、適切に運営されている。研究科委員会の下で管理運営組織は適切に運営されているが、規程化されていない教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会については、規程の制定に向け検討が必要である。より良いカリキュラムとするため、アンケートの実施や相談窓口の設置、オフィスアワーの導入等を行っており、大学院学生の要求に対応できるよう機能している。

(3) 2 - 3の改善・向上方策(将来計画)

【歯学部】

本学の意思決定機関である教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会の適切な運営に引き続き努める。

【大学院】

教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会の規程の制定を進める。

[基準2の自己評価]

【歯学部】

本学は、教育目的を達成するために適切な規模の歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科を備えている。また、教育学習支援センターも備え、充実した図書館や内科と眼科を併設した新病院など、歯科医学教育や研究を遂行するための組織として充実した組織である。しかし、教育学習支援センターや新病院は、設置

後問もなく、評価できる実績はまだない。本学を構成する組織は各々に教授会、運営委員会、研究科委員会、診療科長会および図書委員会などの組織を備え、独立性や良好な相互関連を担保している。

本学の教養教育は、教養科目の専任教員に加えて全学の教員が担当して実施しているため幅広い科目編成になっており、これを教養部長が統括している。そして、教務部長が委員長を務める教務委員会や学務委員会などの運営組織が整備され、各々に適切な責任体制が確立されている。また、教育学習支援センターも教養教育を中長期的に考えるための組織として設置され、有益な体制である。

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備され、教育目的や学習者の要求に対応可能な組織として機能している。

【大学院】

大学院歯学独立研究科については、大学院設置基準を上回る教員が配置され、教育研究上の目的を達成するために必要かつ十分な規模、構成となっている。大学院歯学独立研究科の講座は、3つの大講座で構成され、各研究領域がゆるやかに結合し学際的な研究の推進を可能としている。その組織のもと、創造性豊かな優れた研究者の養成、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人の養成をはかっている。大学院の教育・研究の推進には、各組織が適切な関連性を保って行われており、各教員間の連携もこれに大きく寄与している。

大学院歯学独立研究科の教育研究に関する事項は、研究科委員会の審議事項となっており、適切に運営されている。カリキュラム改善のため、大学院学生による授業評価を行い、研究科カリキュラム委員会および研究科運営委員会において検討し、研究科委員会で審議しており、大学院学生の要求に対応できるよう機能している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科から成る組織は本学の目標を達成するための組織として十分であるが、今後もその規模を維持し、新しい組織である教育学習支援センターや新病院の実績評価を行っていく。各組織の独立性と有機的な連携を担保するための委員会、教授会および学事評議会の適切な運営を今後も継続する。

教養教育は時代背景とともに変遷を余儀なくされている。本学における教養教育を検証するために、教育学習支援センターを中心に学生の成績などのデータを継続的に分析し、中長期的な計画を立案する。

本学の意思決定機関である教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会の適切な運営に引き続き努める。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の教育・研究に関して、今後も各組織レベルでより弾力的に連携し適切な関連を保ってゆく。

博士課程にふさわしい教養教育について、現状のカリキュラムを精査し、今後も研究科カリキュラム委員会を中心に検討を重ねていく。外国語の授業については、国際社会に対

応できる外国語の修得を目指していく上で、英語のみならず中国語の授業も取り入れるなど、具体的なカリキュラムの作成を行う。

教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会の規程の制定を進める。

基準3．教育課程

3 - 1．教育目的が教育課程や教育方針等に十分反映されていること。

《3 - 1の視点》

- 3 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3 - 1 - 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3 - 1 - 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3 - 1の事実の説明(現状)

- 3 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

【歯学部】

本学には建学の理念を具現化するために表3 - 1のような教育目標が学則第4条で明確に定められている。これは、本学が歯学部歯学科の単科で、例外なく歯科医師を目指す学生が修学している現状や社会が求める歯科医師像に応え、学校教育法第83条にも準拠した5項目の教育目標を設けている。

表3 - 1 教育目標

<p>教育目標(学則第4条)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 歯科医師としての倫理に基づいて行動できる人間を育成する。2. 生涯にわたって発展させるべき歯科医師として必要な基本的態度、習慣を身につけさせる。3. 歯科医師となるために必要な基礎的知識と基本的技能を修得させる。4. 歯科医学の問題を正しくとらえ、自然科学のみならず、社会科学的、人文科学的方法を総合して解決するための基本的な能力を修得させる。5. 知識・技能・態度を自ら評価し、かつ自発的学習と修練によって、それらを向上し続ける習慣を身につけさせる。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の目的は、「松本歯科大学大学院学則」第5条に「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と規定している。

- 3 - 1 - 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

【歯学部】

本学の5項目の教育目標(表3-1)を達成するため、いわゆる教養課程から専門課程へ緩やかに移行する教育課程を設定し、学年進行とは異なる期から期に分けて編成し

図3-1 教育科目編成方針

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
I 期	II 期		III 期	IV 期	V 期
導入教育 補完教育	基礎医学教育 基礎歯科医学教育	臨床医学教育	臨床歯科 医学教育	臨床実習	総合教育
教養教育					
人間力教育					

ている(図3-1)。I期は、教養教育に加え、コミュニケーション能力の醸成や人間性豊かな医療人の育成を目指して人間力教育や補完教育(支援教育)、体験実習などを通して早期の動機づけを目指した導入教育の時期にあたる。II期は基礎医学・基礎歯科医学の過程で、3年次で臨床医学と臨床歯科医学からなるIII期に移行する。III期からIV期、IV期からV期は明確に移行するが、それぞれ5年次以降のクリニカルクラークシップとして臨床実習と6年次の基礎から臨床の横断的学習による総合教育である。

【大学院】

大学院教育の基本編成方針としては、教育課程の中核となり専攻分野の研究に係る授業科目として、1年次には専攻する分野の入門講義、2年次には基礎データ収集・予備実験、3年次には本実験遂行・データ収集を行う。関連研究科目では、博士(歯学)・博士(学術)コース、博士(臨床歯学)コースにより、それぞれ基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では、研究のまとめと論文作成を行う。研究科の目的を達成すべく、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成するカリキュラムを編成している。

3-1-1 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

【歯学部】

歯科医師を目指して入学した学生が自発的に学習する意欲を持つために、早期の動機づけ教育である導入教育は、講義、PBLセミナーと体験型授業を組み入れ、義歯製作や保健医療施設の訪問など幅広い歯科医療体験を実施している。授業アンケートでは、この体験型実習に対する学生の評価は高い。

歯科医師としての倫理観を育成する一助として、2008年度から1年次から3年次で実施する「医療人行動学」を新設した。この授業で医療倫理の講義に留まらず、ロールプレーや外部講師による接遇研修などを通して歯科医師としての適切な態度を育成しようとしている。接遇研修について4年次から6年次でも適宜実施している。

基本的な能力を育成するために、2ないし3クラス編成の授業に加え、化学系と生物系

では6クラスの少人数編成で対応している。1年次のPBLも9クラス編成で実施し、自主的な学習態度の醸成を図っている。基礎自然科学、基礎歯科医学あるいは臨床歯科医学の授業は基本的に講義と実習を組み合わせている。2年次以降の授業のすべてが少人数ではないが、「生理学」の授業は1クラス約30人の4クラスの編成で実施している。また、基礎系の実習形態系や機能系の実習も2クラス制で実施できるように昨年度のカリキュラム編成を変更して、少人数化を図った。臨床実習では9班に編成され、課題に応じて見学型実習、参加型実習あるいはチュートリアル教育が実施されている。

講義ではレジュメや参考資料が配布され、板書に加えてコンピュータを用いた授業が多く行われている。本学では、ほとんど全ての教室でマルチメディア環境を利用した授業が可能である。解剖学、組織学、病理学などの形態系の基礎医学実習室ではCCDカメラや高解像度モニターやあるいはCCDカメラ付の顕微鏡やコンピュータを用いた授業が行われている。また臨床歯科医学の基礎実習室では説明用のモニターが実習机に設置されているので、説明が容易である。

授業内容の確認や学生の自発的に学習する態度を育むため、また学習の理解度を知るために、ほとんどの科目でポストテスト・ウィークリーテスト制度を導入している。ポストテストは授業終了時に授業内容を出題し、ウィークリーテストは毎週実施された全科目の問題をまとめて出題している。このテスト結果も学内LANで閲覧可能なので、教員はフィードバック講義の資料として、学生は復習の資料として用いている。

すべての授業科目の詳細はシラバスに記載され、担当者、教授内容、一般目標、行動目標、教育方略、評価方法およびオフィスアワーについて記載し、さらに科目毎に授業日、時間、項目、講義内容、学習到達目標、キーワード、コア・カリキュラムおよび国試出題基準が明記されている。これらは学年毎に分冊で配布され、学内LANでも閲覧可能であるため授業の予習や復習が容易である。教員も関連項目の教授内容の確認が容易にできる。

本学では学内では学生個人のコンピュータを用いてユビキタスな教育支援環境を整備している。現時点のコンテンツは電子シラバス、演習問題、ポストテストの問題と結果およびウィークリーテスト結果などで、使用環境は学内に限定されている。

【大学院】

本大学院では、「大学院設置基準」第14条特例（昼夜開講制）による社会人特別選抜の実施により、社会人が在職のまま教育を受けることを可能とするなど、幅広い人材の育成を行い、リカレント教育の中核的役割を果たしている。また、社会人学生が講義を受けることができなかつた際には、講義を収録したDVDを配付し、特に遠距離の社会人学生にはe-mailを活用した教育・研究指導を行うなど、学生のニーズに対応した教育方法を用いている。なお、その評価については、研究科運営委員会を中心に検討している。

(2) 3 - 1の自己評価

【歯学部】

本学には建学の理念を具現化するための5項目の教育目標があり、これらを達成するため6年間の教育課程を期から期に分けて編成している。教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学などが経時的に円滑に移行できるようカリキュラムの編成をおこなっている。

義歯製作などの体験型授業は学生の評価も良好である。接遇研修などを組み込んだ「医

療人行動学」は導入初年次であるので、現時点ではその評価は不明である。授業形態は講義と実習が併用されているが、可能な限り少人数編成に努めている。6 クラスの少人数編成による未履修科目への対応や4 クラス編成による「生理学」の講義をはじめとして講義・実習で少人数編成クラスやチュートリアル教育が増加している。

本学では、ほとんど全ての教室でマルチメディア環境を利用した授業が可能で、形態系の基礎実習や臨床歯科医学の基礎実習でも多用され、有効な教育支援となっている。ポストテスト・ウィークリーテスト制度も学内 LAN 環境を利用して、学生と教員が容易にテスト結果を確認できるシステムは優れており、フィードバック講義や復習に役立っている。詳細なシラバスは冊子体に加えて電子化されているので利便性は高い。学内におけるユビキタスな教育支援環境が用意されているが、使用環境は現在のところ学内に限定されている。

【大学院】

大学院歯学独立研究科では、研究者養成にとどまらず、高度専門職業人の養成も目的に掲げ、十分に社会の要請に応えようとしている。また、これらの教育目的を達成するため、カリキュラムを改定し、2007 年度より実施している。このカリキュラムでは、新たに博士（臨床歯学）の学位を設けたことにより、臨床実習科目を設定し、学際的知識と高度専門技術を修得した歯科医師の養成を可能としている。学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成については、研究科運営委員会を中心に検証しており、その都度柔軟な対応が可能である。

（3）3 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学には建学の理念を具現化する5 項目の教育目標を達成するため、6 年間の教育課程を 期から 期の5 段階に分けている。基本的にはこの編成方針を今後も維持するが、歯科医学の進歩にともなう歯科教育の変化は避けられない。そのため、中長期的には教育学習支援センターで教育効果を考慮しつつ、編成方針を検討していく。

体験型の導入教育や少人数教育を今後も推進するが、教員の負担増加が予想される。そこで、教育学習支援センターを中心に授業効果や少人数教育の効果を検証するために成績の推移を中長期的に分析し、効率的な授業編成の基礎資料を準備する。

充実したマルチメディア環境を今後も整備し、コンテンツの一層の充実や使用環境の改善を図る。そのためには、Campus Inn の各部屋で使用可能な環境を整備する。シラバス作成にあたっては科目間の用語の統一を図り、電子シラバスを一層充実させ、集積されたウィークリーテスト問題をインタラクティブな演習問題システムに随時追加していく。

【大学院】

現在、教育目的達成のための教育課程や教育方法は適切に設定されているが、学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成について、今後も恒常的に検証していく。

3 - 2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。 《3 - 2 の視点》

- 3 - 2 - 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3 - 2 - 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3 - 2 - 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3 - 2 - 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 3 - 2 - 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3 - 2 - 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3 - 2の事実の説明(現状)

- 3 - 2 - 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

【歯学部】

歯学部の教育課程は「期」の準備教育を行う時期、「期」の基礎医学と基礎歯科医学の教育時期、「期」の臨床医学と臨床歯科医学の教育時期、「期」の臨床実習、「期」の総合歯科医学の教育時期の5期に分けて編成している。期では歯科医学履修前に必要な導入教育や教養教育科目からなる。人間力や倫理観の育成は期から期に移行し、同時に基礎医学や基礎歯科医学が生まれ、基礎医学の知識に立脚して基礎歯科医学を捉える編成になるよう体系づけている。期の基礎歯科医学の授業と並行して期の臨床医学が開始され、基礎医学と臨床医学の理解を促す。さらに、基礎歯科医学の知識を基盤として臨床歯科医学を理解するために、この時期に臨床歯科医学が配置されている。同時に臨床医学と臨床歯科医学を履修して、全身から口腔あるいは口腔から全身の健康状況を考える能力を養うことを企図している。すべての基礎実習は講義に続いて生まれ、基本的技能を修得する。期が終了すると共用試験で基本的な歯科医学能力が試され、ここで十分な知識があると確認された学生に対して期の臨床実習を通して臨床歯科医学の技能と態度の修得を図る。期では、基礎医学から臨床歯科医学まで総合的に理解を深め、歯科医学の卒前教育の完成を目指している。

【大学院】

教育課程は、初年次の「導入科目」から、専攻分野の主科目となる「コア科目」、専攻分野の研究に関連する「関連研究科目」、論文作成を主体とした「高年次専門科目」で構成されている。大学院学生は、1年次には、導入科目・コア科目の入門講義、2年次にはコア科目の実験と関連研究科目、3年次には、コア科目の実験と演習、4年次には、高年次専門科目の特論を履修する。履修内容により、博士(歯学)、博士(臨床歯学)、博士(学術)のいずれかの学位の取得が可能である。

- 3 - 2 - 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

【歯学部】

教育課程の 期は歯科医学履修前に必要な導入教育科目である「入門歯科医学」や教養教育科目である「人と社会」や「言語表現」および「基礎自然科学」からなる。人間力や倫理観の育成を企図して 2008 年度からは「医療人行動学」が新設された。教養科目は一部

期にも行われるが、 期では「解剖学」「生理学」「生化学」などの一般基礎医学や「口腔細菌学」「歯科理工学」などの専門基礎科目が組みまれて、一般基礎医学の知識に立脚して基礎歯科医学を把握する編成になっている。

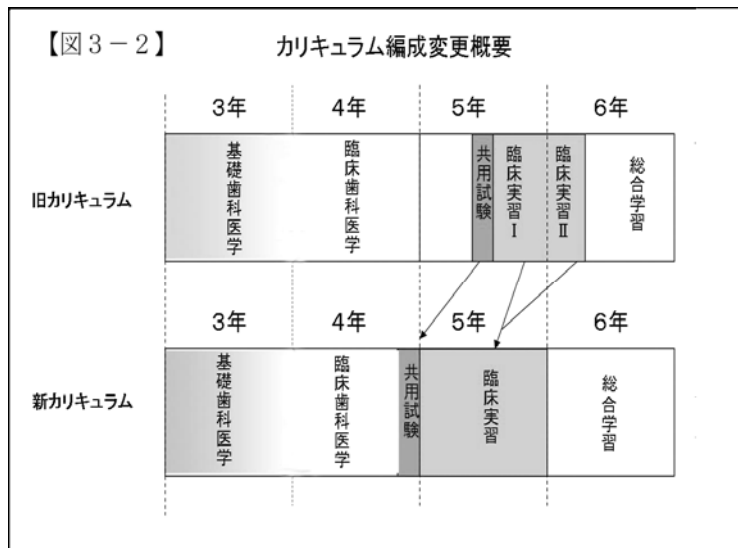
期では「細菌学」「病理学」「薬理学」のほか、基礎歯科医学の授業と並行して臨床医学である「内科学」や「外科学」および「全部床義歯学」や「口腔外科学」などの臨床歯科医学の授業が開始される。 期の初期には臨床歯科医学の講義が

主体となるが、 期後期になると「全部床義歯学実習」などの実習が組み込まれている。 期終了時に共用試験が実施され、合格者は 期の臨床実習に移行する。 期には基礎医学から臨床歯科医学まで総合的理解を深めるため総合講義を行い、歯科医学の卒前教育の完成を目指している。現在は 5 年次の後期に共用試験を設定した旧カリキュラムと 4 年終了時に共用試験を設けた新カリキュラムが並存しているが(図 3 - 2)、診療参加型臨床実習を円滑に実施するためのカリキュラム改変である。個々の授業内容は、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」、「歯科医学教授要綱」および「歯科医師国家試験出題基準」を参考にして組んでいる。特に、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」を網羅してシラバスに記載している。

【大学院】

導入科目では、博士課程で教育を受けるに当たり、始めに受講する科目として「口腔疾患制御再建学研究論」「医療・科学倫理学概論」(必修)「口腔科学研究方法論」「口腔科学臨床応用論」(選択必修)を設定している。専攻分野以外の領域を含んだ先端的な生命科学の概要、歯科医学の全領域と医療倫理についての知識と教養を修得し、歯学部卒業生以外の学生についても、歯科医学に対する知識を学ぶことができる。社会人学生等、講義に出席出来ない学生に対応するため、授業を DVD に収録し配布することで DVD 受講も可能としている。2008 年度カリキュラムから、「医療・科学倫理学概論」の中で、国際社会への対応を目指し英語講義を開始した。また、博士課程の教養教育として、論文の書き方に関する講義および医療統計に関する講義も開始した。

コア科目では、教育課程の中核となり専攻分野の研究に係る授業科目として、1 年次には専攻する分野の入門講義、2 年次には基礎データ収集・予備実験、3 年次には本実験遂行・データ収集を行う。関連研究科目では、博士(歯学)・博士(学術)コース、博士(臨



床歯学)コースにより、それぞれ基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では、研究のまとめと論文作成を行う。

3 - 2 - 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

【歯学部】

年間行事予定や授業期間は学年ごとの「授業大要(シラバス)」に明記されている。これらの予定表は、電子シラバス(学生向け専用電子掲示板)として学生イントラネットにアップされ、同時に全学生に配付される「学生手帳」にも掲載され、学生・教員に等しく周知されている。年間行事予定表には前期・後期の授業開始時期、定期試験日程あるいは学生行事等も記載されている。なお、シラバスには前期・後期の時間割表、授業日数一覧および授業科目履修基準表も掲載されている。これらの予定は、新入生の入学時研修と2年次以降の新学期オリエンテーションでも告知するなどして周知徹底を図っている。なお、行事予定の変更は、学生イントラネットあるいはメール配信システムで周知可能な体制を整えている。

【大学院】

年間学事予定および授業期間は、シラバスにより明示され、全大学院学生および大学院担当教員に周知している。

3 - 2 - 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

【歯学部】

本学の履修科目は、一部の選択必修科目を除き、すべて必修科目で構成されているので上限設定はない。進級については学年毎に学則第8条で履修すべき科目と単位数が規定されている。1年次は35単位、2年次は35単位、3年次は40単位(42単位)、4年次は45単位(47単位)、5年次は33単位(35単位)、6年次は35単位である。なお2008年度はカリキュラムの変更で括弧内のように若干異なる。授業を行った全科目について定期試験を行い(学則第31条)65点以上の成績評価で合格(学則第35条)となり、単位が取得できる。これまで一部不合格科目を有している場合は「仮進級」としていたが、各学年進級を明確にするために、2008年度から2年から5年の進級判定に進級試験が導入された。これは学則第39条に基づくもので、進級試験が65点以上を合格として進級となる。4年次には共用試験を進級試験の代用とするので、共用試験に合格すると進級となる。なお、1年から2年の進級判定は「平均点が65点以上、且つ不合格科目が2科目以内の者を進級および仮進級」と教授会で定めている。

卒業は学則第42条に基づき「卒業試験に合格した者は卒業と認定し、学士(歯学)が与えられる」と規定され、学則8条に従って223単位を修得したものが卒業試験の受験資格がある。2008年度からは既に受験資格を有する留年生に前期卒業試験を実施することになった。卒業判定基準は学則に従って一般問題と臨床実地問題を65点、必修問題については80点以上を合格としている。

【大学院】

年次別履修科目の上限は定めていない。修了要件については、「松本歯科大学大学院学則」

第 38 条に規定している (表 3 - 2)。

表 3 - 2 松本歯科大学大学院の修了要件

第 38 条 本大学院の修了要件は、研究科に 4 年以上在学し、研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3 - 2 - 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

【歯学部】

本学の成績評価システムの特徴でもあるウィークリーテストは、人文系の科目や非常勤講師の科目を除いて、基礎医学から臨床歯科医学のほとんどでほぼ毎週実施され、客観的なデータとしてリアルタイムに集計される。この試験結果から、各科目の項目別の理解度を測ることが可能であり、教員にとっても学生の理解度を知るための重要なフィードバックの資料である。また、個人成績閲覧システムでは、個人別の成績が科目ごとに集計されるので、各学生の修学状況の客観的資料として学生指導に活用されている。

科目の成績評価は学則 31 条によって、定期試験以外の方法、すなわち、受講態度、レポート、製作物、面接あるいはウィークリーテストなどで行うことができる。科目の成績評価が 2007 度から変更され (学則第 35 条) A(100~80 点)、B(79~70 点)、C(69~65 点)、D(64 点以下)の 4 段階とし、A、B、C を合格とし、D を不合格としている。これらは進級判定に用いられる。前期定期試験の結果は、後期の学習指導の資料として活用されている。実習科目の多くは、口頭試問やレポートあるいは製作物などで判定される。技能や理解度の確認には有用な方法で、形成的評価にも利用されている。しかし、成績の判定資料としての公平性に欠けることも否定できないので、実習についてもウィークリーテストを併用している科目が増えている。2008 年度から、進級判定の成績評価を適切に行うために、客観試験による進級試験を導入する。実習科目の多い 4 年次については共用試験を進級試験とするため、CBT による客観的評価と OSCE による態度や技能評価も可能となる。

【大学院】

授業科目の成績の評価については、「大学院学則」第 13 条に規定されているとおり、A (100~80 点) B (79~70 点) C (69~60 点) D (59 点以下)の 4 段階とし、A、B、C を合格、D を不合格とし、シラバスに示された評価方法により適切に行っている。

3 - 2 - 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

【歯学部】

歯学部の教育課程は 5 期に分かれているが、本学ではまず 1 期の歯科医学への導入教育に重点を置いている。早期の動機づけを目的とした「入門歯科医学」では、歯科医学を志す者としての心構えや新しい時代を見据えた歯科医学に興味を抱かせるための歯科医学全般の講義が組まれている。この授業では、本学の教員が専門分野の研究に携わるようになった動機と将来展望、本学出身歯科医による日常臨床の経験や歯科医師になるための重要

点について解説される。さらに「、入門歯科医学実習」では歯科医学の基本的な処置、技工実習のほか、保健医療施設の見学を行い歯科医療の概要を理解して自身の将来像を想像し、学習意欲を高めることを目的としている。この授業の学生の授業評価は高い。

学生の自主的かつ積極的学習態度を育む教育として、少人数編成による PBL セミナーを開講している。この PBL には生命科学から二足歩行ロボットまで幅広いテーマが設定されている。さらに、高等学校での未履修科目に対する補完教育および専門教育科目が理解できる基礎学力をつけるための補完教育として、数学、物理、化学、生物、言語表現としての英語などを学習者のニーズにあわせ少人数編成で行なっている。

歯学部における学習支援体制の特徴は学内 LAN を活用したシステムである。1 年から 4 年で実施しているポストテストやウィークリーテストでは、問題や結果の閲覧が可能である。学生は、1 週間単位の学習内容を客観的に自己点検することが可能である。一方教員は、個人成績閲覧システムで学生の成績推移を経時的に確認することができるので、学習指導が具体的に行なえる。この試験システムは、問題作成から試験実施、運用、成績管理が学内 LAN システムで効率的に行われている。また、1 年、2 年、5 年の演習の一部では、インタラクティブラーニングが行える環境を整えている。1 年から 5 年までの学生全員はノート型コンピュータを所持しており、学内のすべての教室やラウンジで無線 LAN に接続可能で、利便性が高い。

6 年次の学習・生活指導は学年主任・副主任を中心に行っているが、2007 年度からは各学生に教員の個別チューターをつけることにより、学習計画、生活管理の支援を行っている。

【大学院】

大学院歯学独立研究科は、歯科医学の中心的課題である硬組織、顎口腔機能および臨床歯科・社会歯科領域の 3 大講座で編成されている。大学院歯学独立研究科では、研究の進捗状況の管理と指導教員以外の多くの教員から助言を得る機会を設定している。また、研究を促進させるため、研究テーマ発表会（2 年次）、中間発表会（3 年次）および大学院研究科発表会（4 年又は 3 年次）の 3 回の発表会を義務づけている。このほか、学位論文審査申請者を除く全員に研究経過報告書の提出を毎年度義務づけ、研究の計画的な遂行をサポートしている。学位論文の審査委員を選考する際は、学位申請者の主指導教員および論文共著者を審査委員としないなど、客観的評価を担保している。また、学位論文審査および最終試験には研究科共通のチェックシートを用いており、審査の客観性および厳格性を確保している。研究指導体制は、1 人の主指導教員および 2 人以上の副指導教員から構成される複数指導教員制を採用している。主指導教員は、学生が専攻する講座の教員が担当し、履修指導や研究テーマの設定をはじめ、学位論文の作成着手から完成にいたるまでの研究指導の主導的任務を果たす。副指導教員は、研究テーマの関連領域を専門とする大学院教員が担当し、主指導教員とともに研究の推進にあたる。その他 1 年あたり 25 回程度大学院セミナーを開講し、学生の研究テーマの設定や研究の促進等に役立っている。

表 3-3 学年別科目分類及び発表会

学年	科目分類	発表会
1 年次	導入科目、コア科目〔入門講義〕	
2 年次	コア科目〔実験〕、関連研究科目	研究テーマ発表会
3 年次	コア科目〔実験〕〔演習〕	中間発表会、大学院研究科発表会
4 年次	高年次専門科目	大学院研究科発表会

3 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

歯学部、大学院歯学独立研究科では、通信教育は行っていないが、大学院1年次の導入科目では、社会人学生等講義に出席できない学生に対応するため、授業をDVDに収録し配付することでDVD受講を可能としている。また、遠距離の社会人学生に対しては、e-mailを活用し、日常的に研究指導を行っている。

(2) 3 - 2の自己評価

【歯学部】

歯学部の教育課程は「期」の準備教育を行う時期、「期」の基礎医学と基礎歯科医学の教育時期、「期」の臨床医学と臨床歯科医学の教育時期、「期」の臨床実習、「期」の総合歯科医学教育の時期の5期に体系的に編成されている。現在、臨床実習への移行時期が異なる新・旧のカリキュラムが同時進行しているが、診療参加型臨床実習を充実するための経過措置で、現時点では支障はない。授業回数ごとの授業日や「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」で内容も示されてシラバスに明記されているので、適切に運営されている。しかし、構成は科目ごとの縦割りとなっており、カリキュラムの連続性や他の科目との連携などになお考慮すべき点がある。

本学では選択必修と必修科目で構成され、進級や卒業の要件は学年毎に学則第8条で規定されている。学則第35条で65点以上を合格としている。定期試験をすべて合格することが進級の要件となるが、実際には不合格科目を有する「仮進級」が存在する。そこで、2008年度から2年から5年の判定に進級試験が導入された。これまで以上に明確な判定が期待できるが、慎重な運用が必要である。卒業判定基準も、歯学士として適正な要件を定めている。本学では様々な成績評価システムを用いているが、中でもウィークリーテストは個人別の成績がリアルタイムに集計されるので、客観的資料として学生指導に活用されている。また学内LANを活用したシステムで、学生が容易に結果を閲覧できる。学内ではあらゆる場所で無線LANが使用可能で利便性は高く、2005年度の導入から3年が経過し、特徴的な教育システムとして定着している。

導入科目である「入門歯科医学実習」も初年次から義歯製作などを実施し、学生の高い関心を呼んでいる。PBLセミナーも学生が自由に選択した課題を自ら学習する時間であり、導入教育としての意義は大きい。6年次では個人チューター制を2007年度から設けているが、実績については今後の検討課題である。

【大学院】

教育課程については、初年次教育から、研究の推進（臨床技能の修得）および論文の作成にいたるまで計画的に授業科目を配置し、適切かつ体系的に編成されている。授業科目の内容については、各年次での研究（臨床技能の修得）の到達目標に即した教育課程の編成方針となっている。2008年度カリキュラムより、1年次の導入科目において、国際社会への対応を目指し、本格的に英語の講義を開始した。また、論文の書き方に関する講義や医療統計に関する講義など博士課程にふさわしい教養教育を導入している。シラバスには、年間学事予定や授業期間、年次別履修科目や修了要件および各科目の評価方法を明示し、全大学院学生および大学院担当教員に毎年度配布しているため、シラバス記載事項は周知徹底している。教育内容・方法については、複数指導教員制の採用、研究に係る3回の発表会の義務化、毎年度の研究経過報告書の提出の義務化、社会人学生のためのDVD受講、e-mailを活用した細かな研究指導、1年あたり25回程度の大学院セミナーの開講等、特色ある取り組みを行っている。

（3）3 - 2の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

歯学部の教育内容は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」に準拠しているが、カリキュラムの運営は各科目の縦割り構成となっている。そこで、期と期の授業編成を効率よくするために、今後コア・カリキュラムに沿った順序編成を検討し、現行制度との比較検討をおこなう。

本学では学年制の教育体制をとっているが、実際の進級判定では少数の不合格科目を持つ「仮進級」の学生がいる。この矛盾点を解消するため、また各学年の成績を総合的に判定するために2年、3年、4年、5年次生の進級判定に進級試験が導入される。この試験制度は今年度（2008年度）から適用するため、現時点でその有効性は不明である。今後、進級試験実施委員会での実施要綱の精査をさらにすすめ、適切な運用に努める。卒業の要件として、国家試験に合格可能な知識を持つことは当然であるが、国家試験に合格することのみが歯学教育の目的でないことは明瞭なので、卒業試験については、今まで通り独自の評価を続ける。2008年度には初めてウィークリーテストの受験経験者が卒業するので、教育学習支援センターの継続的業務として分析を開始し、データを蓄積する。同時に6年生の個人チューターの有用性を検討するため、指導内容、模試試験結果、成績の推移などを同時に分析し、如何に学生の成績向上に寄与したかを調べる。

【大学院】

1年次の導入科目において本格的に開始した外国語の授業については、国際社会に対応できる外国語の修得を目指していく上で、英語のみならず中国語の授業も取り入れるなど、具体的なカリキュラムの作成を行う。シラバスの内容やカリキュラムの編成についての点検を今後も継続して行い、改善すべき事項は速やかに対応していく方針である。

[基準3の自己評価]

【歯学部】

歯学部には建学の理念を具現化するための5項目の教育目標があり、5期に分けた6年

間の教育課程となっている。初年次の体験型授業の関心は高く、可能な限り少人数編成に努めている。基礎医学教育についても最大4クラス編成で講義が行われるなど、教員のスケジュールは過密になっているが、少人数教育化は進んでいる。そのような中で、ほとんど全ての教室でマルチメディア環境を利用した授業が可能であり、有効な教育支援となっている。ポストテスト・ウィークリーテスト制度も学内LAN環境を利用して運営され、講義や復習に役立っている。シラバスは紙媒体だけでなく電子化もされていて利便性は高い。しかし、現状ではCampus Innでの使用ができないなどシステムについてなお考慮すべき余地がある。

現行の教育課程は体系的に編成されている。授業内容は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」で内容も示されてシラバスに明記され、適切に運営されている。しかし、授業構成は従来の科目単位であり、コア・カリキュラムの連続性などなお考慮すべき点がある。進級判定基準は明確に規定されているが、進級試験のない1年次では、2年次に向けて「仮進級」の可能性は残る。2008年度から進級試験が導入されたので明確な判定が期待できるが、慎重な運用が必要である。卒業試験については、判定基準も明確であり、国家試験結果との相関性も高いが、さらに国家試験の合格率に反映できるよう検討をする必要がある。

導入から3年が経過したウィークリーテストは、特徴的な教育システムとして定着しているが、6年次の個人チューター制も含めて、卒業試験や国家試験の成績との相関を求めて、その評価と改善をする必要がある。

【大学院】

大学院歯学独立研究科では、研究者養成にとどまらず、高度専門職業人の養成を目的に掲げ、教育目的の達成を目指し、改正したカリキュラムでは、新たに博士（臨床歯学）の学位を設けたことにより、臨床実習科目を設定し、学際的知識と高度専門技術を修得した歯科医師の養成を可能としている。

教育課程については、初年次教育から、研究の推進（臨床技能の習得）および論文の作成にいたるまで計画的に授業科目を配置し、適切かつ体系的に編成されている。授業科目については、各年次での研究（臨床技能の習得）の到達目標に即した教育課程の編成方針となっている。毎年度配布するシラバスには、年間学事予定や授業期間および年次別履修科目や修了要件並びに大学院学則で規定されている教育・学習結果の評価を記載し、これらの事項について周知徹底を図っている。教育内容・方法については、複数指導教員制の採用、研究に係る3回の発表会の義務化、毎年度の研究経過報告書の提出の義務化、社会人学生のためのDVD受講および1年あたり25回程度の大学院セミナーの開講等、特色ある取り組みを行っている。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

【歯学部】

本学には明確な教育目標とこれに対応した教育課程があり、さらに体験型の導入教育や少人数教育、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」や「歯科医師国家試験出題基準」を反映した授業編成などがある。しかし、歯科医学教育が医学の発展に伴って変化することは避けられない。このような変化に対応するため、中長期的には教育学習支援センターで

カリキュラムの編成方針を検討し、将来に備える。そのためには、授業評価、進級試験成績などを検証するためのデータ分析を教育学習支援センターで進め、効率的な授業編成を構築する基礎資料を準備する。マルチメディア環境は充実しているが、一層のコンテンツの充実や使用環境の改善を図り、学習成果の向上に努める。卒業試験については、国家試験の成績との相関性は良いが、今後も6年次生の指導内容、成績の推移などを分析し、チューター制度を利用した各個人に合った指導法を導入して、成績を改善する努力を続ける。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の教育課程については、教育目的達成のために適切に設定されているが、今後も、学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成について、恒常的に検証していく。

基準4 . 学生

4 - 1 . アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4 - 1の視点》

- 4 - 1 - アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4 - 1 - アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4 - 1 - 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

（1）4 - 1の事実の説明

4 - 1 - アドミッションポリシーが明確にされているか。

【歯学部】

本学は建学の理念を具現化するために、建学の理念と5項目の教育目標を大学ホームページに掲載している。具体的には、「歯科医学・歯科医療を通じて社会に貢献しようという意欲ある学生を広く受け入れる」ことを基本方針としている。募集要項には、教育の目標に加えて本学が求める学生像を平易な文章で記載し、アドミッションポリシーを明確に伝達している。さらに、進学ガイダンス（年4回実施）や一日体験入学（年2回実施）参加者にもアドミッションポリシーを平易に説明するよう努めるとともに、テレビあるいはラジオを用いた広報活動を実施している。そのため、入学者は広く全国に分布している。

【大学院】

大学院の学生募集要項に、「松本歯科大学大学院は、世界に向かって開かれたまったく新しい研究・教育機関であり、『創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療人を養成する』ことを目的とする」と明確に記載している。

具体的な受け入れ方針については、「歯科医学・歯科医療の発展に寄与することのできる人材ならびに、将来大学等における指導的役割を果たせる人材を育成するために、幅広い分野から創造性豊かな学生を受け入れる」という方針である。

4 - 1 - アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

【歯学部】

本学では「歯科医学・歯科医療を通じて社会に貢献しようという意欲」、「専門教育に不可欠な基礎学力」および「主体的な学習能力・態度」を入学の要件としているが、特に「意欲」を重要視している。これらの要件を満たす志願者を受け入れるために、学力検査のみに偏ることなく、小論文、面接および調査書等の資料を総合的に判定する方法を採用し、a) 公募制推薦入試、b) 一般入試、c) センター試験利用入試、d) 編入学試験を実施している。これらを公正、公平、円滑に実施するために、「入学者選抜試験委員会(以下「入試委員会」という)」を組織している。入試委員会のもとには「出題採点実施委員」、「面接実施委員」と「試験監

督者」が置かれ、「小論文」は5人ないし6人、「面接」は2人で評価している。入試委員会で入学者選抜基準を協議し、教授会で可否を最終判定している。

【大学院】

入学者選抜試験制度については、一般選抜、社会人特別選抜および外国人留学生特別選抜の3つの制度を採用している。大学院の入学者選抜に係る事項を審議するため、研究科入学者選抜試験委員会が設置されている。大学院担当教員の中から10人が委員として選出されているほか、委員以外では事務局長が出席している。委員会に係る事務は、教務課（大学院担当）が行っている。

4 - 1 - 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

【歯学部】

本学の入学定員は120人、収容定員は720人である。しかし、日本私立歯科大学協会の入学定員削減策により、平成5年以降は募集定員を113人としている。

収容定員720人に対する在籍学生数は628人で、在籍者比率0.87を確保している。また、募集定員総数678人に対する過去6年間の入学者総数は595人で、入学者比率は0.86となっている。また第2学年あるいは第3学年に受け入れている編入学生数は2008年度が4人（過去6年間では42人）であった。進路変更、学力不足、経済的理由による退学者数は増加傾向を示し、退学者数は1年次および2年次に多い。近年の志願者数は減少傾向にあるが、教育上少人数教育がこれまでより円滑に行われるなど、結果として好ましい面もある。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の入学定員は18人で、収容定員は72人である。現在の在籍生は81人で大学院担当教員は79人（研究指導教員の資格を有する教員は50人）である。

(2) 4 - 1の自己評価

【歯学部】

建学の理念に沿った教育目標や求める学生像を大学ホームページや募集要項に平易に記載し、広く全国から入学生を迎えている。本学は入学定員120人の大学であるが、募集定員を削減し、教育環境は十分に維持・管理されている。

本学の選抜方法は4種で、多様な角度から学生を選抜している。少子化に伴って志願者数が減少しているが、できるだけアドミッションポリシーに沿った入学者選抜をおこなうよう努めている。また、初年次のリメディアル教育を積極的に実施して基礎学力不足を補ったり、Campus Innによる学寮生活を通じた学習の習慣づけをするなどの多大な努力をしているが、1・2学年に集中している退学者の減少傾向を抑止するには至っていない。

【大学院】

アドミッションポリシーは学生募集要項に記載されている。入学者選抜試験制度は適切に運営されており、在籍生数が収容定員を十分に満たしている。在籍生に対して、研究指導教員が50人と豊富なため、教育・研究指導上の問題はない。

(3) 4 - 1の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

アドミッションポリシーの周知に努める。社会的には歯科医師の需給問題や 18 歳人口の減少傾向により志願者数は全国的にも減少している。本学では、受験者の増加を図るために、入試対策プロジェクト委員会が学監を委員長として発足し、対策を検討している。しかし、本質的には本学の教育評価を高めることが入学者数増加にもつながることなので、少人数教育をさらに徹底し、学生中心の教育を行う。また、休学・退学者数が従来よりも増加傾向にあるので、その原因を分析し、心理カウンセラーや保健師とも相談して、学生に対する精神的、身体的なサポートを一層充実する。

本学の入学定員は 120 人で、募集人員は少ない。在籍学生数は適切に管理されているので現行の収容能力を維持し、教育環境の充実に努力する。

【大学院】

アドミッションポリシーについて、具体的な受け入れ方針を 2009 年度学生募集要項から記載する。入学者選抜に係る事項については適切に運営されているので、今後も受験者の動向を考慮し適切に運営していく。

4 - 2 . 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されていること。

《4 - 2 の視点》

- 4 - 2 - 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行なうための適切な組織を設けているか。
- 4 - 2 - 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか

(1) 4 - 2 の事実の説明

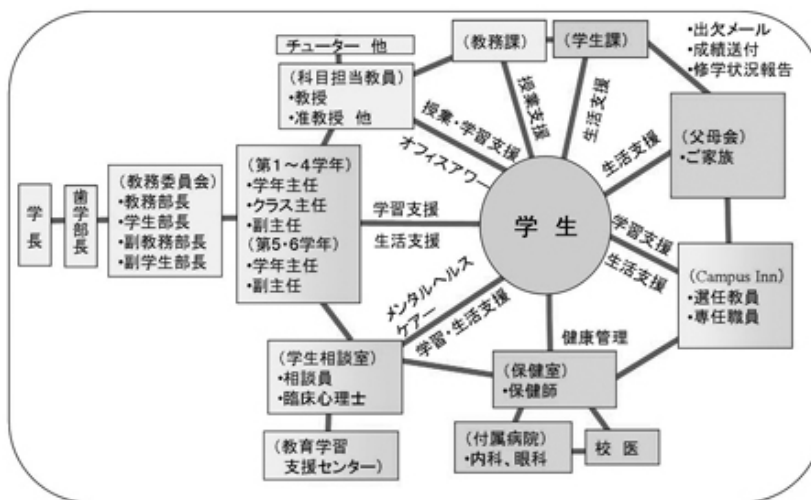
4 - 2 - 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

【歯学部】

本学の学習支援体制を担う組織とその概要は、図4 - 1に示した。学習支援と厚生補導は密接に関連しているので、両者を連携した体制を組んでいる。支援体制としては、学長の下に組織された学年主任制度が中心で、学年副主任やクラス主任が生活指導や学習法指導を行っている。6学年では2007年度から個別

図 4 - 1

本学の学習・生活支援体制



チューター制度を実施し、学生個人カルテを記載して指導に努めている。新1年生はCampus Innに入居し、常駐する専任教職員が指導している。

オフィスアワー制度は2006年度から実施され、全科目が対応している。各学生の出欠状況はコンピュータ管理され、リアルタイムに状況把握できる。父母は出欠状況自動配信システムや年2回の三者（学生・父母・教員）面談を通じて修学状況の把握と改善に参画している。コンピュータ実習室に加え、マルチメディア装置を常設した教室や移動可能なマルチメディアセットが配備され、6年以外の全学生がノート型コンピュータを所有している。教室内外に無線LAN環境が完備し、学内LANによる学習支援システム（e-Learning）を構築し、電子版「授業大要（シラバス）」や試験（ポストテストとウィークリーテスト）結果の閲覧、学習システム（インタラクティブスタディ）の利用などが可能で、予習、復習に利用されている。e-Learningへのアクセス頻度や利用率を示すデータはない。6年生専用のチュートリアル用自習室をはじめとして、コンピュータ自習室、6年生専用のコピー室（1室）など自習環境が整備され、1年生用Campus Innにもチューター室が併設され、グループ学習を可能にしている。

【大学院】

オフィスアワー制度を設けて個別相談の窓口を開設し、e-mailを活用し研究指導を行っている。社会人学生等の受講不可能な学生には授業をDVDに収録し配付している。大学院学生の研究進捗状況の把握と研究促進を企図し、全学年（学位申請者を除く）に年度末の研究経過報告書の提出を義務づけるとともに、2年次、3年次および4年次に研究テーマや学位申請論文に即した発表会（計3回）を実施し、指導教員以外の教員からも助言が与えられやすい体制となっている。

4 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行なうための適切な組織を設けているか。

歯学部、大学院において通信教育は実施していない。大学院1年次の「導入科目」の授業の収録DVDは、社会人学生等の学習支援に威力を発揮している。

4 - 2 - 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

【歯学部】

2005年度から全学年で授業評価アンケートを実施している。学生は、担当教員の熱意、創意工夫、わかり易さなどの項目を5段階で評価している。2007年度からマークシートによる5段階評価を実施している。この結果は、教員および学生に開示し、授業内容の改善に役立てている。評価に対する改善策の指示などのフィードバック策がカリキュラム委員会で検討されている。アンケートに加え、オフィスアワー、クラス主任ないし学年主任との直接面談、三者面談を利用して個々の意見等を汲み上げている。

【大学院】

大学院では、学生相談窓口と授業および研究指導アンケートで意見を汲み上げ、改善を要する事項は、研究科運営委員会を経て研究科委員会で審議している。

(2) 4 - 2の自己評価

【歯学部】

本学の学習支援体制は、学年主任制度を中心として組織的に運営されており、また Campus Inn の教員常駐や6年次生への個人別チューター制度は優れた制度と考えている。自習室と図書館などの自学自習スペースも十分で、自学自習やグループ学習のための良好な環境を備えていると評価している。

オフィスアワーに加え、インターネット環境を利用した学習支援システムが整備され、本学の教育プログラムの特色であるポストテストやウィークリーテストが効率的に実施されている。

出欠状況は、ほぼリアルタイムに管理され、指導が容易である。メール配信システムによる保護者（父母）への子弟の出欠状況報告も父母に安心感を与える方法である。

本学の授業評価アンケートは短時間で調査可能で、現実的な方法である。しかし、記述式アンケートではないので、具体的な意見を汲み取る点では不足であるかもしれない。アンケート結果の開示はされているが、改善策の提言、成績との相関分析などのデータの提示もなお十分ではない。

【大学院】

大学院では、オフィスアワー制度や個別相談窓口を開設しており、特に社会人学生にはDVD 授業を配布するなど学習支援体制は充実している。学生からの相談・要望等には、アンケートを用いて意見しやすい環境を提供している。アンケート結果は研究科運営委員会を中心に検証され、カリキュラムの変更等に適切に対応している。

(3) 4 - 2の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学の学習支援組織や設備は充実し、インターネット環境を具備した良好な支援体制を提供しているが、インターネット環境関連機器の世代交代期間は短く、常に次世代環境を見据えた機器の更新と学生および教員の能力開発に力を注ぎ、有効活用を推進する。

現行の授業アンケートに教員の自己評価と改善策の提示を求めるなどの点を加えて、授業改善の努力を続ける。

【大学院】

学生に対する支援体制は十分に行っており、DVD 授業も順調に機能しているが、今後も学生支援について適切に対応していく。

4 - 3 . 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4 - 3の視点》

- 4 - 3 - 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4 - 3 - 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4 - 3 - 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4 - 3 - 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切におこなわれているか。
- 4 - 3 - 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4 - 3の事実の説明

4 - 3 - 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

【歯学部】

学生サービスと厚生補導の組織の概略を図4-1に示す。学生課職員(5人)が生活、住居、健康面および課外活動全般にわたる厚生補導を担い、学年主任・クラス主任が担当学生の相談に応じている。諸問題は、教務委員会、学務委員会を経て教授会で協議され、処理されている。学生に対する情報提供や連絡は学生イントラネットに掲示し、緊急性のある通知や個人通知は携帯電話を用いたメール配信システムを設置し、利便性を高めている。

健康維持のため、食堂事業部が計5つの施設(食堂、レストラン、カフェテリア、中華レストラン、コーヒーショップ)を運営している。特に食堂は休日も利用可能で、メニューを学生イントラネットに掲載して利便性を図っている。さらに食堂では朝食、昼食、夕食の1日3食を500円以内で収まるよう低価格にて提供し、利便性向上を図るとともに規則正しい健康的な学生生活にも寄与している。専従職員が常駐するCampus Innは快適な居住空間を提供している。歯学部学生共済制度で、学資負担者の死亡、学生の疾病傷害、奨学金および課外活動など幅広い支援策が用意されている。

【大学院】

大学院では、学生サービス、厚生補導のための組織として教育環境改善委員会を設置し、教務課(大学院担当)とともに担当している。

4 - 3 - 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

【歯学部】

本学の経済的支援状況は図4-2のとおりで、学生課が担当し、学生イントラネットに情報を掲載して周知し、修学状況などを参考に、【図4-2】 奨学金給付・貸与状況 (月額支給総額6,885,300円) 規定に沿って厳正に候補者を選定している。

本学独自の支援策は「歯学部学生表彰規程」による成績優秀者の授業料免除制度(矢ヶ崎 康特別賞)と「歯学部共済規程」による学費負担者死亡時の授業料免除制度や学内奨学金貸与制度などがある。学資負担者死亡時の授業料免除は特に有用である。日本学生支援機構や森田育英会奨学金なども厳正に候補者を選考のうえ推薦している。

【大学院】

学生に対する経済的な支援策については次の制度(表4-1)があり、申込み手続きは教育環境改善委員会および教務課(大学院担当)において担当している。

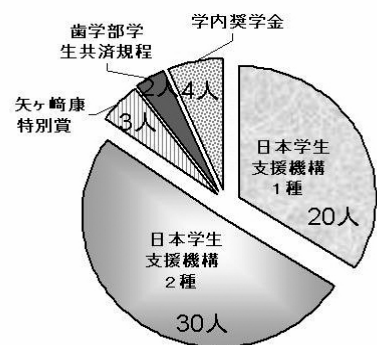


表 4 - 1 大学院学生への経済的支援策

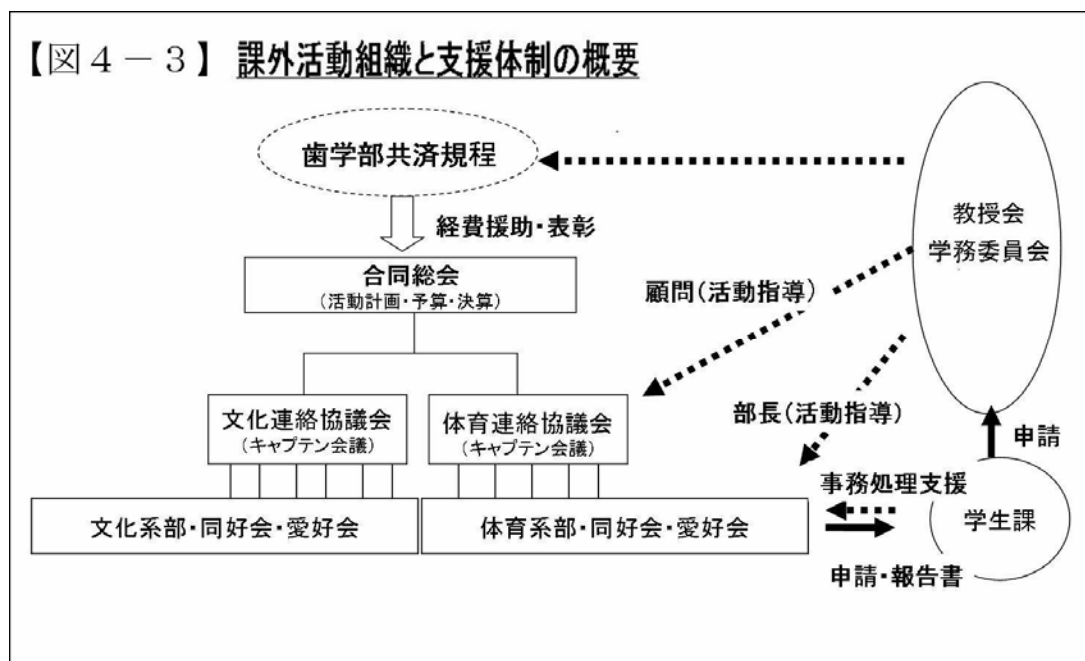
【大学独自のもの】	【大学外の制度】
大学院特待生制度	日本学生支援機構奨学生制度
ティーチング・アシスタント制度	森田育英会奨学生制度
リサーチ・アシスタント制度	その他(都道府県及び各種団体等の奨学制度)

4 - 3 - 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

【歯学部】

本学の主な課外活動は図 4 - 3 のような組織の下で実施されている。

図 4 - 3 課外活動組織と支援体制の概要



学生の課外活動を円滑に行うために文化連絡協議会と体育連絡協議会が設置され、これらを統括する上部組織として合同総会がある。学長、教務部長および学生部長が協議会の顧問を務め、学生課職員が事務処理、練習場の調整などを全面的に支援している。また、教授あるいは准教授がすべての団体の部長として活動を支援し、遠征などにも引率するなど安全面・健康面に配慮している。共用試験などでカリキュラムが過密になる中、全日本歯科学生総合体育大会に参加可能な年間計画を策定するよう配慮している。

課外活動に対する経済的支援は歯学部共済規程にしたがって適切に行われており、2007年度には28団体に総額7,668,000円が支援され、全日本歯科学生総合体育大会の運営費など併せて15,213,520円が支援された。また、大学祭や体育祭など合同総会で企画された行事に支援を行っている。課外活動に供する施設は各種体育施設や部室および音楽部練習室などで、用具の更新や補充も定期的に行われている。体育施設は通常8:00から20:00(休日は8:00~17:00)まで開館している。部活以外にも学生が個人的に利用して健

康増進に寄与している。

【大学院】

大学院学生が学外の学会等へ出席する際には、学生の主指導教員に支給される大学院研究費の中から、交通費等を使用できる仕組みとなっている。

4 - 3 - 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切におこなわれているか。

【歯学部】

歯学部の学生相談では、健康面や精神面の相談窓口として教育学習支援センター学生相談室と学生課ならびに保健室に加え各クラス担任、学年主任が機能し、相談の業務は常勤の臨床心理士（1人）、保健師（1人）を含めた相談員（12人）が対応している。特に、健康面は保健室や附属病院内科で対応している。メンタルヘルスケアは専任の臨床心理士が担当している。ハラスメントに関する事項は、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止規程」に基づき相談員が担当している。またハラスメント防止を学内イントラネットで呼びかけ、小冊子（「教職員のための学生と向き合う25の提案」中部大学・教育を考える研究会 編）の配布や有識者によるFDを開催し、カウンセリングマインドの醸成に努めている。

また、年1回の塩尻警察署交通課による交通安全講習会や防火管理委員会による防災訓練も実施している。学外での学生の安全を確保するため、必要に応じて塩尻署生活安全課に相談を依頼している。

【大学院】

全学生を対象にした健康診断を毎年度義務づけているが、受診できない学生には健康診断書の提出を求めている。学生に対する心的支援や生活相談を行うため、2006年1月に学生相談室の設置とオフィスアワー制度を導入している。

教育研究活動中の災害および通学中の事故に対し必要な給付を行うため、2008年4月1日より全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入した。

4 - 3 - 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

【歯学部】

歯学部学生に対しては、学生課職員やクラス主任、学年主任、学生相談員が個別の意見を汲み上げている。課外活動関連は各部の部長を通じて、あるいは文化連絡協議会・体育連絡協議会が意見を集約し、教務委員会を通して学務委員会で審議される。各学年にはクラス委員が選出されているが、学年全体を代表する機構や学生全体を代表する組織はない。

【大学院】

学生の意見を汲み上げるシステムとして、授業、研究指導および教育環境等のアンケートを実施し、学生生活の充実度等の調査を行っている。アンケートの項目については、学生生活の充実度に関する項目のほか、学生の窓口となる教務課(大学院担当)に対する要望等も調査している。

(2) 4 - 3の自己評価

【歯学部】

学生サービスと厚生補導は学生課職員が担い、学年主任・クラス主任がサポートしている。これらの諸問題を教務委員会で協議し、学務委員会で適切に処理されている。学生サービスに関する情報伝達も学生イントラネットや携帯メール配信システムで効率的に行われている。学内の食堂やレストランは休日も利用可能で利便性が高く、Campus Innも整備され、良好な環境である。

本学独自の学生に対する経済的支援策として、成績優秀者に対する授業料免除と学資負担者死亡時の授業料免除などの特色ある制度を備えている。日本学生支援機構の奨学金受給希望者も多く、適切に運用されている。

課外活動は、文化連絡協議会と体育連絡協議会を中心に運営され、学長以下の教員と学生課職員が支援する体制を整えている。各団体の指導も教員が担い、安全面や健康面に配慮している。経済的にも歯学部共済規程にしたがって支援され（2007年度、28団体総額7,668,000円）、大学祭などの自主的なイベントを支援し、課外活動が実現可能な年間授業計画にするなど配慮している。施設も単科大学としては極めて充実し、活発な課外活動が行われている。

本学の学生相談体制は学生相談室を含めて学習支援体制と一体化して機能し、メンタルヘルスケアも常勤の臨床心理士が対応し有効に機能している。地元警察署との連携やFDも活発である。健康上の問題に保健室や附属病院内科があり、迅速に対応可能な環境が整えられている。また、全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入している。

学生の厚生補導に関する意見は学生課職員やクラス主任、学年主任が、課外活動関連の意見は各団体の部長や学生の団体を通して伝えられ、適切に処理されている。

【大学院】

学生相談室を常設して学生生活全般への相談に応じる体制が確保されているが、相談記録を作成していなかったため、相談件数を把握出来ていない。経済的支援策は、学内外の制度が整備されている。義務化された健康診断を受診できない学生には、個別に健康診断結果を提出させて適切に対応している。歯学部と同様に全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入し、災害・事故等に対応した給付制度を整備した。

(3) 4 - 3の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学では、学生サービスや厚生補導に当たる学年主任・クラス主任を中心とした教員による学習支援体制や学生生活支援体制が整い、食堂施設、体育施設、学生寮などの諸施設、あるいは各種の自習室などが充実し、良好な環境を有している。引き続きこの環境を維持して厚生補導全般の質の向上を図る。

今後、経済的支援策は益々重要で、奨学金など本学独自の支援策を堅持し、学資負担者死亡時などの緊急時に備える。また、学生支援機構などの奨学金返済に関する指導を強化し、厳格な運用を目指す。

激変する歯科医学教育環境にあって健全な課外活動を育むため、現有諸設備を維持し、カリキュラム編成などの年間授業計画にも配慮する。他方、適切な活動推進を目指し、活動計画書や報告書の作成・提出を厳格に実施する。

確立された学生相談・学習支援体制を強化するために、引き続き FD を活発に開催してスキルの向上に努める。

学生の意見を反映する仕組みとして学生を代表する制度も必要であるが、当面はクラス委員制度を活用し、年 1 回の学年主任との意見交換を行い、学生サービスの改善に役立てる。同時に、学年末のアンケートに学生生活満足度調査を加えて改善資料として活用する。

【大学院】

学生相談室を有効に利用するための FD を引き続き開催する。また、今後は相談記録を作成し、相談内容等の把握に努める。健康診断については、入学時や新年度開始時に全員が受診するよう指導を徹底する。

4 - 4 . 就職・進学支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《 4 - 4 の視点》

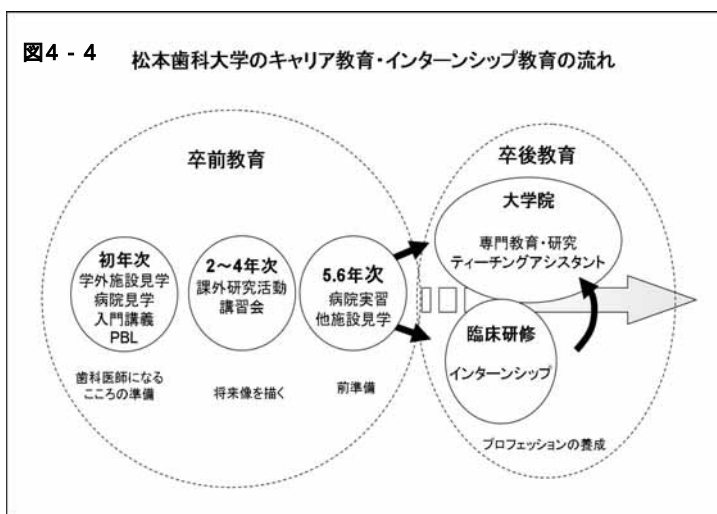
- 4 - 4 - 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4 - 4 - キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4 - 4 の事実の説明

- 4 - 4 - 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

【歯学部】

本学の学習支援から進学相談に至る支援体制は一元的に実施されている（図4 - 1）。卒業生は全員が臨床研修を希望するため、国家試験合格者は医療従事者として就職し（58.5%）不合格者は再受験の準備のために就職しない。指導・助言は学年主任や副主任が担当し、随時、就職、大学院進学を含めた進路相談に応じ、三者面談では学生・教員に父母もまじえて学習生活全般の相談を実施している。



臨床施設の紹介等の情報提供、マッチング登録支援は学生課の職員が担当し、研修施設を見学する機会も用意されている。大学院歯学独立研究科の説明も 6 年生と研修医を対象に開催している。毎年、6 年生全員がマッチングに参加し、国家試験合格者全員がいずれかの施設で研修をしている。

本学の同窓会組織（松本歯科大学校友会）の支部組織を通じても研修終了後の就職相談や開業相談に応じる体制がある。

【大学院】

就職・進学に係る相談は、指導教員をはじめ学生相談室、教務課で対応が可能である。

しかし、専門的に対応する窓口はなく、組織的な取り組みは行っていない。現状では、主指導教員が中心となり個別に対応し、助言をしている。

4 - 4 - キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

【歯学部】

本学の卒業生の多くが歯科医師として就業し、一部が大学などで教育や研究に従事している。このように本学の学生の目標は明確で、図 4 - 4 のようなキャリア教育が初年次から実施され、卒後の臨床研修と大学院における専門教育に移行している。

初年次には臨床歯科医学などの入門講義に留まらず学外の保健福祉施設見学を行い、多様な歯科医師像を描くことができるよう配慮されている。義歯製作や救急蘇生法など多岐にわたる実習も導入し、歯科医師になる心構えを醸成している。実習後のアンケート結果は「義歯製作は楽しかった」などと好評である。2 年次には自由研究を希望する学生の研究を支援し、学会発表や論文発表として結実している。5・6 年次にはキャリア教育の最終段階である病院実習と総合講義が行われ、各科の臨床実習ヘッドインストラクターを中心とした担当教員が支援している。個別相談は学年主任・副主任（図 4 - 1）が行い、本学の臨床システムを希望すれば、いわゆるインターンシップ教育に相当する 1 年間の臨床研修に臨む。本学の 1 年間の臨床研修では、単独型と複合型の 2 コースを設けている。前者は本学附属病院で、後者は本学附属病院と学外の研修協力施設で研修する方式である。研修の到達目標は明確で、歯科医師臨床研修手帳に従って所定の項目を研修する。研修開始以来、全ての研修医が所定のプログラムを修了している。

【大学院】

キャリア教育のための組織的な支援体制は、整備されていない。しかし、2007 年度から高度臨床実習科目を設定し、主指導教員を中心に認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導が可能となっている。

(2) 4 - 4 の自己評価

【歯学部】

歯学部の場合、全員が歯科医師臨床研修を希望する。研修先や大学院進学の相談は学年主任・副主任が担い、学生全員が研修先を決めるよう適切に助言されている。

大学全入時代に突入した現在では、初年次キャリア教育は重要で、義歯製作実習などで歯科医学に興味を抱く学生も多く、有効な方策といえる。2 年次から 4 年次には支援を受けて自由研究に取り組み学会発表や論文を掲載する学生がいるなど評価できる。5・6 年次の臨床実習や総合講義は歯科医学の知識の統合に有効で、学年主任を中心とした支援体制と 6 年生の個人別チューターの配置など、手厚い指導を行っている。しかし、実習内容の多くは見学で、診療参加型実習が十分ではない。

【大学院】

これまでは、歯科医師の資格を有する者が学生であったため、学位取得後の進路が明確で、大きな問題はなかった。今後は、歯科医師以外の学生の課程修了もあるため、就職に対する相談・助言体制を整備する必要がある。

博士課程のキャリア教育のあり方については、指導体制が整っていないため、その必要

性も含めて検討を要する。

(3) 4 - 4の改善・向上方策(将来計画)

【歯学部】

就職・進学の助言体制に問題はなく、引き続き学習支援と並行して指導を強化する。キャリア教育については現行の初年次教育を継続する。臨床実習に診療参加型実習をさらに取り入れるために、新病院での研修はもちろんのこと、旧病院棟の改修により IT システムを利用した治療現場の実況をビデオで映し出す方法を計画している。卒後の臨床研修が並行して行われているために解決すべき課題は多いが、模擬患者による医療面接研修などのプログラムを作成する。卒後臨床研修については当面現状のプログラムを維持し、学外の研修医の状態を追跡調査する担当教員を配置する。

【大学院】

就職に対する相談・助言体制について、今後、就職希望者があった場合に備え、主指導教員および教育環境改善委員会が連携し、助言していく体制を整備する。

キャリア教育については、認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導体制の充実や、ポストドクター制度の本格的な導入について検討する。

[基準4の自己評価]

【歯学部】

本学のアドミッションポリシーは募集要項などに平易に記載され、定員管理も適切である。4 種の方法で多様な角度から学生を選抜しているが、若年人口減少に伴う志願者数の減少がみられる。しかし、入学者には少人数教育を行い、修学意欲を高める初年時導入教育やリメディアル教育を積極的に実施している。

学年主任・クラス主任制度を中心とした学習支援体制が整備され、Campus Inn の常駐教職員による1年生の学習生活指導や6年生の個人別チューター制などの優れた支援体制がある。自習室、図書館なども十分に用意され、特に6年生には専用自習室があるなど、自主学習やグループ学習が可能な環境を提供している。学内に完備した無線 LAN 環境を利用したインターネットによる学習支援制度(e-Learning)やオフィスアワー制度も整備されている。毎週実施するウィークリーテストは特色ある制度で、授業内容の確認や復習を容易にしている。授業の出欠状況は電子的にリアルタイムに管理され、クラス主任や父母が容易に確認できる。学習支援に関する意見はアンケートと学年主任・クラス主任あるいは三者面談で汲み上げている。反面、授業評価に対する改善策を具体化する制度や直接学生と意見を交換する場を今後整備する必要がある。

学生サービスや厚生補導は学習支援制度と一体化している。学年主任・クラス主任と学生課職員が担い、教務委員会や学務委員会で適切に処理されている。学生サービスに関する情報伝達も学生イントラネットや携帯メール配信システムが効率的に行われている。学内の食堂やレストランは休日も利用可能で利便性が高く、Campus Inn も整備され、快適な学生生活を提供している。経済的支援策である学資負担者死亡時の授業料免除、成績優秀者の授業料免除制度などの制度が充実している。日本学生支援機構による奨学制度も適

切に運用されている。しかし、今後はさらに学生の経済面での支援を充実させるよう配慮する必要はあろう。学生の課外活動は、文化連絡協議会と体育連絡協議会および合同総会で運営され、学長以下多くの教員が支援している。課外活動に対する経済的支援も歯学部共済規程によって行われるなど、活動環境は整備されている。

学生相談室には常勤の臨床心理士が配備され、ハラスメントなど相談の窓口として学生課職員やクラス主任・学年主任などが当たり、FD も適切に実施されている。健康管理は保健室や附属病院内科医などにより万全の体制である。学生の個別の意見はクラス主任や三者面談によって汲み上げられる。

歯学部学生の卒後の進路はほぼ同じで、研修先や大学院進学の詳細は学年主任や副主任を中心に実施されている。また、初年次から「入門歯科医学」の講義や義歯製作実習を実施してキャリア教育のための学習目標を明確にしている。5・6 学年の臨床実習は円滑に運用されているが、卒前臨床実習における診療参加型実習が不足している。また臨床研修制度では学外の臨床研修医の動向把握が不十分で、担当医を配備する必要がある。

【大学院】

入学者選抜試験制度については、社会人および外国人留学生に対応した制度となっており、研究科入学者選抜試験委員会を経て研究科委員会で審議されている。在学学生は現在 81 人で、収容定員を十分満たしている。学習支援体制については、オフィスアワー制度による個別相談窓口の開設や、社会人学生を主とした授業に出席できない学生に、授業を収録した DVD を配付している。学生からの相談・要望等には、アンケートを通じて意見をしやすい環境を整えている。

学生に対する経済的支援策については、学内外の制度が整備されている。学生に対する健康診断を毎年度実施している。災害・事故等の際に必要な給付を行えるよう、2008 年度から学生教育研究災害傷害保険に加入した。

これまでの大学院課程修了生は歯科医師であったため、学位取得後の就職支援等の問題はなかった。しかし、今後の課程修了者のなかに、歯科医師資格を持たない学生もいるので、就職に対する相談・助言体制を整備する必要がある。博士課程のキャリア教育については、指導体制が整っていないためその必要性も含めて検討を要する。

【基準 4 の改善・向上方策（将来計画）】

【歯学部】

アドミッションポリシーの周知は継続的に行うが、18 歳人口減少などによる入学志願者減少に対応するため、入試対策プロジェクト委員会を設立し、AO 入試、指定校制の採用などによる選抜法の改善、対応策を考える。一方、学習支援体制の強化は受験生減少対策のひとつでもあり、教員の能力開発を支援強化すると同時に、学生と教職員との意見交換を図って学生の意見を汲み上げ、「学生中心の大学」化にさらに努める。学生サービスや厚生補導は充実しているが、経済的困窮に対する独自の支援策を強化する必要がある。奨学金貸与制度や学生支援機構制度の適切な運用にも努める。健全な学生生活のため、課外活動が可能な授業計画を策定する。初年次のキャリア教育によるモチベーションの向上に加え、修学を支援して退学者を防止するためにも学生相談体制を充実する。そのためにも FD によって教職員のカウンセリングスキルの向上に努めることが重要な対策となる。

【大学院】

アドミッションポリシーとして、研究科の目的および具体的な受け入れ方針を 2009 年度の学生募集要項から記載する。大学院の授業料は他学に比して決して高いわけではないが、今後は本学独自の分割納入制度や貸与制度を検討する。就職に対する相談・助言体制については、就職希望者があった場合に備え、主指導教員および教育環境改善委員会が連携し助言していく体制を整備する。キャリア教育については、認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導体制の充実や、ポストドクター制度の本格的な導入について検討する。

基準5. 教員

5 - 1 . 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5 - 1の視点》

- 5 - 1 - 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5 - 1 - 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

（1）5 - 1の事実の説明

5 - 1 - 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

「大学設置基準」第13条に定められている必要専任教員数118人に対して、歯学部授業担当者としてシラバスに記載されている専任教員数は133人である（表5-1）。専任教員数は十分人数を満たしており、適切な専任・兼任教員比率を保っている。

大学院担当教員については、「大学院設置基準」第9条に定められている必要教員数36人に対し、「松本歯科大学教育職員選考基準」に基づき、研究指導教員50人と研究指導補助教員29人の計79人を置いている（表5-2）。

表5-1 歯学部授業担当教員数

	専任	兼任			計
	歯学部	大学院	研究所	病院	
教授	31	12	1	1	45
准教授	7	8	3	0	18
講師	20	0	7	0	27
助教	40	0	3	0	43
計	98	20	14	1	133

表5-2 大学院担当教員数

	専任	兼任			計
	大学院	歯学部	研究所	病院	
教授	13	18	1	1	33
准教授	8	5	3	1	17
講師	0	13	5	0	18
助教	0	8	3	0	11
計	21	44	12	2	79

5 - 1 - 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

本学の部門別教育職員は歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、大学病

院により構成されている。それぞれの教員は、学部教育と大学院教育および研究・診療に携わっている。教育に関しては、学部と大学院それぞれのシラバスに従い、効率的に行われている。助教以上の本学専任教員のうち 127 人が博士学位所持者で、その他に修士学位所持者が 8 人である(博士および修士学位取得率 93.1%)。非常勤教員数は 139 人であり、専任教員と同様に、教育、研究、臨床に基づき各専門分野の教員を多数擁している。学部在籍学生数は 628 人であり、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 4.72 人である。また、助手 75 人が、教育補助という形で教育に関与しており、演習・実験・実習に関わっている。さらに、これらの内 72 人は臨床講座に所属し、病院診療にも参加している。また、研究面においても、科学研究費補助金への申請資格を有し、本学独自の研究資金である「推進研究費」を受給している者もいる。

年齢構成については、26 歳～40 歳は 41.2%、41 歳～50 歳は 28.8%、51 歳～60 歳は 19.4%、61 歳以上は 10.7%である。また、女性の占める割合は 16.3%である。

また、教員配置について、本学の特色である少人数教育(初年時におけるクラス別の授業、基礎科目におけるグループ別授業および実験、臨床基礎実習における多数のインストラクターによるきめ細かい教育、臨床実習における少人数グループローターション、個人チューターを用いた教育など)を推進するための独自の教員配置がなされ、教養科目、基礎および臨床講座にそれぞれ適切に配置されている(表 5-3)(表 5-4)

表 5-3 歯学部の講座数および教員配置数

	教養科目	基礎講座	臨床講座	教育学習支援センター、 隣接医学、特任教授	合計
講座数	10 科目	10 講座	10 講座		
教授	6 人	8 人	8 人	11 人	33 人
准教授	1 人	6 人	0 人	0 人	7 人
講師	2 人	9 人	10 人	0 人	21 人
助教	1 人	10 人	29 人	2 人	42 人
合計	10 人	33 人	47 人	13 人	103 人

表 5-4 歯学部授業担当者の教員配置数(科目別)

	教養科目	基礎学科目	臨床学科目	合計
教授	16	14	15	45
准教授	12	1	5	18
講師	11	6	10	27
助教	1	11	31	43
合計	40	32	61	133

大学院については、大学院担当教員は大学院のみの担当ではなく、学部、研究所のいずれか又は両方を兼務しており、3 つの講座毎に適切に配置されている(表 5-5)

大学院担当教員の年齢構成は、26 歳～40 歳は 26.6%、41 歳～50 歳は 40.0%、51 歳～60 歳は 26.6%、61 歳以上は 8.9%である。また、研究指導教員 50 人の平均年齢は 51.3

歳、研究指導補助教員の平均年齢は、40.3 歳となっている。

表 5 - 5 大学院の講座別ユニット、担当教員及び学生数

講座名	硬組織疾患制御 再建学講座	顎口腔機能制御 学講座	健康増進口腔科 学講座	合計
ユニット数	7	3	2	12
研究指導教員	19 人	16 人	15 人	50 人
研究指導補助教員	18 人	6 人	5 人	29 人
所属学生数	32 人	25 人	24 人	81 人

(2) 5 - 1 の自己評価

教員編成は、「大学設置基準」および「大学院設置基準」を上回る教員が配置されている。博士および修士の学位取得率は、学生教育および研究推進のためにも大変重要な意味を持ち、本学専任教員の博士および修士の学位取得率は、93.1%と大変高い数値となっている。教員の主体は 40、50 歳代の教員が約 50%を占め、若手とベテランおよび中堅が適切に配置されている。しかし、臨床講座の中には、中堅教員が不足している講座も認められる。今後、学生教育の充実と更なる研究推進のためにも、若手および中堅教員の採用・維持が急務である。また、女性教員の割合は、全教員中 16.3%と低い値を示している。若手教員にとっての魅力ある大学環境の構築と、女性教員が安心して働くことができる職場環境の構築に配慮する必要がある。また、大学院の教員年齢のバランスについては、2007 年度からは若手の研究指導補助教員が加わったため、研究推進の原動力が強化された。

教員の専門分野のバランスについては、歯学における主要な領域を広くカバーしており、「歯科医学教授要綱」や「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に従った教育を本学の教育目標に適した形で発展させていくために、教養教育科目、基礎および臨床専門科目にそれぞれ適切に配置されている。

2007 年度には第 1 学年時の初年時教育の全面的な改革（リメディアル教育の導入）を行った。この成果をもとにして、さらに 2008 年度には第 1 学年の初年次教育の中に基礎および臨床医学の入門編・実技編をカリキュラム中に積極的に取り入れることを試みている。したがって、教養系科目の教員のみならず基礎および臨床講座の多くの教員が、PBL セミナーなどを含めた多彩な初年次教育に携わる状況である。今後はさらに全学年において、オフィスアワーやチューター制の更なる充実等を図る必要がある。

(3) 5 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の教育課程を適切に運営していくためには、本学の卒業生の中から優秀な人材を、将来の教員候補としてどれほど多く養成できるかにかかっている。そのためには、若手教員にとっての魅力ある大学環境の構築が必須である。その取り組みとして、本学における臨床研修医・助手を社会人大学院生として人材確保し、今後さらに教育・研究・臨床に活躍してもらえるような環境整備を行う。具体的には、後述するティーチング・アシスタント（TA）制度やリサーチ・アシスタント（RA）制度を利用して、大学院学生に対

する支援策を活性化する。

また、外部からの若手人材の確保や有能な女性教員の育成を図るため、講師・助教・助手職の一般公募や託児所の設置などの方策について検討する。

2006年度から第1学年における初年次教育を本格実施し、2007年度はさらに理解度別学習を始めとする諸改革を開始している。また、2008年度からは、少人数教育カリキュラムをさらに推進させている。そのための専門教員の配置を含め、今後各専門分野別の教員配置データを分析し、現在の教育効果からの教員配置が適切かどうかを検討する。検討結果を踏まえ、基礎および臨床講座の大講座制の導入などを検討していく。

大学院に関しては、その運営を適切に行うための必要な教員が確保され、適切に配置されている。今後も教育と研究の更なる発展のため、継続して適切な教員の確保・配置に努める。

5 - 2 . 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5 - 2 の視点》

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

(1) 5 - 2 の事実の説明

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用方針は、「松本歯科大学教育職員任用規程」第3条において、「教育職員は、人格高潔で、学識に優れ、建学の理念をよく理解し、大学設置基準第14条から第17条までに規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。大学院を担当する教員については、前項の教育職員のうち助教以上の資格を有し、かつ大学院設置基準第9条第2号に規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。」と規定している。

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

教員の採用・昇任の方針に基づく規程は、「松本歯科大学教育職員任用規程」「松本歯科大学教育職員選考基準」において定められている。

教授の採用については、公募制を基本とし、学長が設置した選考委員会の審査に基づき、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。実績としては、2000年度から9回公募し、合計8人を教授職として採用した。

准教授および講師の採用および昇任は、各講座、部門等の責任者からの申請に基づき、学長が選考委員会を設置し諮問する。選考委員会が資格審査等を行い、学長に答申し、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。

助教の採用は、採用試験（原則年1回）を実施し、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。助教の職については、「松本歯科大学教育職員の任期に関する規程」に基づき、3年の任期制を採用している。任期の更新は、再任希望者の教育・研究・臨床業績（臨床

業績については臨床系のみ)と、再任後の教育、研究(臨床)についての抱負を必要書類とし、再任希望者の所属長の申請により教授会にて審議したうえ、理事会に上申のうえ決定する。上述のとおり、教育職員の人事は「松本歯科大学教授会規程」第4条により教授会で審議することとしている。

大学院担当教員の選考に当たっては、上記の規程および「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考および資格審査に関する規程」「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考および資格審査に関する申合わせ」に基づき、選考および資格審査を行っている。博士課程の教育を遂行するために必要な教員を配置するためには、大学院担当教員としての適格性を確保していくことが必要であるとの認識のもと、大学院担当教員には資格更新制度(研究指導教員は5年毎、研究指導補助教員は3年毎)を採用し、資格審査を実施している。大学院開設時に研究指導教員の資格を認められた31人については、5年の期間が経過したため、大学院担当者審査委員会を設置し資格更新審査の手続きをおこなっている。

教授(非常勤)、臨床教授などの職については、2007年度から「松本歯科大学非常勤講師委嘱規程」「松本歯科大学臨床教授等委嘱規程」において明確化し、非常勤教員職の実効性を図っている。また、客員教授の職については、「松本歯科大学客員教授規程」により明確化している。なお、教育職員の定年は「学校法人松本歯科大学定年規程」により、満63歳(1998年9月1日以前の採用者においては満67歳)としている。

(2) 5 - 2の自己評価

学校教育法の改正に伴い、「松本歯科大学教育職員任用規程」「松本歯科大学教育職員選考基準」の改正を2007年3月に行い、適切に運用されている。本学の教員の採用および昇任については、「松本歯科大学教育職員任用規程」に基づき、本学の建学の理念を理解し、教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究める教員を広く求め、選考委員会の設置や採用試験等を行い公正に選考し、教授会での審議を経て理事会にて決定されている。

教授職については公募を基本としている。助教の職については任期制度を採用している。また、講座単位での定員制度を採用しているため、各分野における適切な教員数が確保されている。

大学院担当教員の選考に当たっては、選考の基準、選考委員会の位置づけ等が各規程により明確になっており、適切に運用されていることから現段階では特に問題はない。また、大学院担当教員は、資格更新制度を採用しているため、たゆまない研究推進活動が求められ、博士課程の教育遂行に必要な教員を確保し適切に配置できている。

(3) 5 - 2の改善・向上方策(将来計画)

現在、「松本歯科大学教育職員の任期に関する規程」における任期制の対象範囲は、助教の職のみであるが、教員のさらなる活性化等を促すため、任期制の対象範囲を全教育職員に拡大するための改訂作業を行うことを検討する。運用基準の詳細については、今後、学務委員会を中心に検討する。

大学院担当教員の選考に係る事項については現段階では特に問題はないと認識している

が、そのシステムが形骸化しないよう、適時 FD 研修会を開催するなど、大学院教員のレベルアップに努めていく。

5 - 3 . 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5 - 3 の視点》

- 5 - 3 - 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5 - 3 - 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5 - 3 - 教育研究目的を達成するための資源 (研究費等) が、適切に配分されているか。

(1) 5 - 3 の事実の説明

- 5 - 3 - 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

学部教育における各教科授業担当者 (専任教員) の 1 週あたりの授業時間数 (1 授業時間 45 分) は、133 人の専任教員のうち最大は 17.5、最低は 0.5、平均で教授 7.4、准教授 6.3、講師 5.6、助教 4.4 である。

授業以外の教育に関わる負担 (補習、オフィスアワー、講義資料・試験問題作成、チューター任務、実験・実習の実施に関わる準備など) もかなり大きいのが現状である。

2008 年度の開設授業科目は 98 科目 (講義 75 科目、実習 23 科目) である。このうち、専任教員が担当する科目は 89 科目、非常勤講師に全面的に委ねている科目は 9 科目である。ただし、非常勤講師が評価責任者である専任教員と共同で実施する授業科目は、専任教員の担当科目として取り扱っている。本学開設授業科目における専任教員と学外非常勤講師の専兼比率は、専門教育では 88.8%、教養教育では 86.0% となっている。

大学院担当者は、大学院のほか、学部、研究所、病院を兼務している。本博士課程については、「大学院設置基準」第 14 条 (教育方法の特例) を適用し、夜間その他特定の時間を利用した授業および研究指導も行なっている。大学院担当教員のシラバス上の 1 週間あたりの教育担当時間については、研究指導教員が平均 15 時間、研究指導補助教員が平均 12 時間である。

- 5 - 3 - 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。

教員の教育研究活動を支援することを目的にした TA (Teaching Assistant : ティーチング・アシスタント)、RA (Research Assistant : リサーチ・アシスタント) は、大学院学生を対象に、「松本歯科大学ティーチング・アシスタント規程」「松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程」(2006 年 5 月施行) により制度化されている。TA については、2007 年度には 3 人、2008 年度はこれまでに 1 人の大学院生の採用があり、学部における初年次教育活動や関連講義の実習を支援している。

5 - 3 - 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

研究費については、2006年度までは学部は講座単位、研究所では個人単位で予算を計上し執行していたが、2007年度からは「松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程」により、全学的に専任教職員に対して「個人研究費」制度に移行した。教授には年間70万円（非実験系の教養科目教授には50万円）、准教授には55万円（非実験系の教養科目准教授には35万円）、講師には43万円（非実験系の教養科目講師には30万円）、助教には30万円（非実験系の教養科目助教には25万円）が支給されている。各講座には、共同で使用する消耗品などを支出するための「講座研究費」が一律30万円（研究所ユニットには20万円）支給されている。その他、学内公募により審査・採択している「推進研究費」（2007年度：総額4,510万円）を交付することにより、特に学内若手研究者の研究活性化を目指している。専任教員に配分される研究費について、研究費の総額は約2億8,000万円、教員1人当たり（助手含む）の額は約130万円である。また、教員研究費の内訳については、研究費の総額に対する割合が、「個人研究費」が41.8%、共同研究費（「講座研究費」等）が3.1%、科学研究費補助金が46.7%となっている。

博士課程の教育に係る経費は、予算を別途要求し予算化している。また、大学院担当教員の教育研究目的を達成するための資源となる研究費については、所属組織に関係なく大学の教員に割当てられる「個人研究費」が基本となっている。このほか、大学院担当教員のうち大学院学生の指導教員となっている教員には、指導する学生の人数に応じて「大学院研究費」（大学院学生1人あたり20万円）が研究指導経費として割り当てられている。「大学院研究費」は、大学院学生の学外での研究活動に係る旅費等の補助としての使用も可能である。

専任教員（助手含む）の研究旅費について、国外への出張旅費の総額は約600万円である。また、国内への出張旅費の総額は約1,670万円、1人当たりの支給額は約76,500円である。本学では研究の活性化を図る目的で、海外での国際学会発表のための旅費支給（各講座につき年1人）を行っている。また、在外研究員制度を利用して、短期および長期（2年間まで）の国内または海外研究施設での留学が可能となっている。2000年よりこの制度を利用して合計17人の教員が研修を行い、現在までに学内での研究・教育活動に還元している。

外部資金としては、科学研究費補助金のほか、企業による助成金（奨学寄附金・受託研究費）や日本宇宙フォーラムおよび長野県テクノ財団による受託研究費がある。また、産学官連携による研究活動状況は、2005年度は9件、2006年度は12件、2007年度は14件で、学外との共同研究や受託研究の実績が年度毎に増えている。

科学研究費補助金の採択実績は、大学の研究活動のパロメーターとして重要な位置を占めているが、本学における科学研究費補助金の2007年度交付件数は、過去最高の58件となり総額1億2,995万円であった。2008年度交付件数は51件、総額1億1,433万円であり、2003年度から本学の交付決定額は継続して1億円以上と、私立歯科大学、歯学部ではトップレベルを維持している。

(2) 5 - 3の自己評価

学部授業担当者における現状の授業時間数が教員によって差が認められるため、その内容を早急に検討する。さらに今後、授業は講座制から教員個人の担当制に移行することが予測されるので、各教員の担当時間数と担当内容およびその配置が適正かどうか、授業および授業以外の教育担当時間の時間配分について、十分分析する必要がある。

大学院担当教員の大学院単体での教育担当時間および内容については、現在のところ問題はない。しかし、大学院を担当している教員のほとんどが学士課程（学部）の教育を担当しており、博士および学士課程の教育担当時間を合わせた場合、一部の教員に教育担当時間が偏っている傾向がみられる。大学院教育の主体は研究活動であるため、今後さらに研究活動を推進していくために、大学院担当教員の大学院教育担当時間の適正化を検討していく必要がある。

教員の教育研究活動を支援するのみならず、大学院学生に指導者としてのトレーニングの機会を与えるためにも必要であったTAおよびRAの制度化が、2006年5月より施行された。TA制度は、2007年度より教員の教育研究活動の支援のほか、大学院学生の経済的な支援策として制度化され、適切に活用されている。しかし、RA制度はまだ実際に活用されておらず、今後の利用が望まれる。

科学研究費補助金獲得を目的としたFD研修会は毎年度全教職員を対象にして実施しており、本学における科学研究費補助金交付額の増加と、それに伴って、教育研究費のうち科学研究費補助金の占める割合が約50%という現状は、これらの講習会の効果が認められてきたものと自負している。

2007年11月に、日本学術振興会に対して「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出した。これは本学の学術研究に関する倫理指針（松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」）を基盤としている。これらの研究費の取り扱いに関する規程に基づいて、現在研究活動を推進している。

大学院学生の研究指導に必要な経費として措置されている「大学院研究費」については、2007年度から大学院学生の学外での研究活動に係る旅費の補助としての使用が可能となっており、有効に使用されている。

(3) 5 - 3の改善・向上方策（将来計画）

現状の授業担当者における学部授業時間数および授業以外の教育担当時間数について分析し、その結果、各教員の教育、研究、診療時間配分についての問題点を抽出し改善策を提案する。学生の教育効果においてより良いものにするためにも、授業担当者の担当時間数の適正な配分は今後の重要な課題である。

TAについては、採用実績が延べ4人と少ないものの、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生への経済的な支援等の効果を充分あげているため、本制度を積極的に活用し充実させる方針である。RAの制度はまだ実際に活用されていないため、大学院担当教員および大学院生への周知徹底を行い、活用を図っていく。

2007年に設定した松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」

「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」に基づく教育研究活動を適正に運用していく。それらの指針については、2008年3月に全教職員を対象にした学内説明会を合計4回開催したが、さらに周知徹底していくことが必須課題である。2008年5月には、文部科学省科学技術・学術政策局による「公的研究費の管理・監査の実態把握のための現地調査」が行われたが、問題点は指摘されなかった。今後は、さらなる科学研究費補助金などの競争資金獲得に向け、若手教員を中心とした本学独自の新たな方略が必要である。

大学院に関わる経費については、博士課程の教育研究目的を達成するため、継続的かつ適切に措置されるよう学内関係機関と調整を行うとともに、各種の外部資金の獲得を目指す。そのためには、意欲ある若手教員の採用と、講座の垣根を乗り越えた共同研究プロジェクトの構築が必要であるので、大学院セミナーの継続的な開催や、病院セミナーおよびFD研修会を利用した教育研究の発展を目指していく。

企業・団体などによる受託研究費の取り扱い規定は現在再検討中である。また、本学で共同使用される教育研究機器の購入に関わる「松本歯科大学機器購入委員会」を適切に運用し、長期的な予算計画を図る必要がある。

本学教員が主催する学会の運営補助金については、申請の都度予算化していたが、今後は一定の予算を計上し、計画運用することが望まれる。

5 - 4 . 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5 - 4の視点》

- 5 - 4 - 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。
- 5 - 4 - 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5 - 4の事実の説明

- 5 - 4 - 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

FD委員会を組織し、全教職員を対象とするFD研修会を年間6~7回程開催している。開催の目的は一貫して、大学専門教育に携わる教職員の資質向上にあり、テーマは多岐にわたっている。内容によっては、終日あるいは2日間にわたり学外施設を利用したワークショップ形式の研修会もあり、教職員が主体的に参加できる研修会として機能し、その成果は着実に認められる。2006年度および2007年度の実績は表5-6のとおりである。

一方、大学院の授業と研究指導の内容および方法の改善を図るため、大学院FD研修会を現在までに合計4回(表5-7参照)実施している。直近2回のFD研修会では、より身近なテーマを設定しワークショップ形式で開催している。

教育研究活動として、松本歯科大学学会の機関誌である「松本歯学」(年3号発行、現在まで計33巻発行)と教養系論文雑誌である「松本歯科大学紀要」(年1回発行、現在まで計36号発行)を発行し、学内の研究教育活動の活性化に大きく寄与している。

表5-6 FD実績(2006年度、2007年度)

年度	回数	開催年月日	開催形式	テ - マ	出席者数
2006年度	第1回	2006,05,16 (火)	講演	学習評価について	132人
	第2回	2006,05,20 (土)	ワークショップ	共用試験CBT問題作成のためのワークショップ	33人
	第3回	2006,08,22 (火)	講演	「顎運動と頸部部の骨筋」(公開講義)授業の進め方、学習効果の観点から傍聴、質疑応答を行う。	50人
	第4回	2006,09,25 (月)	講演	2007年度科学研究費補助金の申請及び使用について	114人
	第5回	2006,11,16 (木)	講演	大学教員の教育力を考える - ITの活用 -	136人
	第6回	2007,01,22 (月)	講演	「働きがい」が組織の活力を高める	104人
2007年度	第1回	2007,04,12 (木)	講演	受験生・進路指導の教師は大学のどこをみるか	128人
	第2回	2007,04,24 (木)	講演	第100回国家試験問題の検討	123人
	第3回	2007,05,12 (土) ~ 05,13(日)	ワークショップ	新時代に対応した教育評価を作り出す - 効果的なコーチングをめざして -	26人
	第4回	2007,05,19 (土)	ワークショップ	共用試験CBT 試験問題作成のためのワークショップ	30人
	第5回	2007,06,08 (金)	講演	歯学教育の現在と未来	89人
	第6回	2007,07,26 (木)	講演	科学研究費の使用方法和今後の申請について	100人
	第7回	2007,10,03 (水)	講演	2008年度科学研究費補助金の申請及び不正使用の防止等について	105人
	第8回	2008,02,07 (木)	講演	診療参加型臨床教育が目指すもの	67人
	第9回	2008,02,15 (金)	講演	学生と向き合う25の提案 - 人間力を高めるために -	87人

表5-7 大学院FD実績

回数	開催年月日	開催形式	テ - マ	出席者数
第1回	2006,11,16 (水)	講演	今後の歯科医療の展望と課題	134人
第2回	2006,12,12 (火)	講演	研究開発 活かそう社会へ - 独創的研究成果を特許に -	38人
第3回	2007,01,25 (木)	ワークショップ	大学院学生が主指導教員を変更したいと願い出てきた場合の対応	28人
第4回	2007,10,11 (木)	ワークショップ	学位論文の評価及び修了認定の基準の明確化について	54人

5 - 4 - 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教員の教育研究活動の活性化を目的とした教員の授業評価については、学部学生全員から各学年前期および後期授業の終了時に、受講した授業に関するアンケートをとっている。アンケート項目は5点（授業内容が理解できましたか。授業に教員の熱意が感じられましたか。授業に工夫が感じられましたか。授業内容のレベルはあなたにとって適切でしたか。あなた自身、授業を理解するよう努力していましたか。）であり、それぞれ5段階評価を求めた。得られたデータは教授会に提出し、教員へのフィードバックの資料としているほか、学生に対しても公開している。

教員の教育研究活動の評価の一環として、「学校法人松本歯科大学就業規則」第61条の規定に基づき、「学校法人松本歯科大学職員表彰規程」が定められ、教育研究功労賞などが設けられている。また、教員の教育評価の1つとして、第6学年総合講義に対する教育評価（労力と時間をポイント化）を行い、その実績により賞与を支給している。さらに、教員の臨床（診療）評価の一環として、助手職に対し臨床活動を評価し、診療報奨手当を支給している。

大学院担当教員については、大学院担当者としての適格性を確保するため、資格更新制度を導入している。大学院担当教員の資格更新審査では、研究業績のほか、大学院における教育・研究指導および学位論文審査の実績も考慮し、教員の教育、研究および臨床活動に対して具体的評価を行っている。

（2）5 - 4の自己評価

全教職員のFD研修会への参加率の改善および組織的な参加と取り組みについては、今後の課題である。特に講座間における若手教員の取り組み状況には温度差があるのが現状である。大学院FD研修会の実施回数は、現在のところ4回と少ない。しかし、直近2回のFDでは、身近なテーマかつワークショップ形式で開催したことで、教員一人ひとりが自らの問題として考えることとなり、結果として個々の教育研究活動の向上のための意識が向上している。

学生からの授業アンケート結果を客観的に評価するための基準の設定またはアンケート内容の再検討を行う必要がある。教育学習支援センターが中心となり、授業内容をさらに一定の基準をもって評価するための実施運営・計画体制を強化する必要がある。

教員の教育研究活動の評価活動として教育研究功労賞が設けられたが、未だ該当者はいないため、今後の適正な運用が必要である。教員個人に対する「教育、臨床（診療）、研究」それぞれに関する客観的な評価の検討が今後の重要な課題である。

（3）5 - 4の改善・向上方策（将来計画）

全学および大学院におけるFD研修会の計画をできるだけ早期に通知して、診療・会議・実験などの予定を調整できるようにするとともに、FD研修会の意義の重要性を講座内および各部署で意思統一し、全教職員の参加を促す。講演形式の研修会ではなく、参加者全員が自分の意見を討論できるようなワークショップ形式の研修会システムに移行していく。講演会形式で行えるテーマについては、大学院セミナーや病院セミナーでの開催にする。

本学独自の新たなカリキュラムを策定するためのワークショップ形式のFD研修会を開催する。また、主として新任教員を対象とする教育ワークショップを定期的で開催する。大学院教育に携わる教職員を対象とした研究開発能力の向上を目的としたFD研修会を定期的に企画し、3か月に1回程度の開催を目標に、大学院担当教員の資質向上に努めていく。

教育学習支援センターを中心に、学生からの授業アンケートの解析、さらに授業評価、教員評価を実施運営するための計画案を2008年度中に策定する。

教育研究功労賞の適正な運用を図っていくとともに、教育、臨床（診療）研究に関する客観的な評価システムの導入を検討する。

[基準5の自己評価]

教員編成については、「大学設置基準」および「大学院設置基準」を上回る教員が配置されている。担当分野等の配置については、教養教育科目、基礎および臨床専門科目に概ね適切に配置されている。しかし、中堅教員が不足している講座があることや女性教員の割合が少ないなどの問題はあ

る。採用・昇任の方針については、各規程により明確化され適切に運営されている。また大学院担当教員については、資格更新制度を採用することで、大学院担当教員としての適格性を確保している。

学部授業担当者の授業時間数について、現状では教員によって差がある。今後、授業形態が講座制から教員個人の担当制へと移行することが予測され、特定の教員にますます負担が偏るおそれがある。TA制度は、2007年度より教員の教育研究活動の支援のほか、大学院学生の経済的な支援策として制度化され、適切に活用されている。しかし、RA制度はまだ実際に活用されておらず、今後の利用が望まれる。研究費等の配分については、「松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程」に基づき適切に配分されている。

研究費について、科学研究費補助金の交付決定額は2003年度から継続して1億円以上となっており、その結果、教育研究費のうち約50%を占めていることなど、科学研究費補助金の獲得状況は極めて良好である。

2004年度から年間6～7回程FD研修会を開催している。開催回数は安定しているが、全教職員の参加率の改善および組織的な参加と取り組みが今後の課題である。教員の評価体制としては、「学校法人松本歯科大学職員表彰規程」により教育研究功労賞が設けられているが、該当者は未だいない。

[基準5の改善・向上方策（将来計画）]

今後も教育課程を適切に運営するために、本学の卒業生の中からの教員の養成が必須である。そのために、本学における臨床研修医を社会人大学院生として人材確保し、今後さらに教育・研究・臨床に活躍してもらえるような環境整備を行う。具体的な取り組みとして、ティーチング・アシスタント（TA）制度やリサーチ・アシスタント（RA）制度の利用を促進させ、大学院学生に対する支援を行う。

任期制の対象範囲は、助教職のみであるが、教員のさらなる活性化等を促すため、任期制の対象範囲を全教育職員に拡大するための改訂作業を行うことを検討する。大学院担当教員の選考に係る事項については現段階では特に問題はないが、資格更新制度等のシステ

ムが形骸化しないよう、適時FD研修会を開催するなど、大学院教員のレベルアップに努めていく。現状の授業担当者における学部授業時間数および授業以外の教育担当時間数の不均衡を分析し、その結果、問題点を抽出し改善策を提案する。TAについては、本制度を積極的に活用し充実させる方針である。RAの制度はまだ実際に活用されていないため、大学院担当教員および大学院生への周知徹底を行い、活用を図っていく。

研究費等の使用については、2007年に設定した松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」に基づく教育研究活動を今後も適正に運用していく。2008年5月に行われた文部科学省科学技術・学術政策局による「公的研究費の管理・監査の実態把握のための現地調査」で得られた指摘点を踏まえ、今後活発な研究活動を推進していく。

FD研修会については、日程をできるだけ早期に通知して、診療・会議・実験などの予定を調整できるようにするとともに、FD研修会の意義の重要性を講座内および各部署で意思統一し、全教職員の参加を促す。また、教育研究功労賞の該当者が未だに出していないため、適正な運用を図っていく。また、教員個人に対する「教育、臨床（診療）研究」における客観的な評価システムの導入を検討していく。

基準 6 . 職員

6 - 1 . 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《 6 - 1 の視点》

- 6 - 1 - 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6 - 1 の事実の説明

6 - 1 - 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

事務組織に配置されている職員は、2008年5月1日現在、156人の事務職員および技術職員(専任職員106人、嘱託職員10人、パート職員3人、派遣職員37人)であり、「事務組織及び事務分掌規程」に基づき、各所属、職位が管掌する事務を行っている。

また、附属病院には、153人の医療職員(臨床研修歯科医含む)が配置され、大学の目的である医療人の養成、育成のための臨床教育を支えている。

大学の事務組織は、図6-1のとおり、法人本部長(専務理事)の下に管理運営を主とする法人室、教学組織の運営を主とする事務局の2つの組織に大別され、法人室は法人主事、事務局は事務局長がそれぞれの事務を統括している。

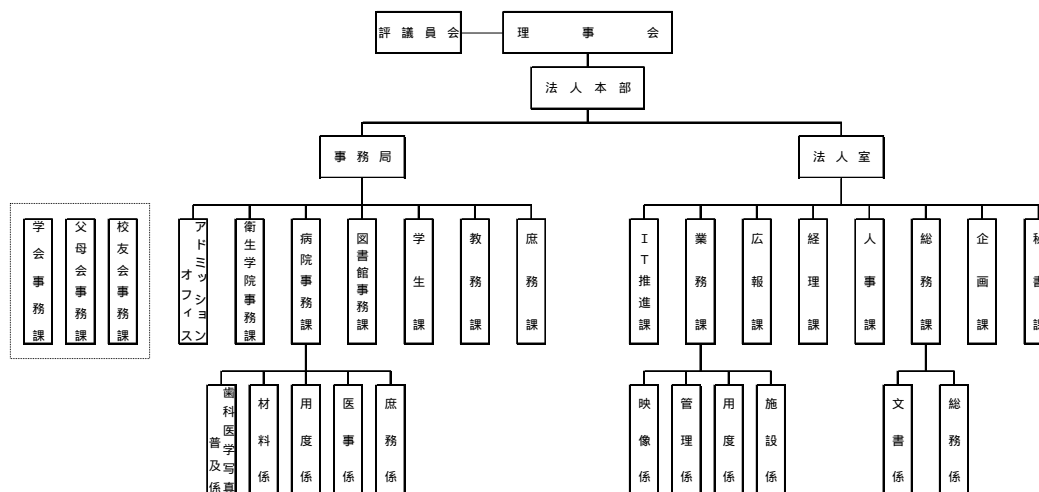
事務局長は、教学組織の連絡調整機関である「学事評議会」の構成員であり、また、各機関の意思決定機関である「教授会」、「診療科長会」、「研究科委員会」に出席し、教学組織のそれぞれの意思決定の内容を把握するとともに、事務局としての意見、報告、連絡等を行っている。また、法人主事、事務局長は「常務理事会」に出席し、各自が管掌する組織の報告および施策等について法人と調整を図るとともに、法人の意思決定について内容を把握している。これらの情報が事務組織の各部署で共有できるように月に1回「所属長連絡会」が開催され、法人、教学組織等の決定事項の報告、各部署からの連絡事項等の報告が行われ、法人、教学、事務のそれぞれの動きを事務組織全体で共有できる体制となっている。

このことにより、事務組織の各部署が連携し、協力・共同関係を築き業務を組織的に遂行し、特に、学内の諸行事には横断的に各部署から人員を出すことにより、縦割り組織の弊害がでないよう一致協力している。

また、各部署からの連絡事項は学内イントラネットを通じて、随時全職員に伝達されている。

図 6 - 1

学校法人松本歯科大学 事務組織図（2008年5月1日現在）



6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用については、原則として退職者の補充としているが、本学の人員構成の特色として、50歳半ばの人員層が多い。そのため、退職時期の数年前から業務の引継ぎ等を勘案した採用、昇任、異動を行っている。また、業務の専門化に対応するため中途採用を随時行うとともに、業務の効率化を図るためアウトソーシングを取り入れる。これらの施策により、職員の業務をより大学事務本来の業務に集中させることができるようにしている。

採用、昇任、異動は原則として4月に各所属長の意見を参考に、法人本部長、法人主事、事務局長等が調整し、常務理事会に諮り行っている。この時期以外でも、業務の都合により必要に応じて弾力的に実施している。

6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用については、原則として公募制とし、就業規則第5条に基づき、採用試験は筆記、面接試験などを行い公正に選考し、常務理事会で採用者を決定する。

特に、最終選考の面接を重視しており、法人本部長、法人主事、事務局長が面接官として、志望の動機、本人の意欲等を総合的に判断し、教育機関としての大学職員にふさわしい人物を採用している。

昇任、異動については、各所属長からの意見を参考に、適材適所、職務内容と資格の一致を主眼に置いた異動計画を作成し、常務理事会に諮り決定する。特に、定年退職を控えた者が多数いることから、退職数年前から業務引継ぎ等を勘案した異動を行っている。

(2) 6 - 1の自己評価

事務組織の職員については、業務の効率的な運営を最優先とし、専任職員の業務を大学

事務本来の業務へ集中させるようにし、特に、教学組織支援、学生支援等、大学の根幹にかかわる業務へは職員の数、質ともに力を入れており、教員、学生からの満足度の向上に努めている。

採用は、中長期的な育成を主眼においた新規学卒者の採用にとらわれず、即戦力となる人材を中途採用で確保することにより、特に新規事業の早期立ち上げを可能としている。また、法人室を中心とした管理運営業務又は病院事務課でのレセプトの業務等においても即戦力となる人材の補充を可能としている。

(2) 6 - 1の改善・向上方策(将来計画)

教育研究環境の急速な変化に伴い、大学事務が多様になり専門化した。そのため、職員の業務内容の量、質ともに時代に対応した体制にする必要がある。

限られた人員で対応していくために、業務内容に応じて「高年齢者雇用安定法」に基づく再雇用、パートタイマーの積極的な活用、アウトソーシングの活用などを行う。これらにより、職員の業務を大学事務本来の業務に集中させ、業務の内容も定型業務から企画、創造、分析、戦略業務に転換していく。

6 - 2 . 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6 - 2の視点》

6 - 2 - 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

(1) 6 - 2の事実の説明

6 - 2 - 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

職員の初任者研修は、OJT(On the Job Training)を中心に実施している。採用直後の初任者研修では、大学職員に必要な関係法令、学内ルール等を講義形式で行い、職場配属後は6ヶ月にわたり所属長直属として、所属ごとに作成、計画された研修プログラムに沿って教育が行われる。

職員の研修については、職員の資質向上、最新の情報収集等の理由から学外研修にも力を入れており、関係官庁、私立大学協会、私立歯科大学協会の研修のほか、民間企業向けの研修にも積極的に参加させている。医療職員、技術職員も専門職としての資質向上を支援するため、職能に応じた研修会および学会参加について予算化を図っている。

学内全体の取組みとして、「ハラスメント研修」、「接遇研修」など、各機関の責任者が中心となり、必要な研修を随時実施している。

特に、直近の全学的な研修として、本学の一つの方針でもある「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」の下、全教職員、学生に対し、「接遇研修」を実施した。

(2) 6 - 2の自己評価

大学組織の性格上、外部との接触が乏しく、情報が限定されがちで、発想、思考等が硬直化する傾向にある。そのため、外部研修等の参加により情報収集、情報交換等を行うことは良い刺激となり、有益な情報が各職場に活かされ、効果的である。

(3) 6 - 2の改善・向上方策(将来計画)

外部研修の内容は、情報収集等の面では効果があるが、内容が一般的であるため、研修内容を具体的な施策まで持っていくことが難しい。全学的な課題の場合は、研修講師を招き実施することにより、多くの職員が問題意識を共有化でき、一定の成果をあげることができる。

今後、FD 委員会と連携を図り、体系的な研修計画の企画、立案、実施および評価までを検討する研修委員会(仮称)を設置する。その研修委員会に教育(FD 含む) 医療、管理の専門部会を置き、実効性ある具体的な研修計画の立案などを行う。

6 - 3 . 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6 - 3の視点》

6 - 3 - 教育研究支援体制のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6 - 3の事実の説明

6 - 3 - 教育研究支援体制のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育支援体制は、教務課(15人)を中心に行っている。歯学部においては、共用試験、臨床実習、総合講義など高学年での教学組織との緊密な連携が必要なことから、第5、6学年に担当職員を配置している。また、低学年の授業を主に行っている講義館にも担当職員を配置している。

大学院においても、本学では歯学独立研究科という形態を採用しているため、担当職員を配置している。

本学の教学体制は図2-1のとおりであるが、前述のとおり事務局長が教学組織の「学事評議会」、「教授会」、「研究科委員会」等に出席し、教育研究支援のための連携を深めている。その連携を強化し、より一層円滑な教育研究支援を図るため、事務局長の下に担当職員(2人)を配置している。また、上記の会議のほか主要な委員会等には事務局長、教務課長、学生課長が出席し、教学組織との情報共有を図り、必要に応じて連絡、調整を行っている。そして、教学組織の各種委員会にも教務課を中心に事務職員が参加し、準備、記録などの事務処理を行っている。

研究支援体制は、庶務課、ハイテクセンターを中心に行われている。科学研究費補助金については、担当職員を配置し、書類作成の方法、研究費の使用方法等について研修会を実施している。

ハイテクセンターには、実験動物を管理する動物実験室、電子顕微鏡を管理する電子顕微鏡室のそれぞれに担当の職員を配置している。解剖実習の献体を管理し、実習補助、オフィスアワーの補助業務を担う担当職員も口腔解剖学第1講座に配置している。知的財産については、担当職員を配置し、国内外の特許手続き、管理および産学連携事業への支援、契約書作成等を行っている。その結果、企業との共同での製品化などによりライセンス収入等の成果を得ている。

教育研究の支援体制として、各講座に補助員(22人)を配置し、各種資料作成の補助、各種研究費の事務処理も含め、教育職員が、教育、研究、臨床に専念できる環境づくりに

努めている。

学生生活に不可欠な厚生補導の業務を担う、学生課（5人）は学生の生活指導等を中心に支援体制を構築しており、全寮制の1年生の生活指導全般も支援している。学生課長は、「スチューデントコンサルタント」（特定非営利活動法人学生文化創造認定）の有資格者であり、体系的かつ理論的に学生指導を行い、学生対応に関する学生課全体の質の向上にも寄与している。

IT推進課（5人）では、学生証（ICカード）を利用した出欠管理のIT化や学生イントラネットを利用したテスト結果の分析、個々の問題の理解度の分析などのシステムを構築し、その専門性を発揮した教育支援を行っている。

図書館事務課（7人）は、全員が司書の有資格者である。平日は午後8時まで開館している。夏季休業中も病院が開院している期間は開館し、学習支援を行っている。

（2）6 - 3の自己評価

教育研究支援については、担当課以外でも全学の事務組織が最優先として取り組んでいる。教育研究支援組織は、教学組織の各種委員会への出席、必要に応じて随時、打ち合わせ等を行うなど、密接に連携を図っているため、教学組織からの満足度は高い。

支援体制の成果の一例として、科学研究費補助金の採択率、交付金額等、歯学の分野ではトップクラスの実績を保っている。

（3）6 - 3の改善・向上方策（将来計画）

事務組織による教育研究支援体制の内容を量（人数）から質（業務内容）へ転換し、効率的でより効果を挙げる事務組織にしていく。

そのためにも、事務組織自身が意識改革を行い、教育研究支援の内容が教育職員の「下請け」ではなく、それぞれの担当業務の専門性を一層高め、「知恵袋」として機能することが本質的な教育支援であると考え。

【基準6の自己評価】

事務組織は、「学事評議会」、「教授会」等の教学組織の会議への出席をはじめとして、各種委員会に出席することにより、相互に情報を共有し、緊密に連携を図っている。

職員の採用については、人材育成として長期的視点による新卒採用と即戦力として専門的業務に対応する中途採用を弾力的に行っている。

また、「高年齢者雇用安定法」改正に伴い制定した、「定年退職者の再雇用に関する規程」に基づき、定年退職後の職員を継続雇用し、在職中に培った知識、経験、能力等の継承を行っている。これにより、教育支援体制が後退することなく、より一層の事務組織の充実を図っている。

異動については、適材適所を基本に各部署の実態に即した異動を行っている。

昇任については、職務内容と資格の一致を主眼に置いて行っている。

職員の資質向上については、外部研修への積極的な参加等により、資質向上、意識改革等による活性化を促している。

教育研究支援体制については、十分な支援体制を構築している。教育職員からの満足度

は高く、特に他大学から赴任した教育職員からの本学の支援体制についての満足度の高さは特筆すべきことである。

[基準6の改善・向上方策(将来計画)]

事務組織の在り方は、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(1998年10月大学審議会答申)にあるように、教学組織との連携協力関係を確立し、業務の専門性、効率性を向上する必要がある。本学の事務組織の人数は、十分確保されているため、事業運営上、支障はない。しかし、他の同規模大学に比べると事務職員が多いので、量(人数)より質(業務内容)への転換を図り、職員の業務をより大学本来の業務に集中させ、アウトソーシング、非正規職員の積極的活用、業務の効率化などの一層の推進を図る。また、研修をより一層充実させ、職員の資質向上を積極的に行い、専門性の高い人材育成、教育機関の従事者として倫理性の高い人材育成に努めていく。

また、採用、異動、昇任等、人事制度全般の検討を行い、透明かつ公平性のある人事制度の構築を目指していく。

基準 7 . 管理運営

7 - 1 . 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7 - 1の視点》

- 7 - 1 - 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7 - 1 - 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7 - 1の事実の説明(現状)

7 - 1 - 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

管理部門の管理運営体制

学校法人の管理運営は「学校法人松本歯科大学寄附行為」、「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に基づき「理事会」、「評議員会」、「常務理事会」を設置、「監事」を選任して行っている。2005年4月1日の私立学校法改正を受けて、本学校法人においては理事長が学校法人を代表し、その業務を総理することとし、「学校法人松本歯科大学寄附行為」第11条および第13条に明確に規定した。

理事会（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第16条）

理事会は10人の理事で構成され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。理事会は、毎年度定期的に5月と3月に行い、必要な場合は臨時に招集する。理事の構成は、幅広い意見を採り入れるため教育界・政財界・医療関係から選任している。理事会における主な審議事項は表7-1に示すとおりである。

表7-1 理事会の審議事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 予算・決算・借入限度額に関する事項(2) 事業計画・事業報告に関する事項(3) 監事の監査報告に関する事項(4) 理事長・学長・理事・監事・評議員の選任に関する事項(5) 役職教員・法人本部長・法人主事・事務局長の人事に関する事項(6) 寄附行為の変更に関する事項(7) 諸規程の制定及び改廃に関する事項(8) 不動産の売買、建物の建設等に関する事項(9) その他 |
|--|

評議員会（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第19条）

評議員会は30人の評議員で構成され、理事会の諮問機関として位置づけている。評議員会は、理事会同様に毎年度5月と3月に行い、必要な場合は臨時に招集する。表7-2に掲げる法人の業務に関する重要事項については、理事会においてあらかじめ評議員会に諮問することとしている。構成する評議員は職員から7人、本学の卒業生から7~9人、学識経験者から9~14人となっており、本学関係者が半数以上である。

表 7 - 2 評議員会への諮問事項（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 21 条）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 (2) 事業計画 (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (4) 寄附行為の変更 (5) 合併 (6) 目的たる事業の成功の不能による解散 (7) 寄附金品の募集に関する事項 (8) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの |
|--|

常務理事会（「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第 8 条）

常務理事会は、理事長、学長および常勤の理事をもって構成され、理事会の常務執行機関として位置づけている。原則として月に 1 回開催し、理事会から委任された事項、理事会の決定した基本方針の執行等について審議する。理事会が常務理事会に委任する事項は表 7 - 3 に示すとおりである。日常の管理運営に関する事項や執行計画の企画・立案を審議する常務理事会は本学校法人において重要な役割を占めている。

表 7 - 3 理事会が常務理事会に委任する事項

（「学校法人松本歯科大学理事会業務委任規則」第 2 条）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の長期計画の企画・立案に関する事項 (2) 法人業務全般の執行計画の企画・立案に関する事項 (3) 法人業務全般にわたる重要事項の策定に関する事項 (4) 資金の調達及び運用に関する基本方針の策定に関する事項 (5) 大学、専修学校の日常の管理運営に関する事項 (6) 寄附行為及び寄附行為施行細則等重要な規則を除く、管理運営に係る諸規程の制定及び改廃に関する事項 (7) 総務、人事、財務及び教学に関する事項 (8) その他理事会から委任された事項 |
|--|

監事（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 7 条）

法人の業務を監査するため、監事を選任している。監事の職務は表 7 - 4 に示すとおりである。2005 年度には私立学校法改正の監事制度の改善の趣旨に鑑み「学校法人松本歯科大学監事監査規程」を定め、監事職務の明確化を図った。現在の監事 3 人のうち 1 人は公認会計士を登用しており、財務面の整備に関して指導的な役割もしている。

表 7 - 4 監事の職務（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 15 条）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の業務を監査すること (2) 法人の財産の状況を監査すること (3) 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること (4) (1) 又は (2) による監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること (5) (4) の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること (6) 法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること |
|---|

教学部門の管理運営体制

学事運営を能率的に進めるため「学事評議会」を設置している。教学部門の運営は学則をはじめとする各規程に基づき、大学に「教授会」、大学院に「研究科委員会」等を設置して行っている。

学事評議会（「松本歯科大学学事評議会規程」）

学事評議会は、学長および歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、図書館、病院、事務局の長並びに学長が必要と認めた者をもって構成され、毎月1回開催している。大学全体の円滑な運営に必要な各組織間の連絡、調整および協議を行う。学事評議会の審議事項は表7-5に示すとおりである。

表7-5 学事評議会の審議事項（「松本歯科大学学事評議会規程」第4条）

- | |
|--|
| (1) 組織間の連絡調整に関する事項
(2) 全学的重要事項のうち、教育研究に係るもの
(3) 学校法人松本歯科大学理事会及び常務理事会から委任又は検討を付託された事項
(4) その他学長が必要と認めた事項 |
|--|

教授会（「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第2条）

教授会は本学の学長および専任教授をもって構成され、月に1回開催している。教授会は全教授をもって構成され、教育および研究に関する機関の中では最高の意思決定機関である。教授会の審議事項は表7-6に示すとおりである。

表7-6 教授会の審議事項（「松本歯科大学教授会規程」第4条）

- | |
|--|
| (1) 教育及び研究の規程等の制定、改廃に関する事項
(2) 教育職員の人事に関する事項
(3) 教育職員の留学及び派遣に関する事項
(4) 学生の試験に関する事項
(5) 入学、進級、休学、復学、転学、退学、卒業等学生の身分に関する事項
(6) 学生の指導、厚生補導及び賞罰に関する事項
(7) 教育及び研究に関する事項
(8) 教育及び研究予算の運営に関する事項
(9) 教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項
(10) 研究生、専修生及び委託生に関する事項
(11) 名誉称号の授与に関する事項
(12) 学長の諮問した事項 |
|--|

研究科委員会（「松本歯科大学大学院学則」第21条）

研究科委員会は学長、研究科長および大学院の専任教授をもって構成され、月に1回開催している。研究科委員会の審議事項は表7-7に示すとおりである。

表7-7 研究科委員会の審議事項

（「松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程」第4条）

- | | |
|---|--------------------------------------|
| (1) 大学院の教育及び研究に関する事項
(3) 大学院生の身分に関する事項 | (2) 大学院の人事に関する事項
(4) その他大学院に関する事項 |
|---|--------------------------------------|

7 - 1 - 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

管理部門の管理運営に関わる役員等の選考については、「学校法人松本歯科大学寄附行為」第6条、第7条および第23条に定めがあり、これに則り選考を行っている。詳細は表7-8のとおりである。

理事会は、理事総数の過半数の議決により理事長を選任し、理事長は理事会の承認を得て「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第6条により定める専務理事を選任する。また、理事会は、理事総数の過半数の議決により4人以内の常務理事を選任することができる。現在は、専務理事1人と常務理事3人を選任し「専務・人事」「財務・建設」「総務」「学務・調査」の任務を分掌している。

表7-8 役員および評議員の選任方法

役職	任期	選任方法	定員	現員
理事	3年	1号理事...松本歯科大学長（学長の選任は理事会において行う）	1	1
		2号理事...評議員のうちから評議員会において選任した者	3~4	3
		3号理事...学識経験者のうちから理事会において選任した者	5~6	6
監事	3年	法人の理事、職員（学長・教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する	2~3	3
評議員	3年	1号評議員...この法人の職員で理事会において推薦されたものの中から、評議員会において選任した者	7	7
		2号評議員...この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から理事会において選任した者	7~9	9
		3号評議員...学識経験者の中から、理事会において選任した者	9~14	14

教学部門の管理運営に関わる役員等の選考については、「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に規定している。同細則は、第3条において「学長の選任、解任は理事会が決定する。」と定め、その任期を3年としている。第10条においては、表7-9に示す役職教員について、「選任、解任は理事会の承認を得て理事長が決定する。」と規定し、その任期を1年としている。

表7-9 役職教員

（「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第10条）

(1) 副学長 (2) 歯学部長 (3) 大学院歯学独立研究科長 (4) 総合歯科医学研究所長 (5) 病院長 (6) 図書館長 (7) その他理事長が必要と認めた役職
--

(2) 7-1の自己評価

管理部門

予算・事業計画、決算・事業報告等法人の管理運営に関する重要事項については、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関として審議を行い決定している。理事会において決定された計画・方針は、常務理事会によって詳細が決定され業務が遂行されていく。理事会は年2回の開催であるが、10人の理事のうち6人を占める常勤の理事が参加して、毎月1回常務理事会を開催することで法人の業務執行を機動的に行っている。迅速な決断を迫られる場面にも対応できる体制が整っているといえる。

教学部門

教学部門は全教授で構成する教授会を中心として運営している。「松本歯科大学教授会規程」第7条に基づき学務委員会（教授会の運営を能率的に進めるにあたり、学長の諮問事項を協議、調整する）や教務委員会（教育及び厚生補導に関する事項について、協議、調整する）を設置することによって、学事運営を円滑に進めている。

2007年4月に新設した学事評議会は、歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、病院、図書館の連絡調整の機能を果たしている。

管理運営に関わる役員等の選任に関する規程

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては「学校法人松本歯科大学寄附行為」および「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に明確に規定している。

管理部門においては、理事10人中3人が外部理事、監事3人中2人が外部監事で構成されており、幅広い意見を取り入れる体制を整えるとともに厳格な監査に努めている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

管理部門、教学部門

現在の管理運営体制の維持を基本とするが、大学を取り巻く環境が変化する中で、更なる改善・改革を求めていく。規程関係については、適宜見直しを図り、常に実状にあった規程に改正できる体制を維持する。

管理運営に関わる役員等の選任に関する規程

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程を見直す必要は喫緊にはない。管理部門においては、外部役員・常勤役員のバランスよい選任を今後も維持していく。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-1の視点》

7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

1号理事として選出される学長が、教学部門の代表として理事会・常務理事会に加わることによって、管理部門と教学部門の連携を図っている。理事会・常務理事会は、学長に代表された教授会の意向を尊重し、教学部門が円滑に機能するよう判断を下しており、管理部門と教学部門との連携を図っている。

また、事務局長も管理部門と教学部門の連携を促進する役割を担っており、法人部門の「常務理事会」に出席するほか「学事評議会」、「教授会」、「研究科委員会」、「診療科長会」、「学務委員会」等の教学部門の会議に参加している。こうして教学に関する会議に管理部門から構成員を出すことによって管理部門と教学部門の連携を図っている。

(2) 7 - 2の自己評価

管理部門と教学部門の各機関は 7 - 1 で述べたとおり役割を明確に分けており、その連携体制は理事会・常務理事会および教授会といった法人運営および大学運営の上で中核となるこれらの審議機関において図っている。

(3) 7 - 2の改善・向上方策(将来計画)

管理部門と教学部門の連携は良好な状態であり、現時点では喫緊に改善すべき課題はない。しかし、現状の維持に止まらず、今後より厳しさを増す私立大学を取り巻く環境に対応する将来計画の策定にあたって、管理部門と教学部門の意思の疎通を深め、更なる連携強化を図っていく。

7 - 3 . 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7 - 3の視点》

- 7 - 3 - 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。
- 7 - 3 - 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7 - 3の事実の説明(現状)

- 7 - 3 - 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

自己点検・評価の取組みとして、1995年5月に「松本歯科大学自己点検・評価規程」を制定・施行し、自己点検・評価活動を行ってきた。これまでの自己点検・評価報告書の発行状況は以下のとおりである。

- 1995年9月 「松本歯科大学研究年報 1993年度 1994年度」発行
- 1997年7月 「松本歯科大学自己点検・評価報告書 1997」発行
- 1998年8月 「松本歯科大学研究年報 1995年度～1997年度」発行
- 2000年3月 「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2000」発行
- 2004年3月 「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2003」発行

- 7 - 3 - 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

前回の「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2003」(2004年3月発行)は以下のとおり学内外に配付・公表した。

- ・学内 本学役員、講師以上の教員、副主幹以上の事務職員等及び本学図書館に配付した。

- ・学外 全国の医科歯科系大学、長野県内の大学、文部科学省、厚生労働省、長野県歯科医師会等の団体、地元自治体に配付した。

点検・評価の結果については、「松本歯科大学自己点検・評価規程」第10条において「学長および学部長等の長は、全学委員会および学部等委員会が行った点検・評価の結果に基づき、必要と認められるものについては、その改善に努めなければならない。」と定めている。今回はこれまで以上に改善のための自己点検・評価活動であることの再確認と意識統一を図り、大学運営に資するための点検・評価活動を目指した。

(2) 7-3の自己評価

これまでの自己点検・評価活動は評価のための評価といった受動的な傾向にあった。自己点検・評価活動の帰結が報告書の作成に終わるといった陥穽に陥らないためにも、特に今回は「改善のための自己点検・評価」であることをキーワードに取組んできた。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価を不断の改善・改革に繋げてゆくためには、中長期的なビジョンを明示し、具体的な実施計画・達成目標を定める。それに基づき関係部署・関係委員会などにタスクの割振りを行うなどの改善・改革に向けての実践的なプログラム構築に取り組む。自己点検・評価結果の公表については、これまで以上に積極的な説明責任の履行と社会との連携を深める観点からもホームページ等を通じて学内外に公開する。

[基準7の自己評価]

2005年の私立学校法の改正を受け管理部門の制度改善(理事制度・監事制度・評議員会制度)と寄附行為の改正が完了した。教学部門の制度・規程も適宜整備してきた結果、2007年度の学事評議会の設置をもって現時点での整備を一段落したと考えている。また、両部門の連携も学長を中心として良好な状態を維持できている。

自己点検・評価に関しては、今回の認証評価を受けることをひとつの契機として、1995年の「松本歯科大学自己点検・評価規程」の施行以来行ってきた自己点検・評価活動を見直すことができた。「改善のための自己点検・評価」であることを再認識し、今後の自己点検・評価活動がより実効性をもつものとなるよう活動を継続していく。

[基準7の改善・向上方策(将来計画)]

管理部門、教学部門の管理運営体制およびその連携は概ね良好な状態ではあるが、大学を取り巻く環境が変化していくなかで、学内の意識を統一し、様々な状況に対応していくためには、建学の理念に基づいた中長期的ビジョンの策定が必要である。年度事業計画については、2007年度からの広報紙「Campus Today」への掲載、2008年度からの公式ホームページおよび職員イントラネットへの掲載により、法人全体としての短期的ビジョンを公表することとしているが、より長期的なビジョンを示し、「中長期的ビジョン 年度事業計画・予算 年度事業報告・自己点検評価 改善」というサイクルを確立したい。

基準 8 . 財務

8 - 1 . 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《 8 - 1 の視点》

8 - 1 - 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8 - 1 - 適切に会計処理がなされているか。

8 - 1 - 会計監査等が適正におこなわれているか。

(1) 事実の説明 (現状)

8 - 1 - 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

現在、本学の主な収入は帰属収入の大半をしめる学生生徒等納付金である。しかし、今後は 18 歳人口減少による厳しい状況に対処するためにも財政基盤の改善を図らねばならない。定員未充足による帰属収入の減少に対処するために経費削減を行えば教育研究に大きな影響を与えるため、学生数の安定的確保は大前提であるがそれ以外にも収入財源の拡大による収支構造の安定化を図っていかなければならない。

本学は新入生定員の確保を主眼とし、基礎学力補完と自己学習促進の環境整備を目的として 1 学年生を対象とする全寮制を 2006 年度から導入した。これを柱にして、早期からの歯科医師育成の教育体制確立と国家試験合格率の向上を目指したい。

年度ごとの収支結果は、施設設備等の支出額にバラつきがあるため年度による変動は生じるが、経費について過大な支出とならぬよう運営に努めている。

8 - 1 - 適切に会計処理がなされているか。

会計処理は、学校法人会計基準および当法人経理規程に準拠して処理を行っている。会計処理上の疑問や判断が難しいものに関しては、監事、本学担当の公認会計士、税理士にそのつど質問・相談し、回答・指導を得て適宜対応を行っている。

予算は学校法人会計基準に基づいて資金収支予算と消費収支予算が作成され、予算の単位は会計の単位と合致させている。また、予算は教育研究計画に基づき編成され、実績と対比検討を通じて経営の円滑な運営に資することを目的とする。作成の手順として予算は「学校法人会計基準」に基づき年 1 回 3 月に本予算が作成され、必要に応じて補正予算が組まれる。事務部門が主体となり、各部署で予算原案を経理課に提出、同課では各課との折衝、改善を経て原案がとりまとめられる。原案は常務理事会で諮られたのち正式の予算原案となり、評議員会の意見も交え理事会の議決を経て最終的に正式の予算として決定される。

8 - 1 - 会計監査等が適正におこなわれているか。

本学における監査は監査法人による外部監査および監事による内部監査からなり、それぞれがほぼ 3 ヶ月毎に行われている。

監査法人による監査は年間計画に基づき例年行われており、往査は1日あたり4人前後、延べ日数で約50日間にわたり実施されている。監査法人による監査は財務面を通して大学運営全般について実施されている。監査にあたってはすべての関係部門が監査法人の照会に応え、毎監査後の講評および指導に対してすみやかに改善を図るよう努めている。更に決算後の監査終了時には監査の結果報告書が理事長に提出される。本学では経常費補助金を受けていないこともあり、この報告書に監査証明は無い。しかし、いつでも補助金を申請できるようにというスタンスでいるため、監査証明付の監査報告書がとれる内容で監査を受けている。

監事による監査は、年度末に理事の業務執行監査と決算監査が行われている。その際に報告書が提出されるとともに、必要に応じて監事からの助言・勧告がなされる。更に監事は、毎年5月に開催される理事会および評議員会に出席し、理事の業務執行が適切に行われているか報告を行っている。監事と監査法人は監査体制の強化に向けて相互に意見交換と情報の整理・精査を行い、十分に監査機能を果たしている。

監事が行う内部監査は業務監査と会計監査からなり、内部監査規程に基づき実施される。監査終了後1カ月以内に報告書を作成し理事長に提出する。この時、理事長が必要と認めれば自ら業務是正の指示を行い、責任者は是正ののち結果を報告する。また監事は、財務情報の開示と説明責任に関する事項も内部監査の対象として内容精査を行う。

(2) 8 - 1の自己評価

財務比率に関して

財務比率等の評価は、2007年度(平成19年度)の決算数に、日本私立学校振興・共済事業団編「今日の私学財政」平成19年度版の「大学法人・単一学部・医歯学部」2006年度(平成18年度)の平均値(直近の平均値となる)を対比させて以下のとおりとなる。(加コ内=平均値)

教育研究費比率は、34.2%でほぼ平均(34.6%)に並んできたが、管理経費比率は22.2%で平均(9.4%)を上回っているため、管理経費率を下げる努力が必要である。

また、借入金等利息比率は1.2%で平均(0.1%)を上回っているが、これは施設投資関係の借入金利息が増加しているためである。現在、施設投資の集中期にあるために過重な支出を抑え比率上昇に注意しなければならない。

消費支出比率は109.7%と平均(96.4%)を上回り、収入と支出のバランスを表す消費収支比率も122.3%と平均(102.7%)を上回っている。これは前述の施設投資に起因し受容すべきものではあるが、今後、支出過大とならぬよう努めたい。一方、人件費依存率は56.5%と平均(119.8%)を下回っておりこの水準を保ちたい。

また、学生生徒等納付金比率は73.0%と平均(42.4%)を上回っているため、学生減少期の現在、補助金収入など帰属収入の多様化を図ることも必要であると考え。

貸借対照表関係比率は、以下のとおりとなる。

2007年度の固定資産構成比率は平均(93.5%)に比べ76.6%と平均を下回り、流動資産構成比率は23.4%と平均(6.5%)を上回った。資金流動性に富んでいることを表すこの水準を維持したい。また、自己資金構成比率は財政的な安定を表すため、高水準が望ましい

が73.0%と平均(86.2%)に及ばない。しかし、これは現在施設・設備投資の集中時期にあることに起因するためである。

流動負債構成比率は借入金返済と学債返還を進めた結果、2006年度には6.9%と平均(5.5%)に近づいたが2007年度には設備投資の影響もあり9.5%まで上昇したため引き続き返済に努力したい。また、総負債比率は27.0%と平均(13.8%)を上回るため今後の大規模な事業計画執行では十分な注意が必要である。

現在の監査体制を維持し、今後もよりよい水準を保つべく、一層の努力をする。特に科学研究費補助金に関しては、管理・監査のガイドラインに基づくモニタリング体制・内部監査体制等の整備を2007年度から行っており、これにより不正使用防止の強化を目指す。

(3) 8 - 1の改善・向上方策(将来計画)

本学の財務状況は現在、健全性を維持し推移しているといえる。教育研究経費の予算に関しては最優先に財源の確保を行い、管理経費を抑えつつ教育研究設備の導入・更新を行っている。

科学研究費補助金は近年、高水準で推移しており、この状態を維持したい。今後、研究活動の高度化をもたらす外部資金導入に向け、同補助金・受託研究・産学官連携に関しては資金確保からも研究活動促進の観点からも積極的な取組みを行う。

大型施設の支出として、先にもふれた Campus Inn(学生寮)がある。設置目的は、学生の自己学習を促進する教育環境づくりであり、共同生活の営みの中で規律・社会性を身につけさせることにある。自習室などの自己学習環境が整備され、中・長期的に有意義な支出と考える。

新病院が2008年4月に建設された。従来の内科に加えて眼科を開設したことから病院全体で医療収入は年間で1億6千万円程度の純増があると見込まれる。旧病院棟は講義室などに改装され、講義を始めとして臨床予備実習などに活用される予定である。これらの建設のため2008年度は支出が増えるが、一時的に増加する資金需要は借入金で対応する。これらに伴い借入金が増加し総負債比率は現在27.0%(平均13.8%)に達しているが、借入金返済を計画的に行い総負債比率は長中期的には改善される見通しである。他にも衛生学院の短期大学化が計画され、予算執行にあたり比率を勘案しながら計画的に行う必要がある。

現在、学校法人会計基準の変更に合わせて適正な会計処理を行うために、文部科学省通達や日本公認会計士協会の指針等を確認し、各種研修会に参加して十分な理解に努めている。それと同時に監事および監査法人との連携・連絡を密にし、これからも、適正かつ確実な会計処理に努める。

資産管理に関しては2007年度に関係課においてプロジェクトを立ち上げ、現場での付合せ・台帳の補完・精査を行った。

予算編成においては予算の正確性が求められており、事務部門で行われている予算編成

段階の折衝会議をさらに強化して、予算執行部門と経理部門の間のフィードバックが十分に行われるようにする。予算執行状況に関して、いままで期中の予算消化状況の管理・精査が行われなかったが、コンピュータ会計システムの活用により管理の徹底と省力化を目指す。また、監事の内部監査体制の一環として、執行状況の精査を新たに加え、2008年度を目標に管理運営の強化を図っていく。

前述のとおり2005年11月に内部監査規程が制定され、内部監査体制の整備推進に着手している。従来、監査法人と監事の意見交換は年1回程度であったが、2006年度より監事の監査報告書作成前に年間を通じた意見交換を行っている。

これからも引き続き、法人経営・管理運営の効率化に資するため、財務監査機能の強化を図る。その際には、監事による監査、監査法人による会計監査、監事による内部監査は連絡を密に取り合うと同時に情報の共有化を進め相互連携に努める。

8 - 2 . 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

《8 - 2の視点》

8 - 2 - 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8 - 2の事実の説明(現状)

8 - 2 - 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務諸表(事業計画および報告書)などの公開に必要な書類に関しては備え付けをしておき、閲覧可能な状態になっている。決算理事会開催月の翌月には閲覧可能な状態で備え付けられ、引き続き本学広報紙 Campus Today へ掲載される。その際、予算および事業報告に関する記述も併せて同紙に掲載され、教職員、学生の学資支弁者たる父母、卒業生に配布される。Campus Today はインターネットに掲載されるので、インターネットからも同紙の閲覧が可能である。学生は、学内イントラネットや掲示板によって閲覧ができる。

(2) 8 - 2の自己評価

今後とも学内外への速やかな情報発信を実行する必要がある。2004年度分までは、財務諸表に関し閲覧可能な状態とはなっていたが、広報紙などへの掲載は行われていなかった。学校法人の公共性の観点から、財務状況の公開に関しては、私立学校法第47条等にもあるように透明性を持った説明が要求されており、財務状況の公開は重要であり、今後とも一層の公開に努める。

(3) 8 - 2の改善・向上方策(将来計画)

財務諸表等必要書類は、広報紙上による公開に加え、アクセスが容易に出来る本学ホームページでの公開を検討中であり、より一層の財務状況の公開に努めていく。また、内容開示の一環として2008年度には、備え付けの必要書類に関して利害関係者へ閲覧が可能である旨の告知を本学広報紙により行う予定であり、一層の説明責任を果たしていきたいと考える。

8 - 3 . 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8 - 3の視点》

8 - 3 - 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用）の努力がなされているか。

（1）8 - 3の事実の説明（現状）

8 - 3 - 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用）の努力がなされているか。

教育研究を充実させ、教員の研究活動の高度化をもたらす外部資金として、補助金収入、寄附金収入、科学研究費補助金、受託研究による事業収入、ならびに資産運用等がある。特に科学研究費補助金に関し、本学は私立歯科大学系でトップクラスに入る数字を維持しており、これらは積極的に応募件数を増やすべく努力した結果といえる。また、更なる外部資金導入の方法として、産学官連携事業を利用した企業への知的財産の実施許諾等による収入の確保に取り組んでいる。一方、内部留保は帰属収入が減少傾向にあるなかで、その運用果実をいかに増やすべきかが大きな課題となってきた。

（2）8 - 3の自己評価

研究のための外部資金導入は一定の成果を得ているが、それ以外の外部資金導入の成果が無い。また、資産運用においても低金利状態の中で思うような運用実績が得られていない状況が続いている。

企業からの特別寄附金に関しては一定水準を保っているものの、今の経済環境においては個々の努力如何に係らず、十分な結果が得られないのが現状である。

（3）8 - 3の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費補助金については、現在の水準を保ちつつ、さらに一層の獲得を目指し努力していく。また、受託研究費等の獲得にも努力が必要であると考え。

特許出願の更なる奨励に力を入れ、自治体等と協力し合い、本学と地元企業との提携に向けての新しい取り組みを行なう。また、(財)長野県テクノ財団主催による歯科医療技術応用研究会および産学交流ネットワーク等の利用により、本学の知的財産および研究テーマの企業への紹介を定期的に行なっていく方針である。2007年は同財団主催の産学官連携事業が6回実施された。

本学では従来、父母・保護者等や卒業生から寄附金を募ることは行っていない。しかし、長期的観点から寄附を募ることも視野に入れなければならない時期を迎えている。資金運用に関しては、本学の財政基盤の核たる積立金の果実を如何にして増やしていくのかが課題であり、資産投下対象たる金融商品の見直しを行っている。

〔基準8の自己評価〕

本学は、財務の健全性を保っており、今後も、教育事業の内容を充実させてゆくために必要な財政基盤を確保していく。また、そのための会計処理および会計監査等が適正に実施されている。

財務情報は本学広報紙による財務諸表の公開と、私立学校法の趣旨に基づいた必要書類

の備え付けを行っている。情報の開示は適切であると判断しているが解説などの工夫が今後必要である。また、ホームページでの公開などの検討を行う。

学生生徒等納付金以外の外部資金導入の重要性は十分認識しているが、外部資金について更なる獲得への努力が必要である。

[基準 8 の改善・向上方策 (将来計画)]

財政安定化を維持するためには今後予想される厳しい状況を踏まえると、安定した入学者の受入れを行い、運用果実の増収を図りつつ外部資金の導入を拡大する必要がある。教育施設拡充のために必要な投資については応分の内部留保資金を引当て、更に、財政安定のために長期の施設設備充当資金については取引銀行の与信による調達を計画的に行いたい。

基準 9 . 教育研究環境

9 - 1 . 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《 9 - 1 の視点》

- 9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に維持、運営されているか。

(1) 9 - 1 の事実の説明（現状）

- 9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

概要

本学は、北・中央・南の各アルプスに囲まれ、上高地・美ヶ原など景勝地に近い松本平と呼ばれる丘陵地の一角に立地し塩尻駅から 3km、長野道塩尻 IC から 4km、信州まつもと空港から 7km の位置にある。

キャンパスには、本部館と本館を中心として、講義館・実習館・体育館・図書館・学生会館・大学病院・創立 30 年記念棟・ハイテクセンター・Campus Inn（学生寮）・桔梗ヶ原学生ハウスがあり、これらを取り囲むように野球場、陸上競技場等を配置している。

キャンパス内の建物は機能的に配置され、学生および教職員が容易に移動できるように、屋外の通路は各建物を結んでいる。降雪量の多い長野県に所在する本学では、積雪や路面凍結時の不便さを解消するため、本館を中心として、各建物を結ぶ歩道にロードヒーターを敷設（幅 1.8m、距離総計 600m）している。

校地の面積は 182,377 m²、校舎の面積は 43,116 m²、収容定員は 720 人であり、大学設置基準に定める校地面積 8,304 m²・校舎面積 17,200 m²を満たしている。

学生および教職員の一人ひとりが、本学の教育・研究・診療環境のもとでより高い水準の知識と技術を修得できるよう、各校舎内の講義室・実習室・研究室および大学病院には、充実した実習設備・分析機器・診療機器を導入し、最新の教育研究テーマに対応できる環境を整えている。

各建物間は、光ケーブルで結ばれ学内 LAN を行っている。

2004 年度からの新生は、ノートパソコンを携帯し、講義での活用、学内イントラネットでの自己学習やテスト結果・出欠状況・掲示・呼出し等の確認、趣味に活用している。学生によるノートパソコン使用の利便性を図るため、本館、講義館、実習館、図書館、創立 30 年記念棟、Campus Inn 内の主な教室やロビー、ラウンジには無線 LAN を配備している。また、2006 年 4 月からは、いつでも学生が学外から自由に学内インターネットに接続可能な環境が整った。

本館

コンピュータ実習室にはコンピュータ（Windows XP 搭載）42 台を設置し、学生の情報処理実習や、コンピュータを使った共用試験（CBT）の演習、教職員のコンピュータ研修などに使用している。コンピュータ 42 台の内 2 台は指導教員用で、教員用と学生用は教育支援システムで結ばれ、相互に状況が確認可能である。

コンピュータ自習室には、コンピュータが 7 台のほかネットワークプリンタやスキャナを設置し、教職員は 24 時間、学生は午前 8 時から午後 8 時まで自由に利用できる。

学生には電子メールアドレスを交付しており、電子メールを利用した情報交換や、インターネット検索などをいつでも行うことができる環境が整っている。

開放感溢れる明るい雰囲気のある学生ラウンジは、各施設へのアプローチがしやすい場所にあり、食事や休憩そして自習や課外活動の打ち合わせなど、学生たちが気軽に利用できる快適なスペースとなっている。また、可動式パーテーションも備え、展示発表など多目的のホールとしても利用している。2006 年 11 月にはコーヒーショップ「Beans cafe」がオープンし、学生は、昼休みに時間がない時などファーストフード感覚で利用できる。

講義館

講義館は、視聴覚機器を備えた大講義室、語学授業やゼミナールに活用度の高い小講義室などがある。また、各階のロビーは、学生同士あるいは学生と教師との交流を深める人間的なふれあいの空間として積極的に活用されている。

実習館

実習館には、本学歯科医学教育の基本を担う学舎であり、実習センターとして、歯科医学教育における重要な役割を果たしている。実習室では、AV 機器を導入し、教授の示説を学生個々のモニターテレビに映し出し、マンツーマン教育の効果を最大限に発揮している。

総合歯科医学研究所

総合歯科医学研究所は、本学の「建学理念」の具現化の一つとして 1989 年に開設、2002 年 4 月には硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門の 3 部門に改組された。歯科医学総合研究所は翌 2003 年 4 月に開設された大学院歯学独立研究科の基盤組織であるが、松本歯科大学の研究所として、歯学部、大学院、病院と密接な連携をとりながら、実験室（8 室）等で活発な研究活動を行っている。また、大学院歯学独立研究科の教育・実験施設としても活用されている。

ハイテクセンター

2003 年 4 月総合歯科医学研究所の付属施設として最新の設備を揃えて竣工したハイテクセンターは、歯学部・総合歯科医学研究所・大学院の共通研究施設であり、松本歯科大学全体の研究活動をサポートし、各種電子顕微鏡（透過型電子顕微鏡、X 線マイクロアナライザー、走査型電子顕微鏡、分析型電子顕微鏡）を主体としたハイテク機器を設置している。また、遺伝子操作も可能な動物実験施設とその関連実験室などを併設し、充実した

研究環境になっている。

電子顕微鏡室と動物実験室の構成人数は以下のとおりである。

電子顕微鏡室 技師 1 人

動物実験室 技師 1 人、外部委託 5 人

動物実験施設の主な装置

- ・フリーザー付薬品保冷库 ・ドラフトチャンバー ・理化学用高圧蒸気滅菌器
- ・各種飼育ケージ ・充電式消毒薬噴霧器 ・超純粋製造システム ・簡易手術台
- ・アイソレーションボックス ・器具乾燥機 ・感熱滅菌器 ・クリーンロッカー
- ・小動物用デンタルユニット ・その他

図書会館

図書会館は 1985 年 3 月に竣工し約半分のスペースが図書館となっている。図書館のほか演習室・セミナー室・学生ホール・大小会議室・音楽演習室などがある。また、2004 年 4 月には 1 階に中国レストラン(66 席)がオープンした。

図書館

図書館は本学の教育目標である「学生が将来歯科医師として社会の発展に貢献し、歯科医学の発展に寄与できるような人間の育成」を支援するため、教室、実習室、大学病院などで得られた知識をさらに深め、新たな知を探求する「場」として機能している。

図書館には自習室、個人閲覧室などがあり、少人数での勉強会や個室での勉強など、学生のニーズに応えられるように合計 198 の座席を備えている。

2007 年度末現在、図書館は 16 万冊を超える蔵書を擁し、その多くが医学・歯学の専門図書である。学生が歯科医師としての専門的知識を身につけるための蔵書構成を目指し、本学の教育と研究に対応する学術情報を体系的かつ積極的に収集し整理を行っている。

また、2007 年度における他大学の図書館との相互貸借は、403 件の依頼をし、532 件の受付を行った。

検索システムでは学内 LAN および学外からのアクセスが可能な学術情報インターネット検索システムが稼動しており、2007 年度は 17,716 件のアクセスがあった。

2007 年度の入館者は 31,698 人、一日平均では 118.7 人(学生 95.5 人、教職員は 23.2 人)で、そのうち 80.5%が学生である。

開館時間は平日が朝 8 時 30 分から夜 8 時まで、土曜日が朝 8 時 30 分から午後 12 時 30 分まで、日曜日は閉館している。

夜遅くまで学習可能な自習室は、通年開放し学生の利用に供している。

自習室開室時間	月曜日～金曜日	8:30 ~ 22:00
	土曜日	8:30 ~ 17:00
	日祝日	9:00 ~ 17:00

体育施設

体育館は、25m競泳プール(財団法人日本水泳連盟公認)やスカッシュコート・エクサ

サイズジムなどを設置している。6年間にわたる厳しい勉学を支える体力づくりと健康管理に欠かすことのできない施設となっている。

このほかの体育施設として陸上競技場（財団法人日本陸上競技連盟による第3種競技場公認）・テニスコート(6面)・野球場・ゴルフ練習場などがあり、学生・職員・地域住民が利用している。

創立30年記念棟

創立30年記念棟は2003年1月に竣工、1階にはカフェテリア(347席)、2階にはカフェテリア(146席)とレストラン(40席)がある。カフェテリアは、幅広いレパトリーの中から好きなメニューを自由に選べる方式をとっており、レストランはフルサービスとなっている。

Campus Inn（学生寮）

新学生寮 Campus Inn(368室)は、歯学部第1学年生を対象とした全寮制を中核に勉学に集中できるような環境づくりを行っている。第2学年に進級した多くの学生が引き続き Campus Inn での寮生活を送っている。

新学生寮には講義やミーティングなど多目的に使用できるセミナー室(150人収容)をはじめ、少人数のグループ単位で勉強できるチューター室(15人収容)6室なども設置されている。

病院

1972年に本学の附属病院として開設し、2008年4月に新病院を開院した。新病院は敷地面積 10,986 m²、建設延べ面積 15,843 m²、地上4階、地下1階建てである。

診療は歯科診療部、内科診療部があり、歯科診療部は総合診療科（歯周病科、保存科、歯科補綴科、口腔外科）矯正歯科、小児歯科のほか歯科初診室、特殊診療科、特別専門外来があり、チェアユニット108台を駆使し診療を行っている。

内科診療部は内科、眼科があり、内科は一般内科のほか消化器内科、内視鏡科の診療も行っている。

診療時間は、平日が午前8時30分から午後5時まで、土曜日が午前8時30分から午後0時30分までとなっているが、内科は土曜日が休診となっている。

病床数は31床あり、歯科については顎口腔領域の炎症、外傷、腫瘍等に対する入院治療、小児・心身障害者・有病高齢者等に対し入院による集中歯科治療を行い、眼科は網膜硝子体疾患の手術治療等を行っている。

9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に維持、運営されているか。

本学の施設設備の維持・管理については、業務課が対応にあたっている。

建物については、専門的な知識・技術を基に的確な判断により維持・管理、改修・更新・補修に努めている。

建物付帯設備については、専門業者と委託契約を締結し関係法令を遵守しながら、日常および定期的維持・管理、法定点検、保守点検を行い安全管理に努めている。また、故障時における緊急的な措置にも対応している。

清掃業務、樹木の維持管理業務については、専門業者に委託し維持・管理に努めている。

機器備品類については、病院関係は病院事務課が担当し、歯学部・総合歯科医学研究所等は業務課で対応にあたっている。

(2) 9-1の自己評価

教育研究目的を達成するための、校地、校舎は、大学設置基準に照らし必要かつ十分であり、有効に活用されている。

開学当初からの施設設備の中にはかなり老朽化が進んでいるものがあるため、各部署からの改修・改善の要望も汲み入れながら施設設備の改修・更新等を行っている。

具体的には、建物の外装については、本館・図書館・講義館・実習館・本部館と逐次改修を行い一巡している。

病院の施設に関しては、新病院の完成によってバリアフリー化が実現され、各階には身障者用トイレも設置した。また、患者と医療スタッフの動線が交錯しないような診療室の設計、電子カルテや電子予約システム、自動支払機の導入など、患者への利便性も向上した。

設備・機器については、老朽化に対する買い替えだけでなく、めざましい技術革新に伴い、次々に開発される最新の設備・機器の導入にも積極的に取り組んでいる。

共用試験(CBT)では、本館コンピュータ実習室(40人収容)講義館B01・B02(各70名収容)を使用し分散して試験を実施していたが、2006年度からはCampus Innの完成により、大教室(150人収容)が使用可能になったため、1学年全クラスを一堂に会して実施できるようになり不便が解消された。

動物実験室は、全学共通の研究施設として十分にその役割を果たしているが、飼育動物数の増加に伴い、スタッフの充実が必要である。

図書館については、学内研究者の図書館への来館が減少する傾向にある。これはLAN経由で蔵書検索可能なことや学術情報が電子ジャーナル経由等で容易に得られ、研究者は専門分野の図書が受入れされたときのみ来館するためである。

研究者の利用は直接図書館の統計数字には表れないが、専門書の蓄積、学術雑誌(電子ジャーナルを含む)の収集は今後も必要不可欠である。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

建物の老朽化に伴って耐震補強を含めた内装、建物付帯設備等の改修・更新計画立案が必要である。それに合わせ、老朽化した教育研究用設備についても検討を加え、臨床教育の充実も含め適切に更新を進めていく必要がある。また、衛生学院の短期大学への改組計画に合わせ、必要な施設の改修や設備について検討を行う。

図書館については、図書委員会を中心に図書館の全体的な利用の改善を進める。2008年度以降も蔵書の充実を目指し、医学図書館として一層の充実を図る。

今後も財政面を考慮しつつ教育・研究の充実を目指し、高度な研究環境の整備に努めてい

く。また、年月の経過に伴い、当初想定されなかった修繕等が発生することも考えられ、適切かつ迅速な対応を行いたい。

9 - 2 . 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

《9 - 2の視点》

9 - 2 - 施設設備の安全性が確保されているか。

9 - 2 - 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9 - 2の事実の説明(現状)

9 - 2 - 施設設備の安全性が確保されているか。

安全衛生管理規程、防火管理規程、保安規程等により、施設設備ごとの安全・衛生の確保のために必要な事項が規定され、安全衛生委員会が中心となって安全確保の体制をとっている。

実験などの研究の安全については、動物実験、遺伝子組換え DNA 実験の遵守事項に関しそれぞれに規程を制定し、施設設備の安全・衛生確保のために取り組んでいる。

病院については、医療安全管理委員会規程、麻薬取扱規程、医療ガス安全管理委員会規程、感染性廃棄物管理規程、院内感染防止対策委員会規程等により安全・衛生の確保のために必要な事項が規定されている。

建物・建物付帯設備等の自主点検・法定点検・保守点検を定期的に行い、改善を施すことにより、常に安全性を確保している。

建物の改修に伴う工事において既存教室については、シックハウス症候群などを考慮して建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生管理法)に基づいた検査を行っている。また、新築工事についても、同様に実施している。

毎年全教職員が参加する防火避難訓練を実施し、安全に対する認識を深め防火への意識向上を促している。学生に対する防災訓練については、講義館・Campus Innで防火避難訓練を実施している。病棟入院患者の防災訓練は、火災時避難を想定した模擬患者の避難訓練と大学と合同の防火避難訓練を年2回行っている。また、コンピュータ集中制御による火災報知システム、ガス漏れ警報システムを導入しており、火災発生時には防災センターに設置されたディスプレイ上で瞬時に発生箇所がわかるようになっている。更に、2008年4月から、地震の規模や位置を即時的に求め大きな揺れが到達する前に知らせる「緊急地震速報システム」を導入し、震度、地震の到達時間を表示するモニターや表示装置、放送施設などを病院中央監視室、本部館守衛室、本部館放送室、Campus Inn 守衛棟、にそれぞれ設置し、随時監視を行っている。

学生駐車場については、806台収容可能で希望者全員が利用できる。管理については、学生課が行い、通学車両の安全を期すために、毎年学生を対象に交通安全講習を実施している。

本館・実習館への時間外の入館およびハイテクセンター・Campus Innへの入館は、安全確保のため学生証・職員証(ICカード)による開閉錠セキュリティシステムを採用して

いる。また、Campus Inn ゲートの開閉には、車番認識システムを導入している。

ハイテクセンターには、ソーラーシステムが導入されセンター内の電力の一部を賄い地球環境を考慮した省エネルギー化を実施している。

災害対策としては、既存井戸による飲料水の確保、非常用食料の備蓄等の整備を行っている。非常用備蓄品は、リスクを考慮し3箇所に分散して保管している。

陸上競技場、野球場については、地域住民の災害時等の避難場所となっている。

既存井戸水については、地下貯水槽にたくわえキャンパス内の芝の散水に利用したり火災時の防火用水としている。また、既存井戸水を利用することにより夏季渇水期の水道水の使用を抑えている。

ごみ処理については、本学では一般ごみは、法規制内の専用焼却炉で焼却するか公的ごみ処理場で廃棄する方法で処理し、医療用ごみは、感染症と非感染症のものに分別し、感染症のものについては所定の容器に入れて搬出している。回収は特別管理産業廃棄物処理業者に委託している。

9 - 2 - 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本館、実習館、講義館、図書会館には、講義、実習の間に休憩や談話ができるように、ラウンジ、ロビーを設置（合計 1,096 m²）し、多くの学生が、歓談の場、自習の場、共同学習の場として有効に活用されている。

学生食堂については、創立 30 年記念棟 1 階にはカフェテリア、2 階にはカフェテリアとレストラン、図書会館 1 階には中国レストランがある。またそれらは地域住民にも広く利用されている。

Campus Inn は、すべて個室で各部屋には家電や家具を備え付けているほか、高速インターネット回線も設置している。また、清掃サービスやランドリーサービスなども行っているため、親元を離れて生活する学生にとっては快適な生活の場となっている。

陸上競技場、野球場等の体育施設は、地域住民に開放し地域社会への貢献を図っている。また、災害時には、地域住民の避難場所として使用する。

本学のシャトルバスが、本学と JR 塩尻駅、JR 松本駅、JR 広丘駅、信州まつもと空港・アイシティ（近郊のショッピングセンター）間を毎日定期的に運行し学生、患者、教職員の利便を図っている。

緑豊かなキャンパスは、近隣住民にとって絶好の散歩コースであり憩いの場になっている。桜の時期には観桜会を催しキャンパス内で例年数多くの人たちが、花々を楽しんでいる。

(2) 9 - 2の自己評価

施設設備の安全性

学内の警備については、機械警備（防犯・消防）を実施するとともに警備員が毎日定期

的に巡回を行う人的警備体制をとり安全対策に万全を期している。

体育館内の25m競泳プールについては、水泳中は必ず監視員が常駐し監視にあたっているほか、事務室においても監視カメラで監視を行い安全確保の態勢をとっている。

医療安全管理委員会では、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器保守管理責任者をおき、医療安全管理指針の策定など医療に対する安全確保の体制がとられている。

院内感染防止対策委員会では、院内感染の予防対策および知識の啓発を図り、健全な医療体制の確立を図るために、感染予防の重要な基本的概念に基づいたマニュアルを作成し、感染防止に対する医療行為を実践するとともに教育啓発活動を行っている。

各診療科では、適切な手洗い法の実践、防護用具の着用、手術器具は勿論、バー、リーマー、ファイル、タービンヘッド、基本セットなどの滅菌を院内感染マニュアルにより行っている。また月1回の委員会を開催し、各科の委員に院内感染対策に関する情報提供と対策の検討を行っている。さらに、新規の採用職員に対する研修以外に年2回の職員研修を実施し、全職員へ個別および病院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険および発生に対して迅速に対応するための啓発活動を行っている。院内感染に関連した事故が発生した事例については、速やかに調査・検証を行い、その根本原因を究明し、これを改善していくこととしている。

2002年4月に作成した医療事故防止対策マニュアルには、各部署で起こり得ると考えられる医療事故とその対策を記述し、このマニュアルの活用によって事故防止の徹底を図っている。

また、医療現場での事故防止や安全問題について中心的な役割を担うために、各部署にリスクマネージャーを置いている。

本館ボイラ室、講義館地下機械室は、壁・天井の一部にアスベストの使用が確認されたため除去を行った。また、耐熱実験等の古い設備には、アスベストの含まれた材料が使用されている可能性があることから、調査を行い該当する機器備品類が発見された場合、買い換え廃棄処分等の必要な対応をとっている。

バリアフリーについては、緊急時には、職員が対応にあたっている。本館については、車椅子用トイレ、スロープ等障害者への配慮がなされている。実習館、講義館、図書会館については、スロープはあるが車椅子用トイレは整備していない。体育館については、車椅子用トイレ、スロープ等は未整備の状態である。

建物内では、全面禁煙となっており、喫煙については喫煙コーナーを館外に4ヶ所設置している。

1981年以前に建設した本館・実習館・体育館・本部館の耐震対策については、未実施の状態であるが、現在本館の耐震調査を実施中である。

解剖実習室は、施設・設備の老朽化に伴い、最新設備の導入を含めた改修工事を2008年3月より実施している。

教育研究環境の整備および有効活用

本学は、建物・設備の適切な管理、館内外における清掃の徹底により、大学全体として清潔で快適な教育研究の環境が整っている。

少人数グループでの教育のため、本館に13室、Campus Innに6室の少人数教室を設置している。それらの教室は、12人から15人程度を対象とした教育・討論・自習可能な

部屋となっており、それぞれにホワイトボード等を設置して教育環境を整えている。

豊かなキャンパスづくりを積極的に進め、数多くの植栽を行った結果、四季折々の花々、鮮やかな木々の緑に包まれて快適に生活する教育環境が整っている。

キャンパスに近接する主要道路での本学への案内看板が不十分である。また、キャンパス内には大学の施設配置状況を表示した案内図・標識の整備が不十分であり、初めての来訪者にはわかりにくい状況となっている。父母・患者・来客等が迷わないように案内掲示を適切に配置する必要がある。

一方、キャンパス内敷地にはどこからでも自由に部外者が出入りできるため、施設の不適切な利用や破損、盗難等が懸念される。

(3) 9 - 2の改善・向上方策(将来計画)

施設設備の安全性

新病院の完成による病院機能の移転に伴い、大規模な本館の改修を行う。また、この改修に伴い、本館の耐震対策を実施する。また、実習館・体育館・本部館の耐震対策についても同様に検討している。

関係者以外は立ち入り禁止となっている本館電気室・機械室・バキューム室の壁・天井のアスベストの除去も併せて行う。

バリアフリーへの取り組みは、改修時には順次改善して行く方向で検討している。

喫煙については、歯科大学であることを考え、2008年度中に敷地内完全禁煙とすることを検討している。また、外部から講師を招いて指導することとしている。

解剖実習室の改修については、2008年3月から着工しているが、解剖体から発生するホルムアルデヒドガス等に敏感な学生が安全に実習を行えるような設備も含めて施工している。

教育研究環境の整備および有効活用

キャンパスに隣接する主要道路交差点の数箇所に、大学を訪れる父母・患者・来客等を対象とした案内看板の設置を順次行っていく予定である。

また、学生に良好な教育環境を提供するため、さらなる努力を行っていく。

[基準9の自己評価]

本学では、教育研究を推進するために必要な施設設備が緑豊かな敷地の中にゆったりと機能的に配置している。また、それらは大学設置基準に定められている校地・校舎の設置基準を満たし適切に整備され良好な教育環境となっている。

教育研究環境に対する安全・衛生面については、諸関連規程等に基づく組織的な管理により適切に運営されている。学生がキャンパス生活を快適、かつ安全に過ごし、他方災害などの緊急時には学生の避難場所(陸上競技場)が確保しており、これらを含め安全については環境を整備している。

[基準9の改善・向上方策(将来計画)]

1981年以前の旧耐震基準による耐震診断・耐震対策は、現在進行中である本館を除いた実習館・体育館・本部館について改修を検討する。またそれらの改修と同時に施設のバリ

アフリー化、地球温暖化対策に伴う省エネルギー化の実現を目指す。

スポーツ・トレーニング・ダイエット・シェイプアップ・メタボリック症候群対策にまで対応した体育館の改修を整備計画に基づき実施する。また、学生や職員にとどまらず、地域住民の施設利用を促し、大学の地域社会への貢献度を高め、相互の交流の強化も図る。

安全・衛生については、組織一丸となって取り組み、安全と衛生の保持に努める。

衛生学院の短期大学への改組計画に合わせ、それに必要な施設設備等の調査および検討を行う。

基準 10 . 社会連携

10 - 1 . 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10 - 1の視点》

10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10 - 1の事実の説明(現状)

10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

施設の開放

本学の体育施設の環境整備は良好であり、陸上競技場をはじめとする野球場や体育館などを地域社会に開放している。2007年度の貸し出し状況は、延べ75回で約4,800人が利用した。全天候型の陸上競技場は、(財)日本陸上競技連盟第3種公認の競技場のため、小中学校の記録大会に利用され、また、テレビ放映もされるサッカーやラグビー等の公式戦等に利用されている(表10-1)。

表 10 - 1 体育施設貸し出し状況

場 所	回 数	人 数	内 容	備考
陸上競技場	56	2,856	第32回塩尻市小中学校陸上記録会 外	
野球場	13	1,010	中部日本都市対抗軟式野球大会 外	
体育館	1	200	フロアーホッケー大会 外	
テニスコート	5	746	第27回長野県市役所職員テニス大会 外	
計	75	4,812		

研修会や各種試験会場等として教室、会議室および駐車場等を開放している。2007年度は、19回約1,800人に利用された。また、構内は常時開放されているため、一般市民が訪れ、見学等の団体申込だけでも約9件900人余りとなっている。更に、春は約1,000本の桜が構内に咲き誇る桜の名所となっており、毎年4月末には、八重桜を愛でる花見の会(観桜会)が催され、地元市長をはじめとする地域住民約3,000人が訪れている。

松本歯科大学衛生学院と共同で開催されている大学祭では、発表、バザー、模擬店、芸能人の公演などが企画され毎年多くの市民が来学している。期間中に開催されるバザーの売上金の一部は塩尻市の社会福祉協議会に寄付されその都度感謝状を授与されている。

また、図書館を地域の歯科医師等医療関係者に開放している。

公開講座、リフレッシュ教育

大学病院では、公開講座として2007年度に「病院セミナー」を5回にわたり実施し、計414人の参加者があった(表10-2)。

大学院では、国内外から講師を招き「大学院セミナー」を一般公開で開催し、2007年度は23回実施した。

表 10 - 2 病院セミナー（2007 年度）

回数	開催日	演 題	場 所	参加者
第 1 回	6/18 (月)	歯科診療における心身相関への対応 - 口腔内科診療への試み -	602 教室	111
第 2 回	9/20 (木)	リハビリテーション医からみた高齢社会 を見据えた歯科への期待と役割	601 教室	62
第 3 回	10/15 (月)	お口の健康科、成功のポイント集 - 予防をスタンダードに -	学生ホール	72
第 4 回	11/6 (火)	大学病院における美容歯科を考える	602 教室	87
第 5 回	1/22 (火)	睡眠時無呼吸症候群の歯科口腔外科治療	30 年記念棟 大会議室	82
合計				414

(2) 10 - 1の自己評価

施設の開放については、体育施設や教室等が諸団体をはじめとして多くの人に利用されており、地域社会に貢献している。

公開講座、リフレッシュ教育については、本学の所在する塩尻市は、人口 7 万人足らずと少ない上に、東西 17.7 km・南北 37.8 km と広大なこともあり公的交通機関の確保が難しく市民が集まりにくい一面がある。また、本学が歯科の単科大学ということもあり、一般市民が興味を示す講座を開催することが難しい状況でもある。今後更に一般市民が興味を示しそうな内容を選び工夫する必要がある。

(3) 10 - 1の改善・向上方策（将来計画）

施設の開放については、今後とも現在の状態を継続していく。2007 年度から実施した「病院セミナー」は、内容等を含め更に充実を図る。「大学院セミナー」については、積極的に外部の研究者の参加を募り、今後毎年 25 回程度の開催回数を維持する。

10 - 2 . 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10 - 2の視点》

10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10 - 2の事実の説明（現状）

**10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。
企業との関係**

企業との共同研究は、2007 年度 24 件あり活発に交流している。また、2004 年に歯科機器等を開発する目的で長野テクノ財団と共同で立ち上げた「歯科医療技術研究会」は、2007 年 6 月に長野県内の 18 企業が参加し、「歯科医療技術応用研究会」と名称を変更して、3 回の技術発表会を開催した。

特許については、2007 年度までに国内外の重複を含めて延べ 190 件の特許出願をし、

その内 71 件が登録済みである。企業との共同出願は延べ 65 件、登録済は 51 件である。

他大学等との関係

非常勤講師

他大学等への非常勤講師の派遣は、2007 年度は 24 大学等へ 39 人、延べ 984 時間、また、他大学からの非常勤講師の受け入れは、2007 年度は 69 大学等から 79 人、延べ 933 時間となっている。

実習生受け入れ

毎年長野県公衆衛生専門学校伊那校の歯科衛生士科 1 学年の生徒約 20 人を 11 月頃に約 1 ヶ月間、また同長野校の歯科衛生士科 1 学年の生徒約 20 人を 1 月から 2 月にかけて約 1 ヶ月間本学病院に受け入れて臨床予備実習を実施している。

単位互換制度

2005 年 1 月から本学を含む長野県内 7 大学（信州大学・松本大学・長野大学・長野県看護大学・清泉女学院大学・諏訪東京理科大学）との間で単位互換制度が開始された。

2007 年 2 月に本学を含む長野県内 4 大学（信州大学・長野県看護大学・諏訪東京理科大学）との間で大学院間の単位互換制度も開始され、今後の活発な交流が期待される。

特別研究学生の受け入れおよび派遣

大学院では、他大学の大学院学生の受け入れや本学研究科の大学院学生を他大学等の研究機関へ派遣する特別研究派遣学生の制度を設けている。本制度は大学院開設 2 年目の 2004 年 4 月に制度化され、これまでに他大学から受け入れた大学院学生の延べ数は 25 人、本学から派遣した大学院学生の延べ数は 9 人である（表 10 - 3）。

また、2007 年 1 月には大阪大学歯学研究科と 5 年間の特別研究学生の交流協定を締結した。

表 10 - 3 特別研究学生

年度	受入学生数	派遣学生数
2004	1	3
2005	4	4
2006	14	1
2007	4	1
2008	2	0

国外の大学との交流

米国インディアナ大学歯学部、中国河北医科大学、ロシア極東州立医科大学と姉妹校提携を結んでいる。昨年度は中国河北省衛生庁からの研修医 4 人を受け入れた。また、中国上海同济大学児童口腔医学研究所と学術交流・友好協力協定を締結している。

本学における国外の大学との交流は、大学の全面的なバックアップのもとに行っている。研究分野に関する学術交流が多いため、大学を代表する形で、松本歯科大学総合歯科医学研究所が共同研究などに参画している。

2004 年 5 月に東京大学総合文化研究科長、浅島誠教授と「骨と歯の再生」に特化した

共同研究についての契約を交わし、それを基に、「器官再生」の国際共同研究プログラム（ICORP）に参画している。このプログラムでは、日本側は独立行政法人科学技術振興機構（JST）が、米国側ではハーバード大学およびハワードヒューズ医療研究所が研究実施機関となっており、器官再生についての国際共同研究を行っており、昨年度は研究員1人をハーバード大学に3ヶ月間派遣した。

2008年5月1日に松本歯科大学総合歯科医学研究所と米国ハーバード大学 Stem Cell Institute との学術協定が結ばれた。

松本歯科大学総合歯科医学研究所と、中国上海同济大学児童口腔医学研究所および中国河北省衛生庁との共同研究として、中国人小児の歯科疾患実態調査を実施した。

山西医科大学口腔医学研究所および北京大学口腔医学院口腔医学研究所との2008年度中の学術協定締結に向け、現在準備を行っている。

（2）10-2の自己評価

単科の大学としては研究活動が活発であり、企業等との共同出願の特許数を見ても活発に交流している。他大学や企業との共同研究等を円滑に推進するための支援体制を検討する必要がある。

他大学等との交流・連携は講師派遣や実習生の受け入れなど適切な関係が築かれている。

（3）10-2の改善・向上方策（将来計画）

研究者が企業および他大学等との連携や共同研究をするにあたり、契約や提携等を円滑に進められるような組織的な支援体制として、産学連携などに関する運営委員会を設置する。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-3- 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

（1）10-3の事実の説明（現状）

10-3- 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

歯科医師派遣等

歯科巡回診療として長野県内の障害者施設等21施設に計56回、延べ歯科医師229人、歯科衛生士25人、総計254人の医療スタッフを派遣し、歯科診療およびブラッシング指導等を行っている（表10-4）。

表10-4 歯科巡回診療

地区別施設数	回数	人数		
		歯科医師	歯科衛生士	計
松本市 7施設	11	92	11	103
塩尻市 1施設	1	3	0	3

安曇野市 2 施設	3	17	3	20
東筑摩郡 1 施設	1	3	4	7
北安曇郡 1 施設	1	5	1	6
木曾郡 1 施設	1	4	0	4
諏訪郡 2 施設	2	44	1	45
茅野市 1 施設	1	4	0	4
長野市 2 施設	3	18	4	22
千曲市 2 施設	31	37	1	38
飯山市 1 施設	1	2	0	2
(計) 21 施設	56	229	25	254

地元自治体の朝日村、山形村および保育園などから歯科検診の依頼を受け、医療スタッフを 33 回にわたり延べ 59 人を派遣した(表 10 - 5)。

表 10 - 5 自治体および保育園等への歯科医師、歯科衛生士派遣状況

地区別・施設別	回数	人数(歯科医師+歯科衛生士)
朝日村	11	11
山形村	5	5
岡谷市N保育園	4	10
岡谷市H中学校	7	21
S企業(大町市)	5	10
F企業(松本市)	1	2
(計)	33	59

災害時緊急避難場所

地元塩尻市と協定を結び、災害時には本学の野球場約 8,000 m²を、地域の緊急避難場所として提供することとしている。

ボランティア活動

特別養護老人ホームへ年 15 回延べ 130 人余りの歯科衛生士が、入所者の口腔内清掃や口腔機能改善のためのボランティア活動を行っている。また、歯学部では第 1 学年の「入門歯科医学」において、保健福祉施設の見学を必修で行い、歯科医療の現場を学習するとともに、将来のボランティア活動につなげるべく動機づけを行っている。

職業体験

長野県看護協会の要請による一日職業体験事業として、大学病院に近隣の高等学校から 4 人の生徒の受け入れた。

(2) 10 - 3の自己評価

地元自治体や各種団体からの委員委嘱や講演会・研修会の講師派遣依頼に積極的に協力している。さらに障害者施設などへの歯科診療等の依頼も多く、地域の諸団体や諸施設か

ら信頼を得ている。全体として地域社会との協力関係は概ね良好であると思われる。今後とも引き続き良い関係を継続していきたい。

(3) 10 - 3の改善・向上方策(将来計画)

地域社会とは良好な信頼関係が築かれており、今後とも引き続きこの良好な協力関係を維持する。

[基準10の自己評価]

本学は自然環境に恵まれていることもあり、構内の開放はもとより開学以来垣根をつくらずに地域社会に開かれた大学を目指してきた。したがって、物的にも人的にも大学の資源を地域社会に提供してきている。このような大学の方針が、地域社会に根つき良好な関係が築かれている。然しながら、この地域は、先端的テクノロジーの拠点として広く知られている地域でもあるので、今後はこれらの分野にも積極的に産学連携の分野で貢献することを考えている。

[基準10の改善・向上方策(将来計画)]

公開講座については、2007年度から実施している「病院セミナー」を、内容等を含め更に充実させる。「大学院セミナー」については、積極的に外部の研究者の参加を募るためホームページなどにより周知徹底を図り、今後も年25回程度の開催回数を維持する。

企業および他大学等との連携や共同研究については、長野テクノ財団との連携もあるが、研究者が契約や提携等を今後一層円滑に進められるような組織的な支援体制をつくる。そのために、運営委員会などの委員会組織を設置する。

基準 1 1 . 社会的責務

1 1 - 1 . 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《 1 1 1 の視点》

1 1 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

1 1 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明 (現状)

1 1 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

本学は、歯科医学の発展および歯科医療に従事する高度医療人の養成を行う社会的機関として必要な組織倫理に関する規定を整備し、教職員の法令遵守の徹底に努めている。

まず、サービス規定として「学校法人松本歯科大学就業規則」第 24 条において「職員は、その職務を遂行するに当たり、法令及び法人の諸規程を守る」ことを定めている。職務の遂行に当たり、法令の遵守は行動基準の根幹である。

本学は教育機関として、人権の尊重と性差別のない、公正な社会の実現を目指している。そのため以下のような規程を整備している。

- ・「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」
- ・「学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程」
- ・「学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程」
- ・「学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程」

研究機関として、その道義的責務を果たし、社会的要請に応えるため、以下のような規程を整備している。

- ・「松本歯科大学学術研究倫理指針」
- ・「松本歯科大学研究等倫理規程」
- ・「松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程」
- ・「松本歯科大学動物実験取扱規程」

1 1 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「学校法人松本歯科大学就業規則」第 24 条にサービスの心得が規定され、行動規範として法令の遵守が掲げられている。職員がこのサービス規律に違反した場合は懲戒処分を行うことが規定されている。また、公益通報者保護法に基づき「学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程」を 2008 年 1 月に制定した。

ハラスメントに関する規定

「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」に基づき、ハラスメント相談員を置き、学生・職員の苦情および相談の対応にあたっている。学内のイントラネットにはハラスメントの防止と対策をわかりやすくまとめたパンフレットを掲載し、防止の徹底に努めている。

研究倫理

研究倫理のうち、特に、生命倫理に関しては「ヘルシンキ宣言」や「ヒトゲノムと人権

に関する世界宣言」および関係省庁から告示された倫理指針を遵守するため「松本歯科大学研究等倫理規程」を定め、適切に運営をしている。規定に基づき「松本歯科大学研究等倫理委員会」を置き、チェック体制を整えている。

「松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程」、「松本歯科大学動物実験取扱規程」、においても、「松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理委員会」、「松本歯科大学動物実験委員会」を置き、関連法令などの規範の遵守と安全に配慮して研究活動を行っている。

また、2007年10月には、「松本歯科大学学術研究倫理指針」を制定し、19項目の研究倫理に関する規範を再確認して、適正なる研究活動の励行に努めている。

個人情報保護対策

個人情報保護対策として、「学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程」、「学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程」を定め、個人情報の漏洩を防止している。特に、ITの関連では「学校法人松本歯科大学ネットワーク利用ガイドライン」を制定し、本学が提供するネットワークを職員・学生が有効かつ安全に利用できることおよび法人が所有する各種情報の重要性を理解し、個人情報漏洩などの社会的な信頼が損なわれないようにしている。また、「ノートパソコン等の情報セキュリティガイドライン」を制定し、ノートパソコンの使用に伴う情報の漏洩、滅失、毀損および改ざんの防止に関し必要なセキュリティ事項を定めている。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として、必要な組織倫理に関する規則・規程を整備し、適切に運用しているものとする。学内のイントラネットを通じて、ハラスメント防止、個人情報保護に関する啓発活動を行っている。研究に関する倫理においても、2008年5月に「公的研究費の管理・監査体制整備に係る取組状況の現地調査」が文部科学省担当官により実施されたが、管理・監査の体制整備等については、概ね良好であった。

しかし、生命倫理などにおいては、遺伝子組み換えや人間の生体を扱う場面での倫理的配慮は重要であり、複雑な問題を孕んでいる。これらの問題に適切に対応するため、生命倫理・医療倫理について研究者に対して啓発活動をする必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策

社会情勢が変化していく中で、組織倫理として定めるべき事項も日々変化していく。さまざまな問題が生じたときは「建学の理念」に立ち返り、それに沿った改革と問題解決を行い、今後も常に適切な組織倫理を維持していく。

そのためには、教育研究機関としての固有の倫理指針（大学倫理綱領・憲章など）を策定し、個別の倫理的な課題に対処しなければならない。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2事実の説明（現状）

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

災害に対する危機管理

災害に対する危機管理として「松本歯科大学防火管理規程等関連規程」を設け、危機管理体制を確立している。防災マニュアルを作成し、教職員、学生に学内イントラで周知している。万が一の災害に備え、非常食、保存水、土嚢、発電機、照明灯、毛布、ガスコンロ、懐中電灯、乾電池、石油ストーブ、ジェットヒーター、トイレトーパー、ティッシュペーパーなど災害用備蓄品を保管している。

また、本学は塩尻市の緊急避難所に指定されている。本年4月から「緊急地震速報システム」を導入し地震発生をいち早くキャッチして、災害を最小限にとどめ、ドクターや看護師の安全を守ることで、災害発生後はケガ人の手当てや救護活動に専念してもらうことを目指している。学生の災害保険に関しては、財団法人日本国際教育支援協会と団体契約を締結し、万が一の事故に備えている。

防火管理

防火管理に関しては、「学校法人松本歯科大学防火管理規程」、「学校法人松本歯科大学桔梗ヶ原学生ハイツ防火管理規程」および「学校法人松本歯科大学 Campus Inn 防火管理規程」に基づき防火管理委員会を設置し、消防計画等に関する審議を行っている。また、2005年度には防火管理組織の見直し、自衛消防隊の編成を行い、これに従った防災訓練を行っている。

事故や防犯に対する危機管理

大学には守衛を24時間配備し、平日はもちろん夜間・休日も不審者・不審物の警戒にあたっている。また、夜間・休日は入り口を限定し、ICカードによる自動開錠システムを採用して、不審者の侵入を防いでいる。

また、2006年度から第1学年に全寮制を取り入れたが、Campus Inn（学生寮）の危機管理には特に配慮している。学生寮入り口には守衛室を設け、寮内への出入りを監視し、Campus Innの安全と事故防止に努めている。万が一の事故に備えて、AED（自動体外式除細動器）を学内3箇所に設置している。2006年1月には職員を対象に使用方法に関する講習会を行った。学内で事故が発生した場合の対応については、法人で施設賠償責任保険に加入し万一の事故にも対処できるよう備えている。特に病院での事故に関しては、医療施設賠償責任保険・医師賠償責任保険に加入している。

情報ネットワークの危機管理

「学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程」に基づき、情報ネットワーク管理委員会を置き、情報ネットワークの危機管理にあたっている。情報ネットワーク管理委員会は、「ネットワーク利用ガイドライン」を制定し、学生・職員が有効かつ安全にネットワークを利用でき、データ漏洩等社会的な信頼が損なわれないようにすることを目的として、ネットワーク利用に関する利用条件や遵守事項を定めている。

緊急時の連絡体制

学生への連絡、指導体制については、第1学年から第4学年はクラス主任を中心として、第5・6学年は、学年主任を中心として指導体制を組織している。長期休暇中の学生との連絡には、学生課がメールなどの通信を使い常に連絡が取れるよう体制を整えているが、まだ全学年には適用されていない。学生の車両通学については全ての使用車両を登録させ

た上、学年ごとに駐車場の指定を行っている。

また、所轄の警察署から講師を招き、交通事故の予防、薬物防止などに関する講習会を実施している。

職員への連絡体制は、緊急連絡網を作成し、長期の休暇中の連絡体制を確保している。

安全衛生

日常的な安全の確保と健康障害を防止するために「松本歯科大学安全衛生管理規程」を定めた。基本対策等を審議する安全衛生委員会を設置し、議題にあがった重要事項については安全衛生委員会を通して理事会に報告する体制を整えている。

ハラスメントの防止

「学校法人松本歯科大学ハラスメントの防止に関する規程」を2007年10月に制定し、ハラスメント防止対策委員会を設置し、相談員を置き、相談体制を確立している。セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダーハラスメントおよびその他のハラスメント防止に努めている。また、ハラスメントなどに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置についても、規程に基づき適切に対応できる体制を整えている。

(2) 11 - 2の自己評価

災害時における危機管理体制について一応整備されているが、学生には十分周知されていないと懸念されるため、2006年度には火災を想定して初めて学生(第1学年~第3学年)の避難訓練を実施した。昼間の災害については、学生への指示、誘導は、教員が中心になることを考えると、教員の認識、理解を深めることが極めて重要である。今後は全教職員、全学生参加の防火訓練が必要である。災害用備蓄品等は大学から少し離れた倉庫に保管している。実際の災害を想定すると、避難場所に指定されている野球場近辺に保管することが望ましいが、場所の確保が難しい。また、備蓄品の配布方法が不十分である。

災害時等の緊急連絡は、学年主任とクラス主任が、担当する学生および父母への連絡先を把握しているが、全学一斉の連絡システムを明確にしておく必要がある。

安全衛生管理委員会は教職員、学生に対して適切に活動しており、事故等の防止に機能している。

セクシャル・ハラスメントについては、すでに規程が制定され、ハラスメント防止対策委員会も設置され、啓発活動を行い適切に機能している。

学生および職員の車両登録は、学内の駐車秩序、安全運転のための指導、あるいは交通違反、事故への対応に一定の成果を上げている。

(3) 11 - 2の改善・向上方策

本学の授業には、実験、実習などで火気を使う科目もあり、今後も安全衛生管理委員会を中心に災害などに対する危機管理および学生の健康管理など全学を上げての更なる見直しをしていく必要がある。緊急時の連絡についても、各職員および学生の携帯電話にメールで確認ができる体制を整える必要がある。

また、セクシャル・ハラスメント防止については現在、パンフレットの配布、講習会の実施などを通して啓発に努めているが、今後も継続し「人権尊重の意識」の定着と「ハラスメント防止」の周知に努めていく必要がある。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること

《11-3の視点》

11-3 - 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 事実の説明(現状)

11-3 - 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

研究成果の公表

松本歯科大学の学会誌「松本歯学」(1972年発行現在33巻まで発行)は、年3回発行され、学会員および国内の歯科系の大学図書館(約30館)に配布している。

教養系の「松本歯科大学紀要(1972年発行現在36輯)」は年1回発行し、国内の大学図書館(約100館)に配布している。

研究業績の公開

教員の研究業績については、1998年から独立行政法人科学技術振興機構の「研究開発支援総合ディレクトリ(READ)」に研究課題などを登録している。本人の同意を前提として、研究者および研究に関する情報が一般に公開されている。

出版会

2004年には松本歯科大学出版会を設置し、学術図書をわかりやすく社会へ普及するために書籍を発刊している。1994年に発足して以来、これまでに17点(歯科医学系専門書11点、その他6点)の出版物をリリースしている。

広報活動

本学の広報活動については、広報課が中心となって新聞、インターネット、大学案内(パンフレット)などを通し常に積極的に行っているが、誤ったデータや誇大広告、虚偽の報告をさせないようにしている。学内外に発信するものはすべて、担当者やその部署だけでなく関連する部署などの確認を得た上で広報課において掲載している。

ホームページを利用した広報活動についても各担当者が掲載内容を広報課に連絡した上で課ごとに更新作業をし、広報課の承認を得た後でホームページに掲載している。

本学の広報紙「Campus Today」は、タブロイド版4ページ(特別号は8ページ)で毎月発行しており、学生、教職員、保護者、卒業生、その他の関係者に広く配布している。現在288号に達している。この広報紙には教育、研究の成果はもとより、大学の行事についても掲載している。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究成果について、学内外への広報は松本歯学や広報紙を通して行っているがまだ広報範囲が狭い。本学出版会は、大学の知的研究成果の社会への還元を主な使命として、文化の発信および大学の地位向上、広報的役割を果たしている。現在までに11冊の書籍を制作している。

(3) 11-3の改善・向上方策

今後はさらにホームページでより本学の特色を表現できるよう工夫する。また、研究成果などをデータベース化してホームページに掲載していくようにしていかなばならない。

[基準11の自己評価]

本学は健全な大学運営を維持する組織倫理の規定として、「学校法人松本歯科大学就業規則」、「学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程」、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」、「松本歯科大学研究等倫理規程」など規程を整備している。危機管理については、想定される範囲で危機を回避する体制を整えている。また、地域の方たちや本学に関心を持つ方に本学の現況をより理解していただくため、地域社会に開かれた私立歯科大学として大学のホームページや広報紙、書籍、学会誌などを通して情報の公開などを行い、社会的責務を果たしてきている。

[基準11の改善・向上方策(将来計画)]

地域社会から、そして地域の人々から親しまれ、より身近な大学として本学が存在するために、大学のさまざまな情報を継続して公開していくべきである。また、社会情勢が変化していく中で、組織倫理として定めるべき事項も日々変化していくので、現状に即した取り組みを常日頃から心がけていかなければならない。さらに教職員および学生のモラルなどを引き続き維持、高揚する体制をよりいっそう確立していかなければならない。

・特記事項

松本歯科大学病院

・病院の理念・目標・構想

(1) 病院の理念・目標

病 院 の 理 念

建学の精神に立脚し患者個人の尊厳を重んじた手厚い医療を行う。教学一致の不断の研鑽と高雅な学識、技法に基づく臨床教育及び生涯教育を行い、人間性豊かな知識・技術・態度に優れた医療人を育成する。

真理を追究し、真理に基づいた医療のために幅広く有意義な臨床研究を推進し、先進的かつ質の高い医療を提供しつつ、優れた医療人を育成し医学の発展と地域社会に貢献する。

病院の理念を実現するために、病院では「やさしく、親切、安全で、確かな医療サービスの提供」をモットーとして掲げ、全職員・全医療人がその目標に向かい日々研鑽に励んでいる。

(2) 病院の構想

地域医療機関の中での立場を明確化

地域医療機関との連携を深め、地域の人々の健康・福祉の増進のために安全で質の高い医療を提供する。

高齢者歯科医療等への対応

人口構成の高齢化に伴い高齢者歯科医療の需要が増すことから、バリアフリー、車いすによる歯科診療などに配慮する。同時に障害者歯科診療の実績を更に高める。

訪問・巡回診療の充実

通院できない人々の歯科診療、各種施設の巡回診療により地域住民、施設入所者の口腔の健康保持を図る。

専門外来の設置

これまで診療科内で行われていたインプラント、審美歯科、スポーツ歯科などを、診療科の枠組みを越えた連携診療チームによる専門外来として設置し、患者に診療内容をわかりやすくする。また、専門分野を明確にすることにより専門家の育成を図る。

医歯連携外来の設置

新病院では、内科、眼科を新規に設置する。歯科と医科の両領域に跨る摂食・嚥下リハビリ外来、いびき・睡眠時無呼吸症外来などを設け、歯科と医科の連携を最大限生かす。

臨床研究の推進

エビデンスに基づいた医療を推進させるために臨床データの収集、集積を行うなどの体制をつくり、臨床研究の推進を図る。

臨床教育の充実

臨床実習カリキュラムに基づく卒前教育と臨床研修プログラムに基づく卒後研修の充実を図り、卒前から卒業までの一貫教育により、社会から求められる優れた歯科医師を育成する。

病院職員を対象とした研修会の開催

先進的な医療技術や新しい知識を学ぶために、その分野の専門家を招聘して定期的にセミナーを開催する。

・新病院の建設

本学では数年来、新病院建設が大きな課題の一つであった。平成 18 年に新病院建設のプロジェクトチームが立ち上げられ、同年秋から従来の病院の隣に、建築面積 4,437 m²、延べ床面積 1 万 4,500 m²の地上 4 階、地下 1 階建ての新病院の建設に着手した。

新病院は「病院を感じさせない病院」、「患者への安全性・快適性を重視した病院」をコンセプトとし、2007 年末にはほぼ完成し、若干の建築上の手直しをしたのち 2008 年 4 月 15 日に開院した。

・新病院のコンテンツ

新病院では、これまで施設上あるいは設備上の制約等から実現できなかった事項についてもその実現を追求し、かつ費用対効果の効率性をも追求した病院の実現を目指した。具体的には以下に示したような内容になっている。

1. 設備、診療体制

(1) 新病院の施設面

患者と医療スタッフの動線が交差しないようあらゆる場所で通路を区別している。使用済み器材と消毒済み器材が交差しないよう専用エレベーターを区別して使用する。滅菌サプライセンターにプラズマ滅菌装置やジェットウォッシャーを設置し、集中して滅菌と器材の供給ができるように体制を整えている。

小児歯科、矯正歯科、特殊診療科では壁面に女子美術大学のヒーリングアート・プロジェクトの協力を得て、動物の絵などのアートを施し、観るだけでも楽しくなるような雰囲気醸し出して来院患者のアメニティの向上に努めた。

小児歯科と特殊診療科では天井にテレビモニターを設置し、どのチェアユニットからでもモニターでアニメなどを見ながら診療を受けられるようにし、小児患者などに対して円滑な診療ができるよう工夫した。

病院全体に MGB を流し、癒し系の音楽等によりリラックスして診療を受けられるよう配慮している。

病院エントランスには 2 階までの大きな吹抜けがあり、開放感とともにアメニティを最大限追求している。

建物の外壁はガラス張りであり、自然光が存分に入りこみ、明るい環境下で診療ができる。

病室は31床である。各ベッドにはインターネットに接続できるよう設備してある。

(2) 新しい診療・運営体制

1) 基本的考え方

大学病院にありがちな診療科の垣根を排除するために、診療科の編成をできるだけ緩かにして、診療科の間で谷間や壁が生じないようにする。

講座と診療科との関係に新しい工夫をおこなう。(新しい分野の診療や総合診療の支障となる恐れがあるため、講座と診療機能は必ずしも直結させない。)

すべての診療スタッフは基本的に病院長の指揮下に配置し、柔軟で流動的かつ効率的な運営を図る。

チェアユニットの稼働率を高めるため、チェアユニット数は旧病院より数を絞り込んである。チェアユニットの運用は診療科単位に数を固定するものではなく、患者数に即して柔軟に対応する。

歯科部門と医科部門の組織の融合を図る。

医科システムと歯科システムの両システムに対応できる電子カルテシステムを開発し、正確な診療報酬の算定、チェアユニットを効率的に運用し稼働率を高めるために、電子カルテシステムや予約システムを駆使する。

2) 総合診療と専門診療の両立

専門性と総合性の調和を図る。(各歯科医師のもつ専門領域を尊重しつつ、患者にしては総合的に「治療計画に基づく一口腔単位の診療体制」を徹底する。)

すでに総合診療およびリコール体制が確立されている小児歯科に対して、成人の総合診療を実現するため、保存科、補綴科、口腔外科を中心に総合診療科を編成する。

成人の総合診療を組織的に機能させるため、初診患者に対しては複数科の歯科医師が初診室で対応し、カンファレンスにより一口腔単位の治療計画を立てる。

医療法で認められている標榜科名(歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科)や社会的に認知されている診療科名(歯周病科)、病院全体へのサービスの要素のある診療科名(歯科麻酔科、歯科放射線科)、主として障害者の診療を行う特殊診療科を表記科名とする。

新しい診療分野(専門外来)の設置

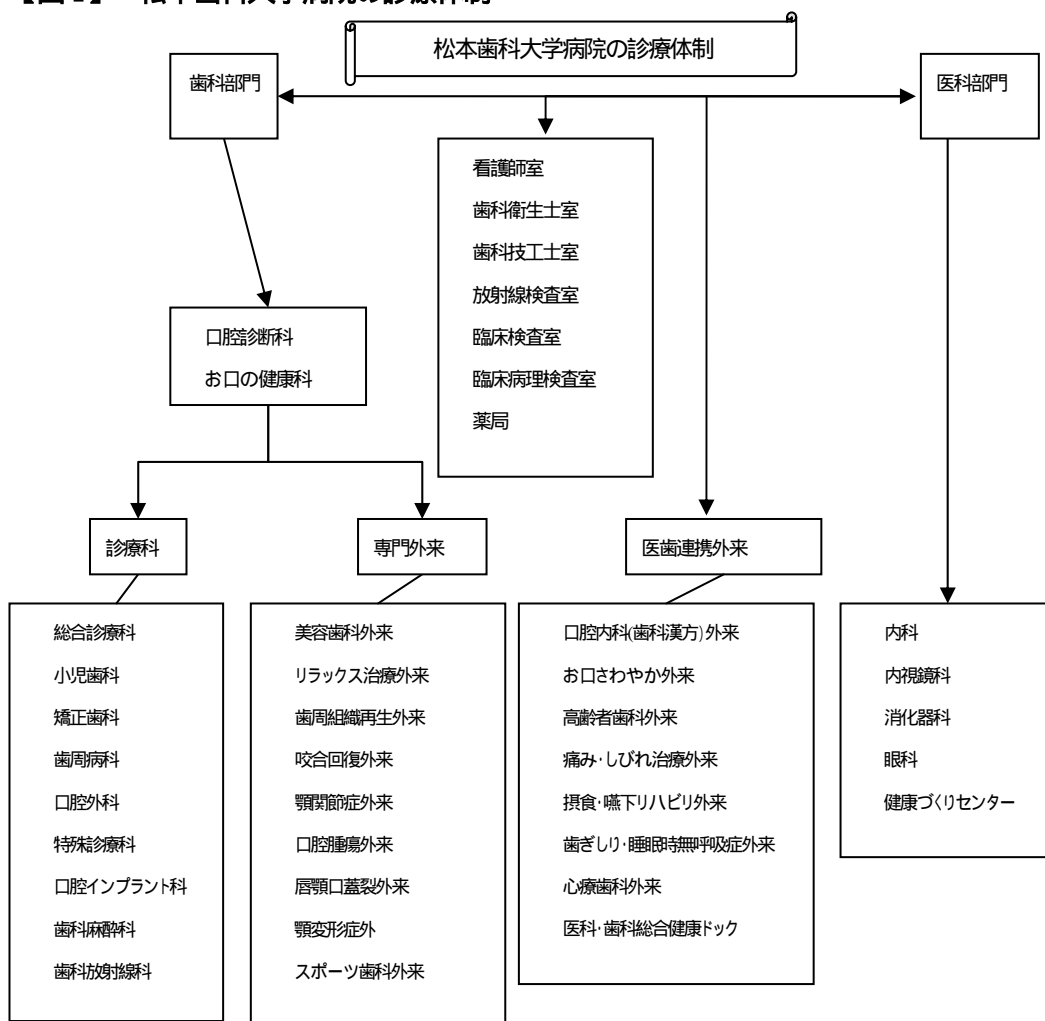
- ・専門外来は専任の歯科医師と他科の歯科医師の兼任による連携的組み合わせで構成する。
- ・専門外来には核となる専任の歯科医師を配置する。学内に適任者がいない場合は、適切な人物を選任し外部に研修に出して育成する。内部での育成が不可能な場合は外部に人材を求める。
- ・専門外来はチーム診療・連携診療を中心とし、外来の規模は小さくても患者のニーズに対応できる態勢とする。

3) 医歯連携外来の設置

これまで歯科と医科の境界的な疾患については、歯科単独病院では患者の要請に十分応えることはできなかった。今回病院に医科が併設されることによって、従来は医科の対診が必要なため他の医療機関に患者を転送せざるを得なかった場合でも、本病院内で診療を完結することも可能となり、次項に述べる地域医療連携室の運用を含めて、患者の利便性からもその意義は非常に大きいといえる。

新病院の診療科、専門外来、医歯連携外来の関係を図示すると図1のようになる。

【図1】 松本歯科大学病院の診療体制



4) 地域医療連携室の設置

本院ではこれまで地域医療連携室は設置していなかった。新病院では病院事務室の隣に専用の部屋を設けている。地域医療機関との連携を深め、患者を相互に紹介し合い患者にとって最適な医療を受ける機会を提供できることは今の医療において最も求められていることの一つである。今後、新検査装置の導入を図る際など、地域医療担当者のニーズも踏

まえながら計画し、あるいは新しい診療機能に対する地域のニーズを勘案して医療領域の拡大も図ってゆく必要があるものと思われ、このよう面においても地域医療連携室の機能は重要性を有していると考えられる。これまでは歯科の大学病院として、歯科医院からの紹介 本院で診療 歯科医院へ戻すという流れが主であったが、医科が入ったことにより、この他に開業医 本院 他の病院、他の病院 本院 他の病院へ戻すという流れも加わるものと思われ、地域医療連携室の役割が増すことになる。

5) 電子カルテシステムの導入

本院では、1988年にレセコンシステムといわれる第1次コンピュータシステムを導入し、さらに1996年には第2次コンピュータシステムを導入して、窓口会計とレセプトのコンピュータ処理に加え、オーダーリングもコンピュータシステムによって可能となっていた。

今回の新病院開設に際しては、今後全国的に制度化される方向の電子カルテシステムを導入することにした。しかし他大学や他社の例を検討してきた結果、歯科システムでの電子カルテ化は困難という結論に至り、新システムでは医科の電子カルテシステムをベースにして歯科のシステムをそこに乗せるという形をとっている。医科の電子カルテをベースにしたことにより入院やオーダーリング、予約等は飛躍的に入力がしやすくなった。歯科のシステムはこれまで蓄積してきたノウハウを基に組んであるため、歯科医師および医師も比較的スムーズに新システムに移行できた。また、新システムでは電子カルテの他にX線はディスプレイ上で診断することになっており、更に、会計自動精算機や診療、会計案内には電光掲示板による案内表示システムを採用し、可能な限りの省力化と待ち時間短縮などの患者への配慮がしてある。

・臨床研究

医学・医療の進歩は日進月歩であるが、それを支えているのが学会での発表や論文の掲載等である。本院でもすべての医局員が診療科単位や個人単位で学会に積極的に参加し、また多くの研究発表を行っている。その基となるのが症例研究や特殊な臨床例である。臨床研究は患者に対する倫理的な配慮が必須である。本学の研究倫理委員会に臨床研究のテーマを提出し、その許可を得た後でなければ実施できないことになっている。2007年度は33件の計画書が提出されている。

・臨床実習

病院の臨床実習は、2007年度において、第5学年の10月から3ヶ月間の臨床予備実習が行われ、1月から1年間の本実習となった。予備実習に入る前の7月には学生が臨床に上がるためのOSCE試験(客観的臨床能力試験=判断力・技能・態度を見る試験)が実施され、合格者が臨床実習に進むこととした。1月からの臨床実習は1グループ10人で各診療科を1週間~2週間の単位で前期と後期に分け、見学、相互実習、レポート、臨床講義、教授諮問等を行い、最後に各科ごとに実施する臨床試験にすべて合格し、出席数も基準を満たしている場合に臨床実習修了となる。臨床実習は学年主任、副学年主任、各科選出のヘッドインストラクターによる会議に運営が委ねられ、臨床実習をより効果のあるものとするため、毎年少なからず改良を加えている。このヘッドインストラクター会議は、教授

会から委託を受けた附属病院の責任者である病院長の下、毎月 1~2 回の割合で開かれ、各科のカリキュラムや各学生の臨床実習の出席、進行状況等が協議・報告される。

・臨床研修

本院の臨床研修は 1989 年から始まった。2005 年までは努力義務であった歯科医師の臨床研修も 2000 年の医療法改正により 2006 年からは必修化となった。本院での臨床研修の目標は「歯科診療に関する知識および技術を実地に習得し、その歯科診療能力を向上させるとともに、歯科医療における人間関係についての理解を深める」ことにあり、以下が具体的な研修目標となる。

すべての歯科医師に求められる基本的な臨床能力(知識・技能・態度・判断力)を身につける。

患者の有する問題を身体的・精神的および社会的側面から全人的に理解し、適切に説明・指導して解決しようとする能力を身につける。

患者および家族との望ましい人間関係を確立しようとする態度を身につける。

患者の生命に関わり、重篤な後遺症をきたす恐れのある歯科疾患について、症状の早期発見と初期対応の基本を学ぶ。

チーム医療において、他の医療メンバーと協調し協力する習慣を身につける。

他科または他の医療機関に紹介する必要がある場合に、適切に判断し必要な書類を添えて紹介・転送する能力を身につける。

診療録やその他の医療記録を適切に作成する能力を身につける。

自己評価をして第三者の評価を受け入れ、診療にフィードバックする態度を身につける。

生涯にわたる自己学習の習慣を身につける。

研修歯科医の採用は、まず学内の選考試験を行い、マッチング協議会の規定に従ってマッチングをした後、仮採用となる。3 月の国家試験の結果により合格者のみが本採用となり、4 月から 1 年間の研修を行うことになる。本院には単独研修方式と複合研修方式の 2 種類の研修プログラムがあり、複合研修方式の研修医は 4 ヶ月間協力型研修施設で研修を受けることになっている。その他全員が研修期間中に障害者施設などの研修協力施設で数日間研修を受けるように義務づけられている。

臨床研修の管理運営は、病院長、副病院長、プログラム責任者、副プログラム責任者からなる臨床研修運営委員会に委ねられており、委員会は毎月開催され、研修手帳の作成や研修プログラムの策定、研修歯科医の研修状況の把握、研修態度、研修評価、日常面での指導など多岐にわたる。

また、協力型研修施設となるためには、指導歯科医講習会を受講し指導歯科医の資格を有する歯科医師が常勤として勤務していることが必須であるため、本院では長野県歯科医師会の後援を受けながらこれまで積極的に学内、学外者を対象に指導歯科医講習会を開催してきた。その結果本院の指導歯科医講習会を受講し、指導歯科医として修了証を授与された歯科医師数は表 1 のとおりとなっている。

【表1】 指導歯科医講習会 受講者数

回	実施日	学内受講者数	学外受講者数	合計
第1回	2004年12月11・12日	15	9	24
第2回	2005年3月26・27日	0	27	27
第3回	2005年6月25・26日	0	30	30
第4回	2005年7月23・24日	0	29	29
第5回	2006年2月18・19日	0	22	22
第6回	2006年6月24・25日	11	7	18
第7回	2006年12月16・17日	11	7	18
第8回	2007年10月27・28日	15	17	32

更に、複合研修を選択する研修歯科医の研修施設を確保し、施設選択の幅を広げるためにも、臨床研修必修化を契機に長野県内や本学卒業の開業医に積極的に働きかけ、その結果2008年3月現在80箇所の協力型研修施設を確保するに至っている。

本院における過去5年間の本学出身者と他大学出身者別および単独と複合研修プログラム別の研修歯科医数を示すと表2のようになっている。

【表2】 研修歯科医師数

年度	研修歯科医数	本学出身者	他大学出身者	単独研修	複合研修
2003	31	31	0	29	2
2004	17	17	0	12	5
2005	29	26	3	13	16
2006	59	57	2	29	30
2007	54	50	4	24	30

・臨床関連の研修等

1. FD研修

本学ではFD委員会主催によるFD研修会を2004年から随時開催していて、2008年3月現在計32回開いているが、その中で臨床に関するものは7回であった。FD研修を通じて他大学の現状や先駆的なケースを学び、それを本学の教育に生かすべく教員も常日頃自己の能力をブラッシュアップするよう努めている。

2. 大学院セミナー

大学院でも外部から講師を呼び定期的にセミナーを開いているが、これまで実施したセミナー168回のうち臨床に関するセミナーは25回であった。

3. 病院セミナー

2007年度からは、病院でも2ヶ月に1回、年6回を目安に病院セミナーを開くこととした。その趣旨は他大学等の臨床の場で取り入れられている先駆的な医療技術や知識を学び、本院のこれからの臨床活動の充実を図り、もって確かな医療の提供に生

かすことにある。2007年6月に第1回目を開催し、2008年3月現在すでに6回実施した。

・公開講座

2003年から来院中の患者や市民を対象とした公開講座をスタートした。本院に対する理解の向上や歯科医療分野において一般的にあまり知られていない治療法について啓発し、公開講座を通じて地域住民の健康増進の一助にしようというものである。公開講座はこれまで春、秋の年2回開催することを基本としてきたが、2007年は病院建設の関係から実施しなかった。今後は単発の講座でなく、1つのテーマをシリーズで開催する、医科の公開講座を開催する、など開催の仕方に工夫を凝らし、公開講座を定着させていく必要がある。以下は第1回からの公開講座のテーマを表3にまとめたものである。

【表3】 公開講座一覧

回	開催日	テーマ	備考
第1回	2003.2.8	歯のホワイトニング(審美)について	
第2回	2003.7.12	口腔内を清潔に保つには ～電動ハブラシの使用法とその効果～	
第3回	2004.4.10	歯周病と全身疾患との関係について	
第4回	2004.11.13	口臭を中心とした臭いの話	
第5回	2005.5.28	どうしたら美しい歯並びを得ることができるのでしょうか	
第6回	2005.12.10	親子でつくろうこどもの健康な歯	
第7回	2006.10.28	「あなたがドライマウスになったら」 ～口腔乾燥症の原因・治療法・家庭での対処法～	

・その他

1. 医療相談室

臨床研修必修化に向けた体制の整備のなかで、医療安全のための体制として歯科医師臨床研修施設においては、患者からの相談に適切に応じる体制を確保しなければならないことになった。このため、本院では2005年1月に医療相談室を設置し、以後組織的に患者等からの苦情や相談に応じられる体制をとっている。具体的には、医療安全管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会の委員の中から曜日ごとの担当を決め、患者からの要求があった場合に直接医療相談室で面談し、報告書を作成の上、医療安全管理委員会委員長の指示のもとに担当医やその上司と相談して解決を図っている。それらの結果は、リスクマネジメント部会や医療安全管理委員会にフィードバックされ、最終的に医局で報告されることにより医療安全などに役立っている。

2. 医療接遇研修

医療は、患者と医師をはじめとする医療スタッフが対等の立場に立って、協同して

患者の病気を治すという姿勢が最も大切である。どちらが上であっても下であっても患者との良い人間関係を築くことはできない。このような考えから特に本学のような医療機関では、医学の知識は勿論であるが、社会で通用する人間関係を学ぶために早い段階から学生の接遇研修に力を入れている。同時に職員も全員接遇研修を受けることを義務とし、全学をあげて取り組んでいる。2006年度には、まず教授クラスから職制別に20～30人程度のグループ分けをし、それぞれの職制に見合った内容の接遇研修を順次行った。医療職員については患者に対する接遇が特に求められるため、一般的な接遇研修とは別に、2007年・2008年度にも継続して更に病院職員として必要な接遇研修を職種別に受けた。

病院の利用者すべてから「あの病院は職員の感じが非常によい」という評価が定着するような病院にしていきたい。

3. 総合案内

やさしく、親切的な病院であるためにも患者に対する接遇やサービスの向上に取り組んでいる。本院では2006年から総合案内を設け、職員を配置し初診患者の案内を行っている。初めて来院する患者は少なからず治療に対する不安や病院に対する不安を抱いている。最初に接した場所で良い応接を受ければ、患者は大きな安心を得るであろう。その意味からも総合案内の役割は大きいといえる。

4. 奨励手当

仕事に対する姿勢が積極的であっても評価が変わらなるとすれば、職員の仕事に対するモチベーションは上がらない。このため病院では2007年度から若手の助手に対して診療実績に応じて奨励手当を支給する仕組みを導入した。これは職員の競争心をかきたてるという意味ではなく、頑張りに応じてその成果を適正に評価することに狙いがある。

具体的には、支給期間内における支給対象者による医療収入の総額に支給率（5～7%の範囲内）を乗じた額とし、患者数と医療収入の比例按分により支給額を決定する。ただし、診療科によっては科の特性から患者数や医療収入に不平等要因が生じてしまうため、支給総額の2分の1は基礎配分として全助手に均等配分することにより、不公平を緩和する措置を講じている。

・今後の課題

1. 先進医療

先進医療とは、一般の保険診療で認められている医療の水準を超えた先進技術として厚生労働省から承認された医療行為であるが、2008年2月1日現在127種類の項目が先進医療として承認されている。本院でもこれまでに高度先進医療（2006年10月からは先進医療）のうち歯周組織再生誘導法 光学印象採得による陶材歯冠修復法を取得しようとした経緯があるが、いずれも諸条件が整わず今日まで行われていない。また、

X線CT診断装置および手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術は、医療機器は設置され条件が整っているが、もうひとつの条件である歯科医師の症例数が足りず先進医療と

して申請するに至っていない。今後は、眼科も含め大学病院として高い水準の医療を提供するためにも、是非とも計画的に先進医療に挑戦していきたい。

2. 治験

医科の分野に比べて歯科での治験はもともと数が極めて少ない。本院でも医薬品の再評価に対する依頼は時々あるものの、本来の意味での治験（医薬品が歯科の特定の疾患に効果があるか否か、あるいは新しい医薬品の候補が安全で実際に役立つか）は過去20年間で依頼が1~2例しかなく、歯科の治験の数が絶対的に少ないこと、本院が地方にあるという地理的要因などを考慮しても、やはり大学病院として物足りなさを感じる。先進医療同様に病院の活性化を図るためにも、積極的に治験の受け入れを進めていきたい。

3. 医科・歯科総合健康ドック

国民の健康に対する意識の高まりとともに、国を挙げて生活習慣病の予防に力が注がれている現在、健康ドックや歯科ドックの役割は大きい。病院を活性化するためにも従来型の疾病の治療のみでなく、今後は予防・ケアの将来性にも視野を広げることで新しい病院のあり方を追求してゆきたい。新病院では医科歯科総合健康ドックに対応できるように1階にそのスペースと設備を確保してあるが、現在内科医が1人であるため当面その体制が整う状況ではない。さらに2008年4月からの労働安全衛生法の法改正により、健康診断や健康ドック後の保健指導や運動指導、栄養指導等のフォロー体制が義務づけられたため、新たに「健康づくりセンター」を設置し、保健師、管理栄養士、臨床心理士、運動管理士などを配置して、運営にあたることとした。